

# 土木工事施工管理基準

令和4年10月

富山県土木部



# 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

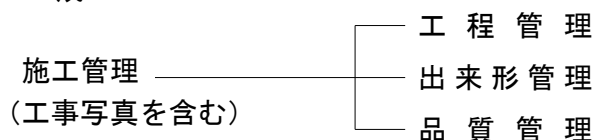
## 1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この管理基準は、富山県土木部が発注する土木工事について適用する。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、**施工管理計画**及び**施工管理担当者**を定めなければならない。
- (2) **施工管理担当者**は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の**請求**に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持管理等の当初工事計画が困難な工事内容については省略できるものとする。

なお、工事の種別、規模を問わずすべての工事について実施するものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。測定基準におい

て測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

なお、工事の種別、規模を問わずすべての工事について実施するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

(4) 写真管理

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を土木工事写真撮影要領により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

6. 施工管理基準及び規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。ただし、既設構造物又は関連する他の工種により制約を受けるものと認められる場合等は、この限りではない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			1-3-1
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			1-3-1
	1-2-3-2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			1-3-2
	1-2-3-3	1	盛土工			1-3-3
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			1-3-3
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法		1-3-4
				多数アンカー式補強土 工法		1-3-4
				ジオテキスタイルを用 いた補強土工法		1-3-4
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		1-3-4
1-2-3-6		堤防天端工			1-3-4	
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			1-3-5
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			1-3-5
	1-2-4-3	1	路体盛土工			1-3-6
	1-2-4-3	2	路体盛土工 （面管理の場合）			1-3-6
	10-1-3-6	1	路床盛土工			1-3-6
	1-2-4-4	2	路床盛土工 （面管理の場合）			1-3-6
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		1-3-7
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			1-3-7

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-1-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		1-3-8
				軽量鋼矢板		1-3-8
				コンクリート矢板		1-3-8
				広幅鋼矢板		1-3-8
				可とう鋼矢板		1-3-8
	3-1-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		1-3-8
	3-1-3-6		小型標識工			1-3-8
	3-1-3-7		防止柵工	立入防止柵		1-3-9
				転落（横断）防止柵		1-3-9
	10-1-3-6			車止めポスト		1-3-9
	3-1-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		1-3-9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		1-3-9
	3-1-3-9		区画線工			1-3-10
	3-1-3-10		道路付属物工	視線誘導標		1-3-10
				距離標		1-3-10
	3-1-3-11		コンクリート面塗装工			1-3-10
	3-1-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		1-3-11
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		1-3-11
	3-1-3-13	1	ポストテンション桁製作工			1-3-12
		2	プレキャストセグメント桁製作工	(購入工)		1-3-12
	3-1-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			1-3-12
	3-1-3-15		PCボックス製作工			1-3-13
	3-1-3-16	1	PC箱桁製作工			1-3-13
		2	PC押し出し箱桁製作工			1-3-14
	3-1-3-17		根固めブロック工			1-3-14
	3-1-3-18		沈床工			1-3-15
	3-1-3-19		捨石工			1-3-15
	3-1-3-22		階段工			1-3-15
	3-1-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1-3-15
				鋼製フィンガージョイント		1-3-16
				埋設型ジョイント		1-3-16
3-1-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		1-3-16	
			かごマット		1-3-16	
3-1-3-27	1	羽口工	じゃかご		1-3-17	
			ふとんかご、かご枠		1-3-17	
3-1-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		1-3-17	
			プレキャストパイプ工		1-3-17	
3-1-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		1-3-18	
			L型側溝工		1-3-18	
			自由勾配側溝		1-3-18	
			管渠		1-3-18	
	2	側溝工	場所打水路工		1-3-18	
			暗渠工		1-3-18	
3-1-3-30		集水柵工			1-3-19	
3-1-3-31		現場塗装工			1-3-19	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第4節 基礎工	3-1-4-1		一般事項	切込砂利		1-3-19
				砕石基礎工		1-3-19
				割ぐり石基礎工		1-3-19
				均しコンクリート		1-3-19
	3-1-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		1-3-19
				プレキャスト		1-3-20
	3-1-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-3-20
				鋼管杭		1-3-20
				H鋼杭		1-3-20
		2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		1-3-20
	3-1-4-5		場所打杭工			1-3-20
3-1-4-6		深礎工			1-3-21	
3-1-4-7		オープンケーソン基礎工			1-3-21	
3-1-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			1-3-21	
3-1-4-9		鋼管矢板基礎工			1-3-22	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-1-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-3-22
				コンクリートブロック張り		1-3-22
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		1-3-22
	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1-3-23	
	3-1-5-4		緑化ブロック工			1-3-23
3-1-5-5		石積（張）工			1-3-23	
第6節 一般舗装工	3-1-6-6		橋面防水工			1-3-23
	3-1-6-7		アスファルト舗装工	下層路盤工		1-3-24
				下層路盤工（面管理の場合）		1-3-25
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-3-26
				上層路盤工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		1-3-27
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-3-28
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） （面管理の場合）		1-3-29
				加熱アスファルト安定処理工		1-3-30
				加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）		1-3-31
				基層工		1-3-32
				基層工（面管理の場合）		1-3-33
				表層工		1-3-34
				表層工（面管理の場合）		1-3-35
	3-1-6-8		半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-3-35
				下層路盤工（面管理の場合）		1-3-36
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-3-36
				上層路盤工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		1-3-37
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-3-37
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） （面管理の場合）		1-3-38
				加熱アスファルト安定処理工		1-3-38
加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）					1-3-39	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-1-6-8	9	半たわみ性舗装工	基層工		1-3-39	
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		1-3-40	
		11	半たわみ性舗装工	表層工		1-3-40	
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-3-41	
	3-1-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工			1-3-41
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）			1-3-42
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）			1-3-42
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）			1-3-43
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			1-3-43
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） （面管理の場合）			1-3-44
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工			1-3-44
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）			1-3-45
		9	排水性舗装工	基層工			1-3-45
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）			1-3-46
		11	排水性舗装工	表層工			1-3-46
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）			1-3-47
	3-1-6-10	1	透水性舗装工	路盤工			1-3-48
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）			1-3-48
		3	透水性舗装工	表層工			1-3-49
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）			1-3-49
	3-1-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工			1-3-50
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）			1-3-50
		3	グースアスファルト舗装工	基層工			1-3-51
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）			1-3-51
		5	グースアスファルト舗装工	表層工			1-3-52
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）			1-3-52
	3-1-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工			1-3-53
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）			1-3-53
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工			1-3-54
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）			1-3-54
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工			1-3-55
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面 管理の場合）			1-3-55
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層			1-3-56
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場 合）			1-3-56
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工			1-3-57
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場 合）			1-3-57
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）			1-3-58
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工） （面管理の場合）			1-3-58
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤 工）			1-3-59
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤 工）（面管理の場合）			1-3-59
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝 青）安定処理工）			1-3-60
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝 青）安定処理工）（面管理の場合）			1-3-60



【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-1-6-12	17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層) (面管理の場合)		1-3-61	
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		1-3-61	
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		1-3-62	
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		1-3-62	
	3-1-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工			1-3-63
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)			1-3-63
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)			1-3-64
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工			1-3-64
		5	薄層カラー舗装工	基層工			1-3-64
	3-1-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工			1-3-65
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)			1-3-65
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)			1-3-66
	3-1-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工			1-3-66
		5	ブロック舗装工	基層工			1-3-66
	3-1-6-15	1	路面切削工				1-3-67
		2	路面切削工 (面管理の場合)				1-3-67
	3-1-6-16		舗装打換え工				1-3-67
	3-1-6-17	1	オーバーレイ工				1-3-68
		2	オーバーレイ工 (面管理の場合)				1-3-68
	第7節 地盤改良工	3-1-7-2		路床安定処理工			1-3-69
3-1-7-3			置換工			1-3-69	
3-1-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上			1-3-69
		2	表層安定処理工	ICT施工の場合			1-3-70
3-1-7-5			パイルネット工			1-3-70	
3-1-7-6			サンドマット工			1-3-70	
3-1-7-7			パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			1-3-71
				ペーパードレーン工			1-3-71
				袋詰式サンドドレーン工			1-3-71
3-1-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			1-3-71
3-1-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工			1-3-71
	高圧噴射攪拌工					1-3-71	
	スラリー攪拌工					1-3-71	
生石灰パイル工					1-3-71		
2	固結工	スラリー攪拌工 (「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合)			1-3-71-(2)		
3	固結工	中層混合処理工			1-3-72		
第10節 仮設工	3-1-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1-3-72	
				鋼矢板		1-3-72	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		1-3-72	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1-3-72	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1-3-72	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-3-73		
	3-1-10-9		地中連続壁工 (壁式)			1-3-73	
	3-1-10-10		地中連続壁工 (柱列式)			1-3-73	
3-1-10-22		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88		
第11節 軽量盛土工	3-1-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第12節 工場製作工 (共通)	3-1-12-1	1	一般事項	鋳造費 (金属支承工)		1-3-74
		2	一般事項	鋳造費 (大型ゴム支承工)		1-3-75
		3	一般事項	仮設材製作工		1-3-76
		4	一般事項	刃口金物製作工		1-3-76
	3-1-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		1-3-77
		シミュレーション仮組検査を実施する場合			1-3-77	
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		1-3-79
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工 (仮組立時)		1-3-80
	3-1-12-4		検査路製作工			1-3-82
	3-1-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-3-82
	3-1-12-6		落橋防止装置製作工			1-3-82
	3-1-12-7		橋梁用防護柵製作工			1-3-82
	3-1-12-8		アンカーフレーム製作工			1-3-83
	3-1-12-9		プレビーム用桁製作工			1-3-83
3-1-12-10		鋼製排水管製作工			1-3-84	
3-1-12-11		工場塗装工			1-3-84	
第13節 橋梁架設工	3-1-13		架設工 (鋼橋)	クレーン架設		1-3-85
				ケーブルクレーン架設		1-3-85
				ケーブルエレクション架設		1-3-85
				架設桁架設		1-3-85
				送出し架設		1-3-85
				トラバラークレーン架設		1-3-85
	3-1-13		架設工 (コンクリート橋)	クレーン架設		1-3-86
				架設桁架設		1-3-86
		架設工支保工	固定		1-3-86	
			移動		1-3-86	
架設桁架設	片持架設		1-3-86			
	押出し架設		1-3-86			
第14節 法面工 (共通)	3-1-14-2	1	植生工	種子散布工		1-3-86
				張芝工		1-3-86
				筋芝工		1-3-86
				市松芝工		1-3-86
				植生シート工		1-3-86
				植生マット工		1-3-86
				植生筋工		1-3-86
				人工張芝工		1-3-86
				植生穴工		1-3-86
				植生基材吹付工		1-3-87
	客土吹付工		1-3-87			
	3-1-14-3		吹付工 (仮設を含む)	コンクリート		1-3-88
				モルタル		1-3-88
	3-1-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1-3-89
				現場吹付法枠工		1-3-89
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		1-3-89
	3-1-14-6		アンカー工			1-3-89

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形 管理基準	頁
第15節 擁壁工 (共通)	3-1-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-3-90
	3-1-15-2		プレキャスト擁壁工			1-3-90
	3-1-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-3-91
				多数アンカー式補強土工法		1-3-91
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-3-91
3-1-15-4		井桁ブロック工			1-3-91	
第16節 浚渫工 (共通)	3-1-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-3-92
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		1-3-92
				バックホウ浚渫船		1-3-92
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		1-3-92
第18設 床版工	3-1-18-2		床版工			1-3-93

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	5-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6	
第4節 地盤改良工	5-1-4-2		表層安定処理工		3-1-7-4表層安定処理工	1-3-69	
	5-1-4-3		パイルネット工		3-1-7-5パイルネット工	1-3-70	
	5-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-1-7-7バーチカルドレーン工	1-3-71	
	5-1-4-5		締固め改良工		3-1-7-8締固め改良工	1-3-71	
	5-1-4-6		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71	
第5節 護岸基礎工	5-1-5-3		基礎工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19	
	5-1-5-4		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8	
第6節 矢板護岸工	5-1-6-3		笠コンクリート工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19	
	10-1-3-6		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8	
第7節 法覆護岸工	5-1-7-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22	
	5-1-7-4		護岸付属物工			1-3-94	
	5-1-7-5		緑化ブロック工		3-1-5-4緑化ブロック工	1-3-23	
	5-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22	
	5-1-7-7		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23	
	5-1-7-8		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89	
	5-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
				巨石積み		3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
				かごマット		3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
	5-1-7-10		吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88	
	5-1-7-11		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-87	
	5-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-3-4	
	5-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-1-3-27羽口工	1-3-17
ふとんかご					3-1-3-27羽口工	1-3-17	
かご枠					3-1-3-27羽口工	1-3-17	
連節ブロック張り					3-1-5-3連節ブロック張り	1-3-22	
第8節 擁壁護岸工	5-1-8-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90	
	5-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90	
第9節 根固め工	5-1-9-3		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14	
	5-1-9-5		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20	
	5-1-9-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15	
	5-1-9-7		かご工	じゃかご		3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご		3-1-3-27羽口工	1-3-17
第10節 水制工	5-1-10-3		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20	
	5-1-10-4		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15	
	5-1-10-5		かご工	じゃかご		3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご		3-1-3-27羽口工	1-3-17
	5-1-10-8		杭出し水制工			1-3-94	
第11節 付帯道路工	5-1-11-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9	
	5-1-11-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24	
	5-1-11-6		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53	

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	5-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	5-1-11-8		ブロック舗装工		3-1-6-14ブロック舗装工	1-3-65
	5-1-11-9		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	5-1-11-10		集水柵工		3-1-3-30集水柵工	1-3-19
	5-1-11-11		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
	5-1-11-12		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10
第12節 付帯道路施設工	5-1-12-3		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	5-1-12-4		標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
第13節 光ケーブル配管工	5-1-13-3		配管工			1-3-94
	5-1-13-4		ハンドホール工			1-3-95
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	5-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	5-2-4-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	5-2-5-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	5-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 地盤改良工	5-3-4-2		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
第5節 樋門・樋管本体工	5-3-5-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-3-5-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-3-5-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-3-5-6	1	函渠工	本体工		1-3-95
				ヒューム管		1-3-95
				P C管		1-3-95
				コルゲートパイプ		1-3-95
				ダクタイル鋳鉄管		1-3-95
5-3-5-6	2	函渠工	P C函渠	3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17	
5-3-5-7		翼壁工			1-3-96	
5-3-5-8		水叩工			1-3-96	
第6節 護床工	5-3-5-3		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-3-5-5		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	5-3-6-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	5-3-6-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第7節 水路工	5-3-7-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	5-3-7-4		集水柵工		3-1-3-30集水柵工	1-3-19
	5-3-7-5		暗渠工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	5-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第8節 付属物設置工	5-3-8-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-3-8-7		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
第4章 水門						
第3節 工場製作工	5-4-3-3		桁製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	5-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-3-82
	5-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作工	1-3-82
	5-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-1-12-10鋼製排水管製作工	1-3-84
	5-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	1-3-82
	5-4-3-9		仮設材製作工		3-1-12-1仮設材製作工	1-3-76
	5-4-3-10		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	5-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 水門本体内工	5-4-6-4		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-4-6-5		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-4-6-7		床版工			1-3-96
	5-4-6-8		堰柱工			1-3-96
	5-4-6-9		門柱工			1-3-96
	5-4-6-10		ゲート操作台工			1-3-96
	5-4-6-11		胸壁工			1-3-96
第6節 水門本体内工	5-4-6-12		翼壁工		5-3-5-7翼壁工	1-3-96
	5-4-6-13		水叩工		5-3-5-8水叩工	1-3-96
第7節 護床工	5-4-7-3		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-4-7-5		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	5-4-7-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	5-4-7-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第8節 付属物設置工	5-4-8-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-4-8-8		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
第9節 鋼管理橋上部工	5-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-4-9-10		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	第10節 橋梁現場塗装工	5-4-10-2		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工
第11節 床版工	5-4-11-2		床版工		3-1-18-2床版工	1-3-93
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-4-12-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-16
	5-4-12-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	5-4-12-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-4-12-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-4-12-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-3-11

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋 上部工(PC橋)	5-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-1-3-13ポストテンション 桁製作工	1-3-12
	5-4-14-4		プレキャストセグメン ト桁製作工(購入 工)		3-1-3-12プレキャストセグ メント桁製作工(購入工)	1-3-11
	5-4-14-5		プレキャストセグメン ト主桁組立工		3-1-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	1-3-12
	5-4-14-6		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-4-14-7		架設工(クレーン架 設)		3-1-13架設工(コンクリー ト橋)	1-3-86
	5-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-1-13架設工(コンクリー ト橋)	1-3-86
	5-4-14-9		床版・横組工		3-1-18-2床版工	1-3-93
	5-4-14-10		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第15節 コンクリート管理橋 上部工(PCホロー スラブ橋)	5-4-15-2		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-4-15-4		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
	5-4-15-5		PCホロースラブ製 作工		3-1-3-15PCホロースラブ 製作工	1-3-13
第16節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	5-4-16-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	5-4-16-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	5-4-16-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-4-16-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-4-16-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第18節 舗装工	5-4-18-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	5-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-1-6-8半たわみ性舗装工	1-3-35
	5-4-18-7		排水性舗装工		3-1-6-9排水性舗装工	1-3-41
	5-4-18-8		透水性舗装工		3-1-6-10透水性舗装工	1-3-48
	5-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-1-6-11グースアスファル ト舗装工	1-3-50
	5-4-18-10		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装 工	1-3-53
	5-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	5-4-18-12		ブロック舗装工		3-1-6-14ブロック舗装工	1-3-65
第5章 堰						
第3節 工場製作工	5-5-3-3		刃口金物製作工		3-1-12-1刃口金物製作工	1-3-76
	5-5-3-4		桁製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77
	5-5-3-5		検査路製作工		3-1-12-4検査路製作工	1-3-82
	5-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作 工	1-3-82
	5-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作 工	1-3-82
	5-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-1-12-10鋼製排水管製作工	1-3-84
	5-5-3-9		プレビーム用桁製作 工		3-1-12-9プレビーム用桁製 作工	1-3-83
	5-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作 工	1-3-82
	5-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-1-12-8アンカーフレーム 製作工	1-3-83

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	5-5-3-13		仮設材製作工		3-1-12-1仮設材製作工	1-3-76
	5-5-3-14		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	5-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 可動堰本体工	5-5-6-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-5-6-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
	5-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
	5-5-6-7		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-5-6-8		床版工		5-4-6-7床版工	1-3-96
	5-5-6-9		堰柱工		5-4-6-8堰柱工	1-3-96
	5-5-6-10		門柱工		5-4-6-9門柱工	1-3-96
	5-5-6-11		ゲート操作台工		5-4-6-10ゲート操作台工	1-3-96
	5-5-6-12		水叩工		5-3-5-8水叩工	1-3-96
	5-5-6-13		閘門工			1-3-96
	5-5-6-14		土砂吐工			1-3-96
	5-5-6-15		取付擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	第7節 固定堰本体工	5-5-7-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工
5-5-7-4			場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
5-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
5-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
5-5-7-7			矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
5-5-7-8			堰本体工			1-3-96
5-5-7-9			水叩工			1-3-96
5-5-7-10			土砂吐工			1-3-96
5-5-7-11			取付擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
第8節 魚道工		5-5-8-3		魚道本体工		
第9節 管理橋下部工	5-5-9-2		管理橋橋台工			1-3-97
第10節 鋼管理橋上部工	5-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	5-5-10-10		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
第11節 橋梁現場塗装工	5-5-11-2		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第12節 床版工	5-5-12-2		床版工		3-1-18-2床版工	1-3-93
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-5-13-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	5-5-13-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128



【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管 理橋)	5-5-13-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-5-13-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-5-13-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第15節 コンクリート管理橋 上部工(PC橋)	5-5-15-2		プレテンション桁製 作工(購入工)		3-1-3-12プレテンション桁 製作工(購入工)	1-3-11
	5-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-1-3-13ポストテンション 桁製作工	1-3-12
	5-5-15-4		プレキャストセグメ ント桁製作工(購入 工)		3-1-3-13プレキャストセグ メント桁製作工(購入工)	1-3-12
	5-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-1-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	1-3-12
	5-5-15-6		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-5-15-7		架設工(クレーン架 設)		3-1-13架設工(コンクリ ート橋)	1-3-86
	5-5-15-8		架設工(架設桁架 設)		3-1-13架設工(コンクリ ート橋)	1-3-86
	5-5-15-9		床版・横組工		3-1-18-2床版工	1-3-93
	5-5-15-10		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第16節 コンクリート管理橋 上部工(PCホロー スラブ橋)	5-5-16-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-5-16-4		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
	5-5-16-5		PCホロースラブ製 作工		3-1-3-15PCホロースラブ 製作工	1-3-13
第17節 コンクリート管理橋 上部工(PC箱桁 橋)	5-5-17-3		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	5-5-17-4		PC箱桁製作工		3-1-3-16PC箱桁製作工	1-3-13
	5-5-17-5		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
第18節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	5-5-18-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-16
	5-5-18-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	5-5-18-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	5-5-18-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	5-5-18-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第20節 付属物設置工	5-5-20-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-5-20-7		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-16
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	5-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 機場本体工	5-6-4-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-6-4-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-6-4-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-6-4-6		本体工			1-3-98
	5-6-4-7		燃料貯油槽工			1-3-98
第5節 沈砂池工	5-6-5-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	5-6-5-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-6-5-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-6-5-6		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-6-5-7		コンクリート床版工			1-3-98
	5-6-5-8		ブロック床版工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-6-5-9		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
第6節 吐出水槽工	5-6-6-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-6-6-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	5-6-6-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-6-6-6		本体工		5-6-4-6本体工	1-3-98
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	5-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 床止め工	5-7-4-4		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	5-7-4-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
	5-7-4-6		本体工	床固め本体工		1-3-99
				植石張り	3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
				根固めブロック	3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	5-7-4-7		取付擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-7-4-8		水叩工	水叩工		1-3-99
				巨石張り	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
根固めブロック				3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14	
第5節 床固め工	5-7-5-4		本堤工		5-7-4-6本体工	1-3-99
	5-7-5-5		垂直壁工		5-7-4-6本体工	1-3-99
	5-7-5-6		側壁工			1-3-99
	5-7-5-7		水叩工		5-7-4-8水叩工	1-3-99
第6節 山留擁壁工	5-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	5-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	5-7-6-5		石積擁壁工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
	5-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	5-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	1-3-4
	5-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	5-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
第8節 付属物復旧工	5-8-8-2		付属物復旧工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
第9節 付属物設置工	5-8-9-3		防護柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-8-9-5		付属物設置工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
第10節 光ケーブル配管工	5-8-10-3		配管工		5-1-13-3配管工	1-3-94
	5-8-10-4		ハンドホール工		5-1-13-4ハンドホール工	1-3-95
第12節 植栽維持工	5-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-1-14-2植生工	1-3-86
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	5-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 腹付工	5-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-3-4
	5-9-4-3		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	5-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				連節ブロック張り	3-1-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	1-3-22
				コンクリートブロック張り	3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
				石張り工	3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	5-9-5-3		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
第6節 堤脚保護工	5-9-6-3		石積工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	5-9-6-4		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
第7節 管理用通路工	5-9-7-2		防護柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	5-9-7-4		路面切削工		3-1-6-15路面切削工	1-3-67
	5-9-7-5		舗装打換え工		3-1-6-16舗装打換え工	1-3-67
	5-9-7-6		オーバーレイ工		3-1-6-17オーバーレイ工	1-3-67
	5-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-1-3-29側溝工	1-3-18
				集水柵工	3-1-3-30集水柵工	1-3-19
5-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-1-3-5縁石工	1-3-8	
第8節 現場塗装工	5-9-8-3		付属物塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
	5-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-1-3-11コンクリート面塗装工	1-3-10

【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-1-7-4表層安定処理工	1-3-69
	6-1-4-3		パイルネット工		3-1-7-5パイルネット工	1-3-70
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-1-7-7バーチカルドレーン工	1-3-71
	6-1-4-5		締固め改良工		3-1-7-8締固め改良工	1-3-71
	6-1-4-6		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
第5節 護岸基礎工	6-1-5-4		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	6-1-5-5		場所打コンクリート工			1-3-100
	6-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			1-3-100
	10-1-3-6		笠コンクリート工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
	6-1-5-8		基礎工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19
	6-1-5-9		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第6節 護岸工	6-1-6-3		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
	6-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			1-3-100
	6-1-6-5		コンクリート被覆工			1-3-101
第7節 擁壁工	6-1-7-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
第8節 天端被覆工	6-1-8-2		コンクリート被覆工			1-3-101
第9節 波返工	6-1-9-3		波返工			1-3-101
第10節 裏法被覆工	6-1-10-2		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
	6-1-10-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	6-1-10-4		コンクリート被覆工		6-1-6-5コンクリート被覆工	1-3-101
	6-1-10-5		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
第11節 カルバート工	6-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第12節 排水構造物工	6-1-12-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	6-1-12-4		集水柵工		3-1-3-30集水柵工	1-3-19
	6-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
				プレキャストボックス	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
				コルゲートパイプ	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
				タグタイル鑄鉄管	3-1-3-29暗渠工	1-3-18
6-1-12-6		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18	
第13節 付属物設置工	6-1-13-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	6-1-13-6		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
第14節 付帯道路工	6-1-14-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	6-1-14-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	6-1-14-6		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	6-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	6-1-14-8		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	6-1-14-9		集水柵工		3-1-3-30集水柵工	1-3-19
	6-1-14-10		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8

【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 付帯道路工	6-1-14-11		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10	
第15節 付帯道路施設工	6-1-15-3		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10	
	6-1-15-4		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	6-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6	
第4節 突堤基礎工	6-2-4-4		捨石工			1-3-102	
	6-2-4-5		吸出し防止工			1-3-102	
第5節 突堤本体工	6-2-5-2		捨石工			1-3-102	
	6-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			1-3-103	
	6-2-5-6		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20	
	6-2-5-7		詰杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20	
	6-2-5-8		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8	
	6-2-5-9		石枠工			1-3-103	
	6-2-5-10		場所打コンクリート工			1-3-103	
	6-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			1-3-104
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			1-3-104
	6-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作			1-3-105
		2	セルラー工	セルラー工据付			1-3-105
	6-2-5-11	3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			1-3-104
3		セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			1-3-105	
第6節 根固め工	6-2-6-2		捨石工			1-3-105	
	6-2-6-3		根固めブロック工			1-3-106	
第7節 消波工	6-2-7-2		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15	
	6-2-7-3		消波ブロック工			1-3-106	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
第3節 海域堤基礎工	6-3-3-3		捨石工			1-3-106	
	6-3-3-4		吸出し防止工		6-2-4-5吸出し防止工	1-3-102	
第4節 海域堤本体工	6-3-4-2		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15	
	6-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		6-2-5-5海岸コンクリートブロック工	1-3-103	
	6-3-4-4		ケーソン工		6-2-5-11ケーソン工	1-3-104	
	6-3-4-5		セルラー工		6-2-5-12セルラー工	1-3-105	
	6-3-4-6		場所打コンクリート工		6-2-5-10場所打ちコンクリート工	1-3-103	
第4章 浚渫（海）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-4-2-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92	
第3節 浚渫工（グラブ船）	6-4-3-2		浚渫船運転工		3-1-16-3浚渫船運転工	1-3-92	
第5章 養浜							
第2節 軽量盛土工	6-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6	
第3節 砂止工	6-5-3-2		根固めブロック工		6-2-6-3根固めブロック工	1-3-106	

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	7-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-1-12-3-3桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	1-3-80
	7-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			1-3-107
	7-1-3-5		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	7-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 法面工	7-1-6-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	7-1-6-3		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	7-1-6-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	7-1-6-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	7-1-6-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
	10-1-3-6			ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第8節 コンクリートえん堤工	7-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			1-3-107
	7-1-8-5		コンクリート副えん堤工		7-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-3-107
	7-1-8-6		コンクリート側壁工			1-3-107
	7-1-8-8		水叩工			1-3-107
第9節 鋼製えん堤工	7-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型		1-3-107
				透過型		1-3-108
	7-1-9-6		鋼製側壁工			1-3-110
	7-1-9-7		コンクリート側壁工		7-1-8-6コンクリート側壁工	1-3-107
	7-1-9-9		水叩工		7-1-8-8水叩工	1-3-107
	7-1-9-10		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第10節 護床工・根固め工	7-1-10-4		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	7-1-10-6		沈床工		3-1-3-18沈床工	1-3-20
	7-1-10-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
ふとんかご				3-1-3-27羽口工	1-3-17	
第11節 砂防えん堤付属物設置工	7-1-11-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第12節 付帯道路工	7-1-12-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	7-1-12-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	7-1-12-6		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	7-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	7-1-12-8		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	7-1-12-9		集水柵工		3-1-3-30集水柵工	1-3-19
	7-1-12-10		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
	7-1-12-11		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10
第13節 付帯道路施設工	7-1-13-3		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	7-1-13-4		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 流路護岸工	7-2-4-4		基礎工(護岸)		3-1-4-3基礎工(護岸)	1-3-19
	7-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	7-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	7-2-4-7		石積擁壁工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
	7-2-4-8		護岸付属物工		5-1-7-4護岸付属物工	1-3-94
	7-2-4-9		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
第5節 床固め工	7-2-5-4		床固め本工		7-1-8-4コンクリート堰堤本工	1-3-107
	7-2-5-5		垂直壁工		7-1-8-4コンクリート堰堤本工	1-3-107
	7-2-5-6		側壁工		7-1-8-6コンクリート側壁工	1-3-107
	7-2-5-7		水叩工		7-1-8-8水叩工	1-3-107
	7-2-5-8		魚道工			1-3-110
第6節 根固め・水制工	7-2-6-4		根固めブロック工		3-1-3-17根固めブロック工	1-3-14
	7-2-6-6		捨石工		3-1-3-19捨石工	1-3-15
	7-2-6-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
かごマット				3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16	
第7節 流路付属物設置工	7-2-7-2		階段工		3-1-3-22階段工	1-3-15
	7-2-7-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	7-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第4節 法面工	7-3-4-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	7-3-4-3		吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	7-3-4-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	7-3-4-5		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
	7-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	7-3-4-7		抑止アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
第5節 擁壁工	7-3-5-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	7-3-5-4		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	7-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
	7-3-5-6		補強土壁工		3-1-15-3補強土壁工	1-3-91
	7-3-5-7		井桁ブロック工		3-1-15-4井桁ブロック工	1-3-91
	7-3-5-8		落石防護工		9-1-11-5落石防護柵工	1-3-117
	第6節 山腹水路工	7-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-1-3-29場所打水路工
7-3-6-4			山腹明暗渠工			1-3-110
7-3-6-5			山腹暗渠工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
7-3-6-6			現場打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
7-3-6-7			集水樹工		3-1-3-30集水樹工	1-3-19
第7節 地下水排除工	7-3-7-4		集排水ボーリング工			1-3-111
	7-3-7-5		集水井工			1-3-111
第8節 地下水遮断工	7-3-8-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	7-3-8-4		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
	7-3-8-5		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8
第9節 抑止杭工	7-3-9-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	7-3-9-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	7-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	7-3-9-6		合成杭工			1-3-111
第10節 鉄筋挿入工	7-3-10		鉄筋挿入工			1-3-111

【第8編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	8-1-4		コンクリートダム工	本体		1-3-112
	8-1-4		コンクリートダム工	水叩		1-3-112
	8-1-4		コンクリートダム工	副ダム		1-3-113
	8-1-4		コンクリートダム工	導流壁		1-3-114
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	8-2-4-5		コアの盛立			1-3-115
	8-2-4-6		フィルターの盛立			1-3-115
	8-2-4-7		ロックの盛立			1-3-115
	8-2		フィルダム（洪水吐）			1-3-116
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	8-3-3		ボーリング工			1-3-116



【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	9-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-3-117
				工場塗装工	3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第4節 地盤改良工	9-1-4-2		路床安定処理工		3-1-7-2路床安定処理工	1-3-69
	9-1-4-3		置換工		3-1-7-3置換工	1-3-69
	9-1-4-4		サンドマット工		3-1-7-6サント <sup>ド</sup> マット工	1-3-70
	9-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-1-7-7パーチカルドレーン工	1-3-71
	9-1-4-6		締固め改良工		3-1-7-8締固め改良工	1-3-71
	9-1-4-7		固結工		3-1-7-9固結工	1-3-71
第5節 法面工	9-1-5-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	10-1-3-6		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	9-1-5-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	9-1-5-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	9-1-5-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
				ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
第6節 軽量盛土工	9-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第7節 擁壁工	9-1-7-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-1-7-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-1-7-5		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	9-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
	9-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-1-15-3補強土壁工	1-3-91
				多数アンカー式補強土工法	3-1-15-3補強土壁工	1-3-91
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-1-15-3補強土壁工	1-3-91	
9-1-7-8		井桁ブロック工		3-1-15-4井桁ブロック工	1-3-91	
第8節 石・ブロック積（張）工	9-1-8-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-1-8-4		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23
第9節 カルバート工	9-1-9-4		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-1-9-5		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-1-9-6		場所打函渠工			1-3-117
	9-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第10節 排水構造物工（小型水路工）	9-1-10-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-1-10-4		管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-1-10-5		集水榦・マンホール工		3-1-3-30集水榦工	1-3-19
	9-1-10-6		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	9-1-10-7		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	9-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-1-3-29側溝工	1-3-18
第11節 落石雪害防止工	9-1-11-4		落石防止網工			1-3-117
	9-1-11-5		落石防護柵工			1-3-117

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	9-1-11-6		防雪柵工			1-3-118
	9-1-11-7		雪崩予防柵工			1-3-118
第12節 遮音壁工	9-1-12-4		遮音壁基礎工			1-3-118
	9-1-12-5		遮音壁本体工			1-3-118
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	9-2-3-2		路床安定処理工		3-1-7-2路床安定処理工	1-3-69
	9-2-3-3		置換工		3-1-7-3置換工	1-3-69
第4節 舗装工	9-2-4-5		アスファルト舗装工		3-1-6-7アスファルト舗装工	1-3-24
	9-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-1-6-8半たわみ性舗装工	1-3-35
	9-2-4-7		排水性舗装工		3-1-6-9排水性舗装工	1-3-41
	9-2-4-8		透水性舗装工		3-1-6-10透水性舗装工	1-3-48
	9-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-1-6-11グースアスファルト舗装工	1-3-50
	9-2-4-10		コンクリート舗装工		3-1-6-12コンクリート舗装工	1-3-53
	9-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
	9-2-4-12		ブロック舗装工		3-1-6-14ブロック舗装工	1-3-65
	9-2-4		歩道路盤工			1-3-119
	9-2-4		取合舗装路盤工			1-3-119
	9-2-4		路肩舗装路盤工			1-3-119
	9-2-4		歩道舗装工			1-3-119
	9-2-4		取合舗装工			1-3-119
	9-2-4		路肩舗装工			1-3-119
	9-2-4		表層工			1-3-119
	第5節 排水構造物工（路面排水工）	9-2-5-3		側溝工		3-1-3-29側溝工
9-2-5-4			管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
9-2-5-5			集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-1-3-30集水柵工	1-3-19
9-2-5-6			地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
9-2-5-7			場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
9-2-5-8			排水工（小段排水・縦排水）		3-1-3-29側溝工	1-3-18
9-2-5-9			排水性舗装用路肩排水工			1-3-120
第6節 縁石工	9-2-6-3		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
第7節 踏掛版工	9-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		1-3-120
				ラバーシュー		1-3-120
				アンカーボルト		1-3-120
第8節 防護柵工	9-2-8-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-2-8-4		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	9-2-8-5		ボックスビーム工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-2-8-6		車止めポスト工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第9節 標識工	9-2-9-3		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
	9-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1-3-120
		2	大型標識工	標識柱工		1-3-120

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	9-2-10-2		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10
第12節 道路付属施設工	9-2-12-4		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	9-2-12-5	1	ケーブル配管工			1-3-121
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		1-3-121
	9-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		1-3-121
第13節 橋梁付属物工	9-2-13-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	9-3-3-2		刃口金物製作工		3-1-12-1刃口金物製作工	1-3-76
	9-3-3-3		鋼製橋脚製作工			1-3-122
	9-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-1-12-8アンカーフレーム製作工	1-3-82
	9-3-3-5		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 軽量盛土工	9-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第6節 橋台工	9-3-6-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-3-6-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-3-6-5		深礎工		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	9-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-6-8		橋台躯体工			1-3-123
第7節 RC橋脚工	9-3-7-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-3-7-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-3-7-5		深礎工		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	9-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-1-4-9鋼管矢板基礎工	1-3-22
	9-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		1-3-124
				重力式		1-3-124
				半重力式		1-3-124
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		1-3-125	
第8節 鋼製橋脚工	9-3-8-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-3-8-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-3-8-5		深礎工		3-1-4-6深礎工	1-3-21
	9-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-1-4-7オープンケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-1-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-3-21
	9-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-1-4-9鋼管矢板基礎工	1-3-22
	9-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		1-3-125
		2	橋脚フーチング工	門型		1-3-126
	9-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		1-3-126
		2	橋脚架設工	門型		1-3-126
	9-3-8-11		現場継手工			1-3-126

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8節 鋼製橋脚工	9-3-8-12		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19	
第9節 護岸基礎工	9-3-9-3		基礎工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19	
	9-3-9-4		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8	
第10節 矢板護岸工	9-3-10-3		笠コンクリート工		3-1-4-3基礎工（護岸）	1-3-19	
	9-3-10-4		矢板工		3-1-3-4矢板工	1-3-8	
第11節 法覆護岸工	9-3-11-2		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22	
	9-3-11-3		護岸付属物工		5-1-7-4護岸付属物工	1-3-94	
	9-3-11-4		緑化ブロック工		3-1-5-4緑化ブロック工	1-3-23	
	9-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22	
	9-3-11-6		石積（張）工		3-1-5-5石積（張）工	1-3-23	
	9-3-11-7		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89	
	9-3-11-8			多自然型護岸工	巨石張り	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
				多自然型護岸工	巨石積み	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
				多自然型護岸工	かごマット	3-1-3-26多自然型護岸工	1-3-16
	9-3-11-9		吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88	
	9-3-11-10		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86	
	9-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-3-4	
	9-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
					ふとんかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
かご枠					3-1-3-27羽口工	1-3-17	
連節ブロック張り					3-1-5-3連節ブロック張り	1-3-22	
第12節 擁壁護岸工	9-3-12-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90	
	9-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	9-4-3-3		桁製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77	
	9-4-3-4		検査路製作工		3-1-12-4検査路製作工	1-3-82	
	9-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-3-82	
	9-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作工	1-3-82	
	9-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-1-12-10鋼製排水管製作工	1-3-84	
	9-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	1-3-82	
	9-4-3-9		橋梁用高欄製作工			1-3-127	
	9-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-1-12-3桁製作工	1-3-77	
	9-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-1-12-8アンカーフレーム製作工	1-3-83	
	9-4-3-13		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84	
第5節 鋼橋架設工	9-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85	
	9-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85	
	9-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85	

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	9-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		1-3-127
		2	支承工	ゴム支承		1-3-127
第6節 橋梁現場塗装工	9-4-6-3		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第7節 床版工	9-4-7-2		床版工		3-1-18-2床版工	1-3-93
第8節 橋梁付属物工	9-4-8-2		伸縮装置工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	9-4-8-3		落橋防止装置工			1-3-128
	9-4-8-5		地覆工			1-3-128
	9-4-8-6		橋梁用防護柵工			1-3-128
	9-4-8-7		橋梁用高欄工			1-3-128
	9-4-8-8		検査路工			1-3-128
第9節 歩道橋本体工	9-4-9-3		既製杭工		3-1-4-4既製杭工	1-3-20
	9-4-9-4		場所打杭工		3-1-4-5場所打杭工	1-3-20
	9-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	9-3-8-8橋脚フーチング工	1-3-125
				T型	9-3-8-8橋脚フーチング工	1-3-125
	9-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-1-13 架設工（鋼橋）	1-3-85
	9-4-9-7		現場塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	9-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-1-12-9プレビーム用桁製作工	1-3-83
	9-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-1-12-7橋梁用防護柵製作工	1-3-82
	9-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-1-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-3-82
	9-5-3-5		検査路製作工		3-1-12-4検査路製作工	1-3-82
	9-5-3-6		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第5節 PC橋工	9-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-3-11
				スラブ橋	3-1-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-3-11
	9-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-1-3-13ポストテンション桁製作工	1-3-12
	9-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-1-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	1-3-12
	9-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-1-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-3-12
	9-5-5-6		支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-1-13 架設工（コンクリート橋）	1-3-86
	9-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-1-13 架設工（コンクリート橋）	1-3-86
	9-5-5-9		床版・横組工		3-1-18-2床版工	1-3-93
	9-5-5-10		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 プレベーム桁橋工	9-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		1-3-129
	9-5-6-3		支承工		9-4-5-10 支承工	1-3-127
	9-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-1-13 架設工 (鋼橋)	1-3-85
	9-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-1-13 架設工 (鋼橋)	1-3-85
	9-5-6-6		床版・横組工		3-1-18-2 床版工	1-3-93
	9-5-6-9		落橋防止装置工		9-4-8-3 落橋防止装置工	1-3-128
第7節 PCホロースラブ橋工	9-5-7-3		支承工		9-4-5-10 支承工	1-3-127
	9-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-1-3-15 PCホロースラブ製作工	1-3-13
	9-5-7-5		落橋防止装置工		9-4-8-3 落橋防止装置工	1-3-128
第8節 RCホロースラブ橋工	9-5-8-3		支承工		9-4-5-10 支承工	1-3-127
	9-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-1-3-15 PCホロースラブ製作工	1-3-13
	9-5-8-5		落橋防止装置工		9-4-8-3 落橋防止装置工	1-3-128
第9節 PC版桁橋工	9-5-9-2		PC版桁製作工		3-1-3-15 PCホロースラブ製作工	1-3-13
第10節 PC箱桁橋工	9-5-10-3		支承工		9-4-5-10 支承工	1-3-127
	9-5-10-4		PC箱桁製作工		3-1-3-16 PC箱桁製作工	1-3-13
	9-5-10-5		落橋防止装置工		9-4-8-3 落橋防止装置工	1-3-128
第11節 PC片持箱桁橋工	9-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-1-3-16 PC箱桁製作工	1-3-13
	9-5-11-3		支承工		9-4-5-10 支承工	1-3-127
	9-5-11-4		架設工 (片持架設)		3-1-13 架設工 (コンクリート橋)	1-3-87
第12節 PC押し箱桁橋工	9-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-1-3-16 PC押し箱桁製作工	1-3-14
	9-5-12-3		架設工 (押し架設)		3-1-13 架設工 (コンクリート橋)	1-3-87
第13節 橋梁付属物工	9-5-13-2		伸縮装置工		3-1-3-24 伸縮装置工	1-3-15
	9-5-13-4		地覆工		9-4-8-5 地覆工	1-3-128
	9-5-13-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6 橋梁用防護柵工	1-3-128
	9-5-13-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7 橋梁用高欄工	1-3-128
	9-5-13-7		検査路工		9-4-8-8 検査路工	1-3-128
第6章 トンネル (NATM)						
第4節 支保工	9-6-4-3		吹付工			1-3-129
	9-6-4-4		ロックボルト工			1-3-129
第5節 覆工	9-6-5-3		覆工コンクリート工			1-3-130
	9-6-5-4		側壁コンクリート工		9-6-5-3 覆工コンクリート工	1-3-130
	9-6-5-5		床版コンクリート工			1-3-130
第6節 インバート工	9-6-6-4		インバート本体工			1-3-131
第7節 坑内付帯工	9-6-7-5		地下排水工		3-1-3-29 暗渠工	1-3-18
第8節 坑門工	9-6-8-4		坑門本体工			1-3-131
	9-6-8-5		明り巻工			1-3-132

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	9-11-3-3		工場塗装工		3-1-12-11工場塗装工	1-3-84
第6節 現場打構築工	9-11-6-2		現場打躯体工			1-3-133
	9-11-6-4		カラー継手工			1-3-133
	9-11-6-5	1	防水工	防水		1-3-133
		2	防水工	防水保護工		1-3-133
3		防水工	防水壁		1-3-134	
第7節 プレキャスト構築工	9-11-7-2		プレキャスト躯体工			1-3-134
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	9-12-5-2		管路工	管路部		1-3-134
	9-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		1-3-135
	9-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	9-11-6-2現場打躯体工	1-3-133
第6節 付帯設備工	9-12-6-2		ハンドホール工			1-3-135
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	9-13-3-4		管路工	管路部	9-12-5-2管路工（管路部）	1-3-134
第4節 付帯設備工	9-13-4-2		ハンドホール工		9-12-6-2ハンドホール工	1-3-135
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	9-14-4-3		路面切削工		3-1-6-15路面切削工	1-3-67
	9-14-4-4		舗装打換え工		3-1-6-16舗装打換え工	1-3-67
	9-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			1-3-136
		2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合)			1-3-136
	9-14-4-6		オーバーレイ工		3-1-6-17オーバーレイ工	1-3-67
	9-14-4-7		路上再生工			1-3-136- (2)
	9-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
第5節 排水構造物工	9-14-5-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-14-5-4		管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-14-5-5		集水柵・マンホール工		3-1-3-30集水柵工	1-3-19
	9-14-5-6		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	9-14-5-7		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	9-14-5-8		排水工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
第6節 防護柵工	9-14-6-2		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-14-6-3		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	9-14-6-5		ボックスビーム工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-14-6-6		車止めポスト工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第7節 標識工	9-14-7-3		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
	9-14-7-4		大型標識工		9-2-9-4大型標識工	1-3-120
第8節 道路付属施設工	9-14-8-4		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	9-14-8-5		ケーブル配管工		9-2-12-5ケーブル配管工	1-3-121
	9-14-8-6		照明工		9-2-12-6照明工	1-3-121
第9節 軽量盛土工	9-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 擁壁工	9-14-10-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	9-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
第11節 石・ブロック積 (張)工	9-14-11-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-14-11-4		石積(張)工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
第12節 カルバート工	9-14-12-4		場所打函渠工		9-1-9-6場所打函渠工	1-3-117
	9-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第13節 法面工	9-14-13-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	9-14-13-3		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	9-14-13-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	9-14-13-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	9-14-13-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
		ふとんかご		3-1-3-27羽口工	1-3-17	
第15節 橋梁付属物工	9-15-15-2		伸縮継手工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	9-15-15-4		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	9-15-15-5		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	9-15-15-6		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	9-15-15-7		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第17節 現場塗装工	9-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-1-3-11コンクリート面塗装工	1-3-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	9-16-3-4		桁補強材製作工			1-3-137
	9-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-1-12-6落橋防止装置製作工	1-3-82
第5節 舗装工	9-16-5-3		路面切削工		3-1-6-15路面切削工	1-3-67
	9-16-5-4		舗装打換え工		3-1-6-16舗装打換え工	1-3-67
	9-16-5-5		切削オーバーレイ工		9-14-4-5切削オーバーレイ工	1-3-136
	9-16-5-6		オーバーレイ工		3-1-6-17オーバーレイ工	1-3-67
	9-16-5-7		路上再生工		9-14-4-7路上再生工	1-3-136
	9-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-1-6-13薄層カラー舗装工	1-3-63
第6節 排水構造物工	9-16-6-3		側溝工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-16-6-4		管渠工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
	9-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-1-3-30集水枡工	1-3-18
	9-16-6-6		地下排水工		3-1-3-29暗渠工	1-3-18
	9-16-6-7		場所打水路工		3-1-3-29場所打水路工	1-3-18
	9-16-6-8		排水工		3-1-3-29側溝工	1-3-18
第7節 縁石工	9-17-7-3		縁石工		3-1-3-5縁石工	1-3-8
第8節 防護柵工	9-16-8-3		路側防護柵工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-16-8-4		防止柵工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
	9-16-8-5		ボックスビーム工		3-1-3-8路側防護柵工	1-3-9
	9-16-8-6		車止めポスト工		3-1-3-7防止柵工	1-3-9
第9節 標識工	9-16-9-3		小型標識工		3-1-3-6小型標識工	1-3-8
	9-16-9-4		大型標識工		9-2-9-4大型標識工	1-3-120
第10節 区画線工	9-16-10-2		区画線工		3-1-3-9区画線工	1-3-10



【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	9-16-12-4		道路付属物工		3-1-3-10道路付属物工	1-3-10
	9-16-12-5		ケーブル配管工		9-2-12-5ケーブル配管工	1-3-121
	9-16-12-6		照明工		9-2-12-6照明工	1-3-121
第13節 軽量盛土工	9-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-3-6
第14節 擁壁工	9-16-14-3		場所打擁壁工		3-1-15-1場所打擁壁工	1-3-90
	9-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-1-15-2プレキャスト擁壁工	1-3-90
第15節 石・ブロック積 (張)工	9-16-15-3		コンクリートブロック工		3-1-5-3コンクリートブロック工	1-3-22
	9-16-15-4		石積(張)工		3-1-5-5石積(張)工	1-3-23
第16節 カルバート工	9-16-16-4		場所打函渠工		9-1-9-6場所打函渠工	1-3-117
	9-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-1-3-28プレキャストカルバート工	1-3-17
第17節 法面工	9-16-17-2		植生工		3-1-14-2植生工	1-3-86
	9-16-17-3		法面吹付工		3-1-14-3吹付工	1-3-88
	9-16-17-4		法枠工		3-1-14-4法枠工	1-3-89
	9-16-17-6		アンカー工		3-1-14-6アンカー工	1-3-89
	9-16-17-7		かご工	じゃかご	3-1-3-27羽口工	1-3-17
		ふとんかご		3-1-3-27羽口工	1-3-17	
第18節 落石雪害防止工	9-16-18-4		落石防止網工		9-1-11-4落石防止網工	1-3-117
	9-16-18-5		落石防護柵工		9-1-11-5落石防護柵工	1-3-117
	9-16-18-6		防雪柵工		9-1-11-6防雪柵工	1-3-118
	9-16-18-7		雪崩予防柵工		9-1-11-7雪崩予防柵工	1-3-118
第20節 鋼桁工	9-16-20-3		鋼桁補強工		9-16-3-4桁補強材製作工	1-3-137
第21節 橋梁支承工	9-16-21-3		鋼橋支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
	9-16-21-4		P C橋支承工		9-4-5-10支承工	1-3-127
第22節 橋梁付属物工	9-16-22-3		伸縮継手工		3-1-3-24伸縮装置工	1-3-15
	9-16-22-4		落橋防止装置工		9-4-8-3落橋防止装置工	1-3-128
	9-16-22-6		地覆工		9-4-8-5地覆工	1-3-128
	9-16-22-7		橋梁用防護柵工		9-4-8-6橋梁用防護柵工	1-3-128
	9-16-22-8		橋梁用高欄工		9-4-8-7橋梁用高欄工	1-3-128
	9-16-22-9		検査路工		9-4-8-8検査路工	1-3-128
第25節 現場塗装工	9-16-25-3		橋梁塗装工		3-1-3-31現場塗装工	1-3-19
	9-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-1-3-11コンクリート面塗装工	1-3-10

【第10編 下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 下水道						
第3節 管きょ工（開削）	10-1-3-2		管路掘削			1-3-138
	10-1-3-2		管路埋戻			1-3-138
	10-1-3-3		管布設（自然流下管）			1-3-138
	10-1-3-3		矩形渠（フレキスト）			1-3-139
	10-1-3-3		圧送管			1-3-139
	10-1-3-4		砂基礎			1-3-139
	10-1-3-4		砕石基礎			1-3-139
	10-1-3-4		コンクリート基礎			1-3-140
	10-1-3-5		現場打水路			1-3-140
	10-1-3-6		鋼矢板土留			1-3-140
第4節 管きょ工（小口径推）	10-1-4-5-2		推進工			1-3-141
第5節 管きょ工（推進）	10-1-4-5-3		空伏工			1-3-141
第6節 管きょ更生工	10-1-6-2		反転・形成工法			1-3-142
	10-1-6-2		製管工法			1-3-142
第7節 マンホール工	10-1-7-2		マンホール基礎工			1-3-143
	10-1-7-2		組立マンホール工			1-3-143
第8節 立抗工	10-1-8		立抗工			1-3-144
	10-1-8		立抗土工			1-3-144

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長 $l$	$l < 5m$			
	$l \geq 5m$	法長-4%								
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
平場	標高較差	±50	±150							
法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160							

出来形管理基準及び規格値

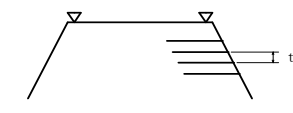
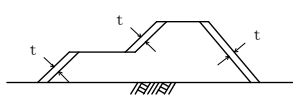
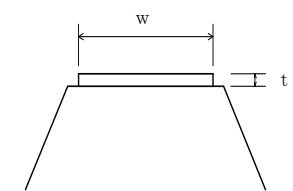
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	4		盛土補強工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	5		法面整形工  (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm -50			
						幅 w	-100			

1-3-4

令和4年10月1日適用

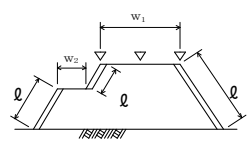
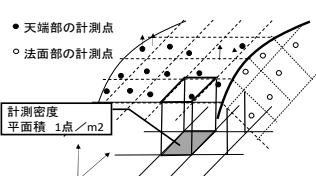
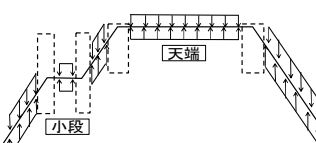
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2			
						法長ℓ	ℓ<5m				-200		
							ℓ≥5m				法長-4%		
						幅	w				-100		
				2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
				平場	標高較差	±50	±150						
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						
					法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330					

出来形管理基準及び規格値

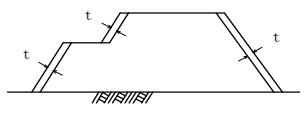
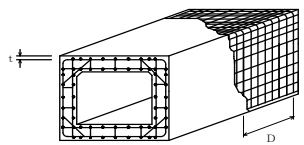
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4			
						法長 $l$	$l < 5m$				-100		
							$l \geq 5m$				法長-2%		
						幅	$w_1, w_2$				-100		
						2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 		
			天端	標高較差	±50			±150					
			法面 (小段含む)	標高較差	±80			±190					



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	5		法面整形工  (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通 編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。  注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。  注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。  注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕  (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-3-4	
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 $\varrho$	100				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工  (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-5	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-1-3-6	
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

1-3-8

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

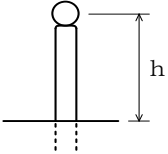
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工  (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-1-3-7
							高さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工  (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-1-3-8
							高さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工  (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-1-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		

1-3-9

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-1-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-1-3-10
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82 「表- II.5.5各塗料の標 準使用量と標準膜 厚」の標準使用量 以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-1-3-11

1-3-10

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

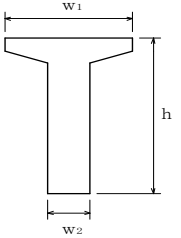
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工）  （けた橋）	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図	3-1-3-12	
						断面の外形寸法	$\pm 5$		側面図		
						橋 桁 の そ り $\delta_1$	$\pm 8$		平面図		
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$				
	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工）  （スラブ桁）	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図	3-1-3-12
							断面の外形寸法	$\pm 5$		側面図	
							橋 桁 の そ り $\delta_1$	$\pm 8$		平面図	
							横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			

1-3-11

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

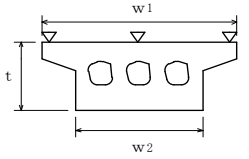
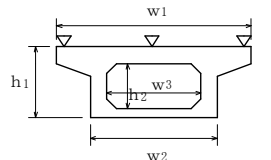
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 $\ell$ ：支間長 (m)		3-1-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) $w_2$	±5			
						高 さ $h$	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 $\ell$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする $\ell$ ：支間長 (m)		3-1-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			

1-3-12

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

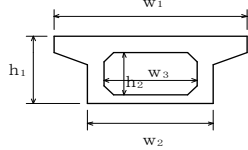
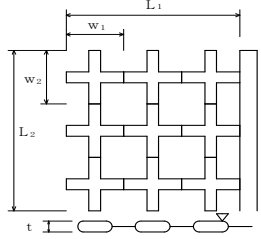
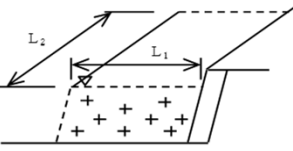
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		3-1-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する					
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$								
厚 さ $t$	$-10 \sim +20$														
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内								
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		3-1-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する					
						幅（上） $w_1$	$-5 \sim +30$								
						幅（下） $w_2$	$-5 \sim +30$								
											内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
											高 さ $h_1$	$+10$ $-5$			
											内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$			
											桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			

1-3-13

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1-3-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\ell$ : 桁長 (m)		3-1-3-16 (注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する	
							幅(下) $w_2$	-5~+30				
							内空幅 $w_3$	±5				
							高 さ $h_1$	+10 -5				
							内空高さ $h_2$	+10 -5				
	桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内										
	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。  1施工箇所毎		3-1-3-17
								厚さ t	-20			
								幅 $W_1, W_2$	-20			
								延長 $L_1, L_2$	-200			
乱積							基準高▽	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1施工箇所毎			
							延長 $L_1, L_2$	- t / 2				

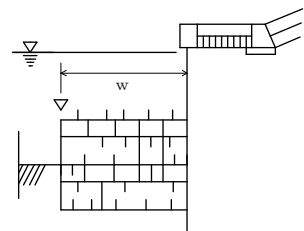
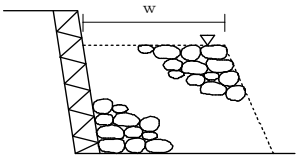
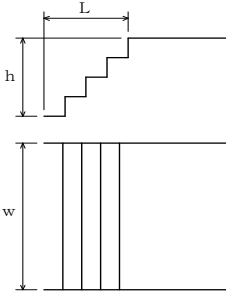
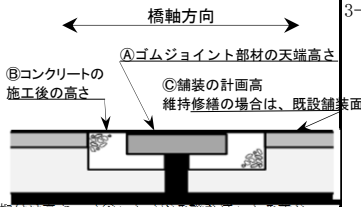
tは根固めブロックの高さ

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		3-1-3-18
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-19
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-1-3-22
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

1-3-15

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

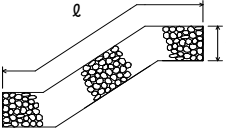
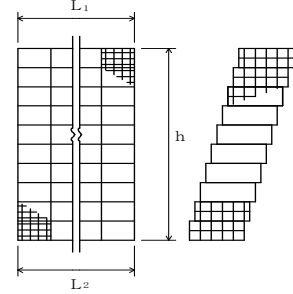
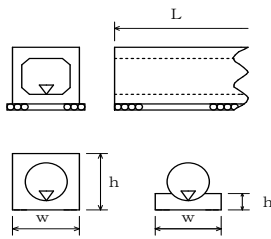
1-3-16

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	3 共通 的 工 種	24	2	伸縮装置工  (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-1-3-24
						橋軸方向各点	3				
						誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W <sub>1</sub>	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W <sub>2</sub>	±5				
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2										
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	3 共通 的 工 種	24	3	伸縮装置工  (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-24	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	3 共通 的 工 種	26	1	多自然型護岸工  (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-26	
						法長ℓ	-200				
						延長L	-200				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施 工	3 共通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工  (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-26	
						厚さt	-0.2t				
						延長L	-200				

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-3-27
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100		
						厚 さ t		-50		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-3-27
						延 長 $L_1, L_2$		-200		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 プレキャストカルバート工	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$		$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 	3-1-3-28
						※幅 w		-50		
						※高 さ h		-30		
						延 長 L		-200		
									1 施工箇所毎	

1-3-17

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	29	1	側溝工  (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29	
						延 長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	29	2	側溝工  (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-29	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 $w$	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 L	-200				1施工箇所毎
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	29	3	側溝工  (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29	
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1施工箇所毎
											ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

1-3-18

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

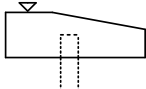
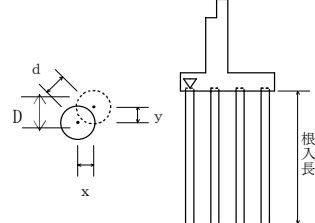
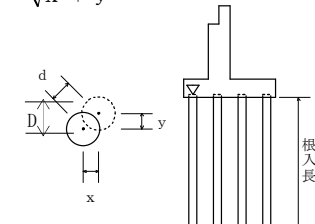
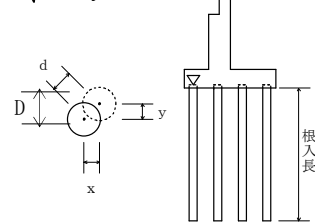
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水榭工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-1-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	3-1-3-31	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項  (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 $w$	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-1
						厚さ $t_1, t_2$	-30			
						延 長 $L$	各構造物の規格値による			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸）  (現場打)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-3
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			

1-3-19

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径（公称径） -30以上			

1-3-20

令和4年10月1日適用

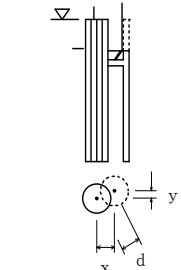
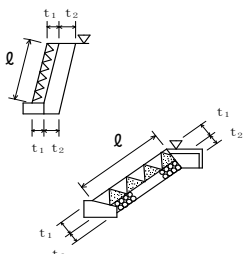
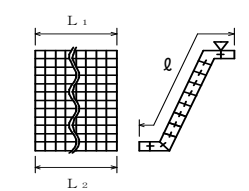
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-1-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径(公称径)以上※			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-1-4-7
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-1-4-8
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値

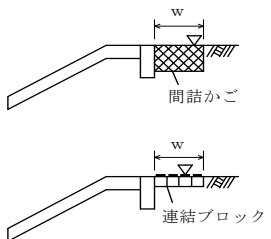
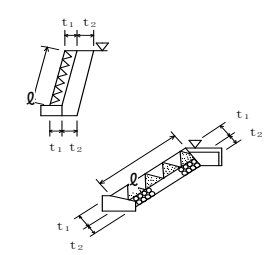
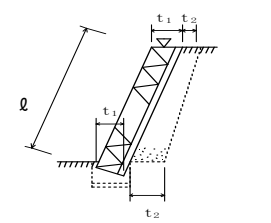
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管 矢板 基礎 工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全敷を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300以内				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工  (コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 積) (コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ（ブロック積張） t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ（裏込）t <sub>2</sub>	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工  (連 節 ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	
						法 長 ℓ	-100				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-5-4	
						法長 $\phi$	$\phi < 3m$				-50
							$\phi \geq 3m$				-100
						厚さ(ブロック) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延長 L	-200				
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-5-5	
						法長 $\phi$	$\phi < 3m$				-50
							$\phi \geq 3m$				-100
						厚さ(石積・張) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延長 L	-200				
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	6		橋面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-1-6-6	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工  (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-7
						幅	-50	-50	-	-			



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-7
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-7
						幅	-25	-25	-	-			
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満  区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-7
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

1-3-35

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事共 通編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事共 通編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)  セメント(石灰)安定処理工	幅	-50	-50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8
						幅	-50	-50	-	-			

1-3-37

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
					セメント(石灰)安定処理工  (面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	7	半たわみ性舗装工  (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8
					幅	-50	-50	-	-				

1-3-38

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

1-3-39

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-8
						幅	-25	-25	-	-			

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	幅	-25	-25	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
						幅	-25	-25	—	—			

1-3-40

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-8
						平坦性	—		3m <sup>2</sup> プロフィールメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

1-3-41

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-1-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						幅	-50	-50	-	-			

1-3-42

令和4年10月1日現在

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						幅	-50	-50	-	-			

1-3-43

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			

I-3-44

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-1-6-9
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-9
						幅	-25	-25	-	-			

1-3-45

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	幅	-25	-25	—	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-9
						平坦性	—		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

1-3-46

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-9
						平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3	1	6	10	2	透水性舗装工 (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-10
							厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90			
						t < 15cm		+90 -70	+50 -10			
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15				

1-3-48

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	1	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-10	
						幅	-25	-				
3	1	6	10	4	透水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-10	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工  (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-11
						幅	-50	-50	-	-			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工  (加熱アスファルト 安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-1-6-11

1-3-50

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-11
						幅	-25	-25	-	-			
3	1	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	3-1-6-11

1-3-51

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11
						幅	-25	-25	-	-			
3	1	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。  区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-11
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

1-3-52

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-1-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
1-3-53	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	±40 -15	±50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	±40 -15	±50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	-50		-				
3	1	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

1-3-54

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-1-6-12
						幅	-50		-				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

1-3-55

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12	
						幅	-25		-					
1-3-56	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12	
						幅	-25	-					
						平 坦 性	-	コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
						目地段差	±2						隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。
1-3-57 3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。  区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12	
						平 坦 性	-	コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
						目地段差	±2						隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	1	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	±40 -15	±50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	±40 -15	±50 -15			

1-3-58

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-12
						幅	-50		-				
3	1	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

1-3-59

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	-50		-				
1-3-60	1	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-12
						幅	-25		-				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12

1-3-61

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 区間長100m未滿においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12
						幅	-35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
3	1	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。  区間長100m未滿においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-12
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

1-3-62

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-6-13	
						幅	-50		—				

1-3-63

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-13	
						幅	-50		—				
1-3-64 3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-6-13	
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-6-13	
						幅	-25		—				

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-14
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-1-6-14
						幅	-50		—				

1-3-65

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

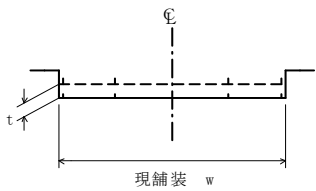
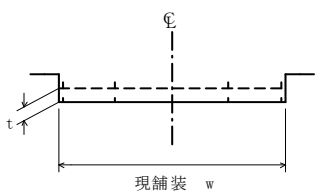
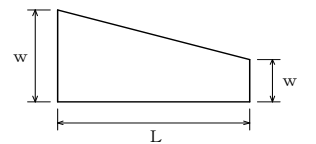
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。  工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-6-14	
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-1-6-14	
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-1-6-14	
						幅	-25		—				

1-3-66

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	15	1	路面 切削 工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-15
						幅 w	-25	-			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	15	2	路面 切削 工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-1-6-15
						幅 w	-25	-			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	16		舗装 打換 え工	路 盤 工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-6-16
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			
						舗 設 工	幅 w	-25			
							延長L	-100			
							厚さt	該当工種			

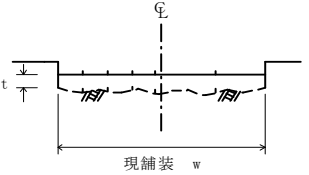
1-3-67

令和4年10月1日適用

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

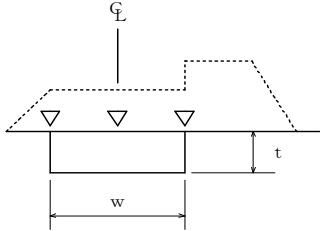
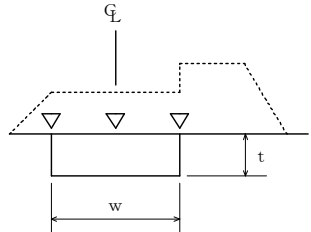
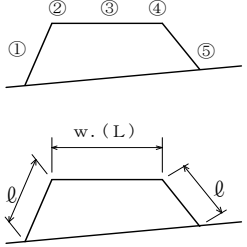
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	3-1-6-17
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。	3-1-6-17
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

1-3-68

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-1-7-2
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-1-7-3
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w. (L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-1-7-4
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

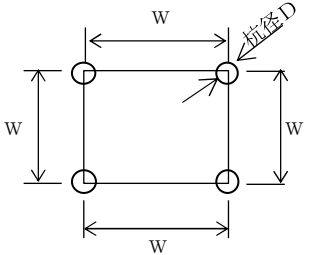
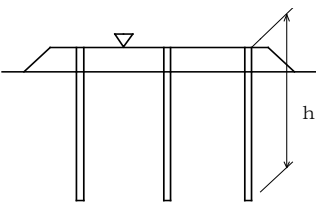
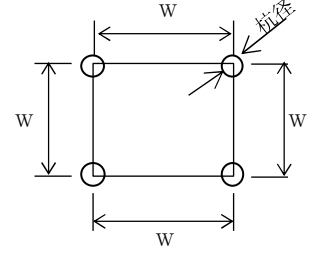
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に記載の全体改良平面図 を用いて天端幅w、天端延長Lを確認 (実測は不要)。		3-1-7-4
						法 長 $\ell$	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		3-1-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。		3-1-7-6
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

1-3-70



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	7	1	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-1-7-7 3-1-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
			打 込 長 さ h		設計値以上	全本数				
			8		締め固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	—	全本数 計器管理にかえることができる。			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-1-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上	全本数		
						深 度 L	設計値以上	$L = \theta_1 - \theta_2$ $\theta_1$ は改良体先端深度 $\theta_2$ は改良体天端深度		

1-3-71

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

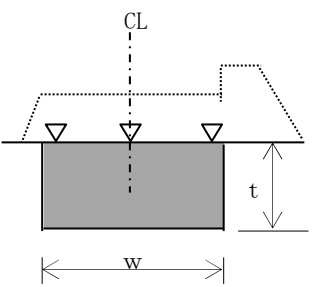
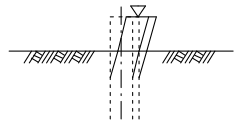
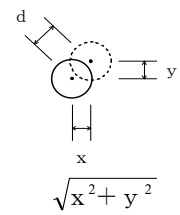
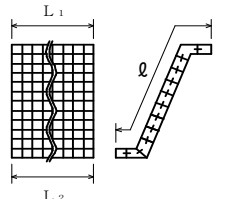
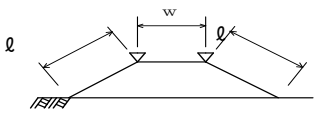
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工  (スラリー攪拌工)  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高 $\nabla$	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-1-7-9
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

1-3-71-(2)

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

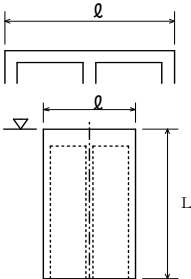
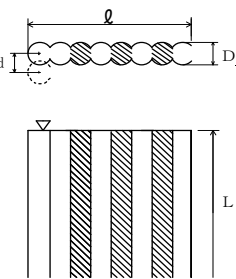
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	3	固結工 (中層混合処理工)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、または施工延長 40m(50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」による管理の場合は、全 体改良範囲図を用いて、施工厚さt、 幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-1-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	10 仮設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。延長40 m(又は50m)以下のものは、1施工 箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
						根 入 長	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	10 仮設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\phi$	設計深さ以上	全数		3-1-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	10 仮設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り 工)	法 長 $\phi$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 1施工箇所毎		3-1-10-5
						延 長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	10 仮設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-1-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 $\phi$	-100			

1-3-72

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9
						連壁の長さ $l$	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 $L$	-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-9 D：杭径
						連壁の長さ $l$	-50			
						変 位 $d$	$D/4$ 以内			
						壁 体 長 $L$	-200			

1-3-73

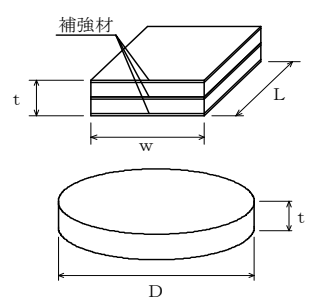
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-12-1	
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm				1以下
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								>1000mm				1.5以下
							アンカー加工孔	≦100mm				+3 -1
						>100mm		+4 -2				
						アンカー用ボルト（鑄放し）	孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13				
						センターボス	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -0				
						ボス※5	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -1				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

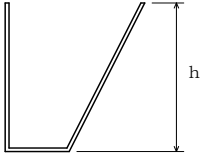
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直 角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。		3-1-12-1		
						※ 4 全移動量 ℓ	ℓ ≤ 300mm				±2	
							ℓ > 300mm				±ℓ / 100	
						組立高さ H	上, 下面加工仕上げ				±3	
							コン ク リ ー ト 構 造				H ≤ 300mm	±3
											H > 300mm	(H / 200 + 3) 小数 点以下切り捨て
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14	
							鋳放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差  詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-12-1	
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%				
							1500 < w, L, D	0 ~ +15				
						厚さ t	t ≤ 20mm					±0.5
							20 < t ≤ 160					±2.5%
							160 < t					±4
						相対誤差	w, L, D ≤ 1000mm					1
							1000mm < w, L, D					(w, L, D) / 1000

1-3-75

令和4年10月1日適用

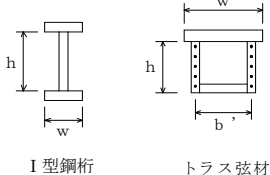
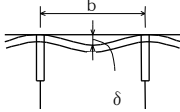
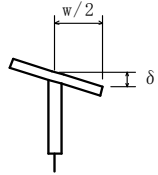
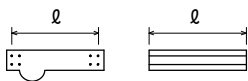
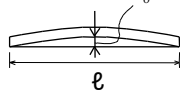
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-1
							刃口高さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$			
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	外周長L (m)	$\pm (10+L/10)$	図面の寸法表示箇所にて測定。			3-1-12-1
						刃口高さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	鋼桁等	トラス・アーチ等	 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	3-1-12-3	
							板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-1-12-3	
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150				3-1-12-3
								フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				3-1-12-3
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-1-12-3	
								トラス、アーチなど	±2… ℓ ≤ 10 ±3… ℓ > 10				
							圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-1-12-3	
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>													



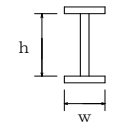
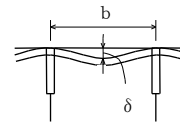
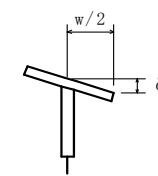
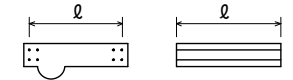
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	1	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-1-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-1-12-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots \cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-1-12-3
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \cdots \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-1-12-3
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12m間隔を測定。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-1-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-1-12-3
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-1-12-3
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-1-12-3
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 <math>\delta</math>」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-1-12-3	
							板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁等の部 材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
								箱桁等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	b / 150			
							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。		
							<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	1	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-1-12-3
							堤 長 L	±30			
							堤 長 l	±10			
							堤 幅 W	±30			
							堤 幅 w	±10			
							高 さ H	±10			
							ベースプレートの高さ	±10			
							本体の傾き	±H/500			

次頁に続く

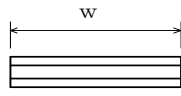
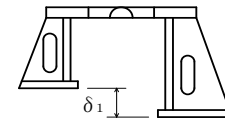
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					3-1-12-3

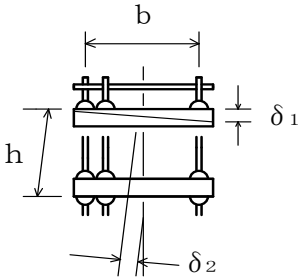
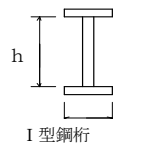

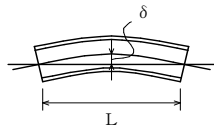
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-4		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 $w$ (m)	0～+30	製品全数を測定。		3-1-12-5		
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 $\delta_1$ (mm)	$\pm 4$				両端部及び中央部付近を測定。	
							フィンガーの食い 違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$					
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-6		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-7		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	8		アンカーフレーム製作 工	仮組立時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-1-12-8
						鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$				
						高さ h (mm)	$\pm 5$				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 I型鋼げた	3-1-12-9
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots l > 10$		原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-1-12-9
						仮組立時	主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-1-12-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-12-10
								±4…ℓ>10			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚		a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		3-1-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	13 橋梁 架設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (20+L/5) ± (20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。		3-1-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)…… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「上げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋）  （クレーン架設） （架設桁架設）  架設工支保工（固定） （移動）  架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		2003/1/13		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。				
						そ り	—	主桁を全数測定。				
	1 一般 施工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工  （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-2	
							ℓ≥5m	法長の-4%				
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長の-2%				
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工  (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-2					
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%								
						厚 さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。							
							t ≥ 5cm	-20								
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。										
						延 長 L			-200			1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

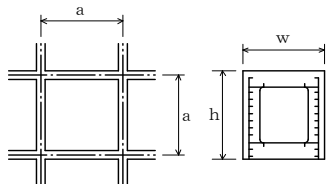
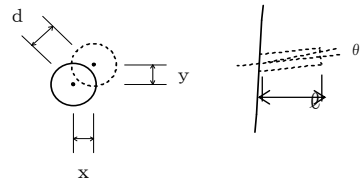
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工  (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-3	
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100				
						厚さ $t$	$t < 5\text{cm}$	-10				200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。  ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上
							$t \geq 5\text{cm}$	-20				
							延 長 L					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工  (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-14-4 曲線部は設計図書による	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200				
						幅	w	-30				枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
						高  さ	h	-30				
						枠中心間隔	a	$\pm 100$				
						延 長	L	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工  (プレキャスト法枠工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-1-14-4	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200				
						延 長	L	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削孔深さ	$\ell$	設計値以上	全数		3-1-14-6	
						配置誤差	d	100				
						せん孔方向	$\theta$	$\pm 2.5$ 度				

1-3-89

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

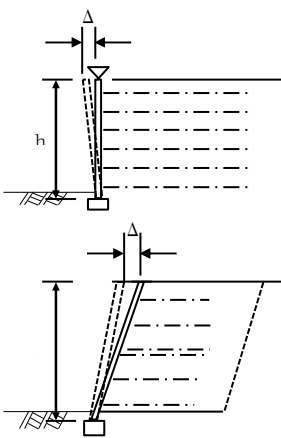
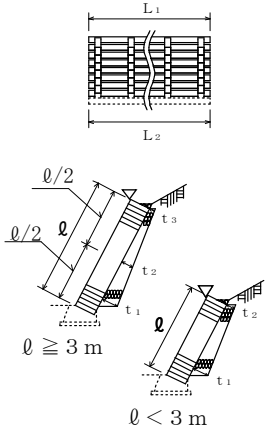
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-15-1	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-15-2	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

1-3-90

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-15-3	
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						鉛 直 度 $\Delta$	$\pm 0.03 h$ かつ $\pm 300$ 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上				
延 長 L	-200	1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-4	
						法長 $\ell$	$\ell < 3m$				-50
							$\ell \geq 3m$				-100
						厚 さ $t_1, t_2, t_3$	-50				
						延 長 $L_1, L_2$	-200				1 施工箇所毎

1-3-91

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	16 浚 渌 工 共 通	3	1	浚渌船運転工 (ポンプ浚渌船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-1-16-3
								500ps	-1000～+200			
								1000ps	-1200～+200			
							デイーゼル船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1000～+200			
								1350ps	-1200～+200			
							幅		-200			
							延 長		-200			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	16 浚 渌 工 共 通	3	2	浚渌船運転工 (グラブ浚渌船) (バックホウ浚渌船)	基準高▽		+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-1-16-3	
						幅		-200				
						延 長		-200				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	16 浚 渌 工 共 通	3	3	浚渌船運転工 (バックホウ浚渌船)  (面管理の場合)	平均値		個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		3-1-16-3	
						標高較差		0以下				+400以下

1-3-92

出来形管理基準及び規格値

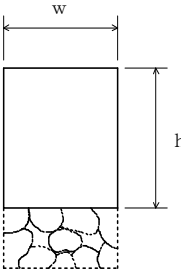
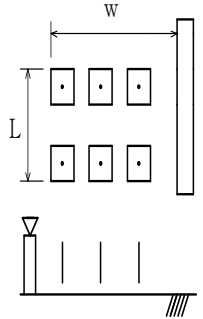
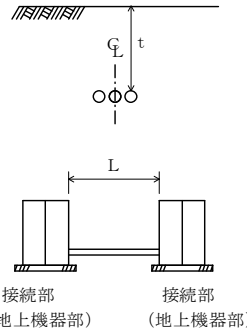
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-1-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10									



出来形管理基準及び規格値

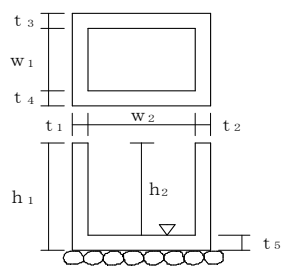
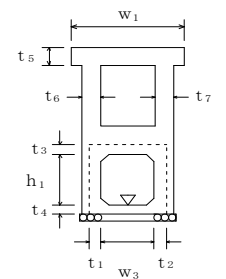
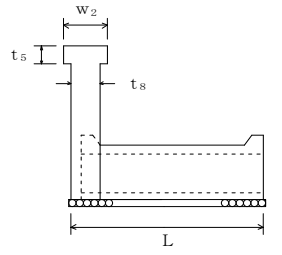
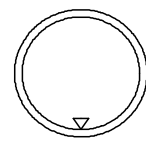
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川 編	1 築堤 護岸工	7 法覆 護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-7-4
						高さ h	-30			
5 河川 編	1 築堤・ 護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		5-1-10-8
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
5 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ- ーブル 配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		5-1-13-3
						延 長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		

1-3-94

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

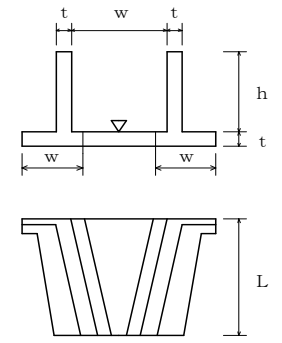
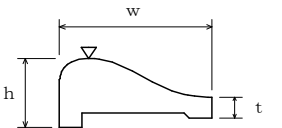
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川 編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		5-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
5 河川 編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内	6	1	函渠工 (本体内)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。  函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	 	5-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	±30			
						延長 L	-200			
5 河川 編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		5-3-5-6
						延長 L	-200			

1-3-95

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

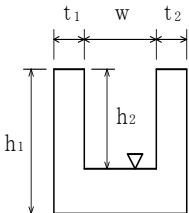
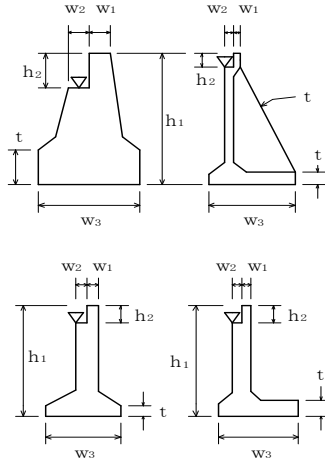
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		5-3-5-7 5-3-5-8
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
5 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		5-4-6-7 5-4-6-8 5-4-6-9 5-4-6-10 5-4-6-11
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
5 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		5-5-6-13 5-5-6-14
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
5 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工 継手箇所及び構造図の寸法表示箇所 で測定。		5-5-7-8 5-5-7-9 5-5-7-10
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m L ≥ 20m			

1-3-96

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-5-8-3
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						延長 $L$	-200			
5 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		5-5-9-2
						厚さ $t$	-20			
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天端長 $l_1$	-50			
						敷長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
						支点長及び 中心線の変化	$\pm 50$			

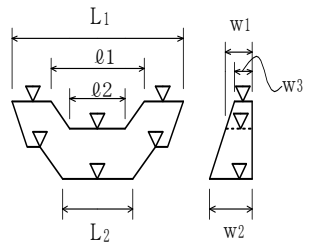
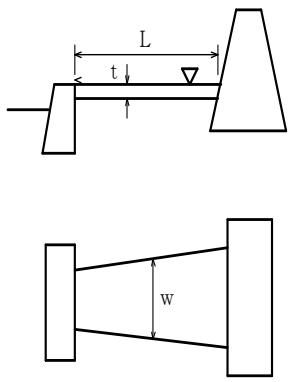
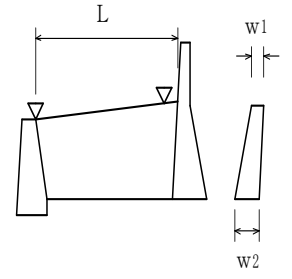
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		5-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	±30			
						延 長 L	-50			
5 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		5-6-4-7
厚 さ t						-20				
幅 w						-30				
高 さ h						±30				
延 長 L						-50				
5 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		5-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工  ( 床 固 め 本 体 工 )	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所にて測定。		5-7-4-6
						天 端 幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						堤 長 $L_1, L_2$	-100			
						水 通 し 幅 $\varnothing_1, \varnothing_2$	$\pm 50$			
5 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		5-7-4-8
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
5 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		5-7-5-6
						天 端 幅 $w_1$	-30			
						堤 幅 $w_2$	-30			
						長 さ L	-100			

1-3-99

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

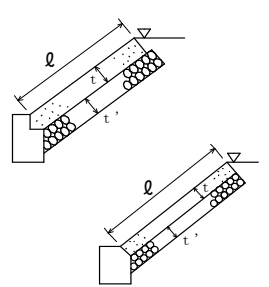
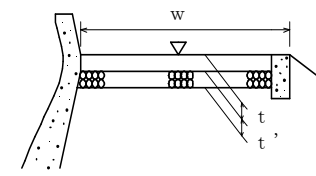
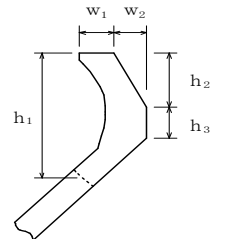
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 $w_1$	-20				
						ブロック横幅 $w_2$	-20				
						延 長 L	-200				
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-6-4	
						法長 $l$	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				

1-3-100

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

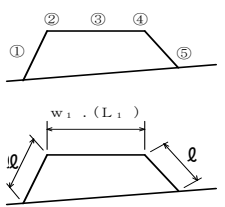
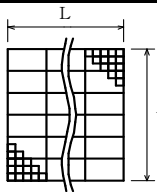
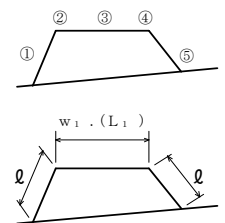
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-6-5	
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 $t'$					-50
						延 長 $L$					-200
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-8-2	
						幅 $w$	-50				
						厚 さ $t$	-10				
						基 礎 厚 $t'$	-45				
						延 長 $L$	-200				
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返 工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-9-3	
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 $L$	-200				

1-3-101



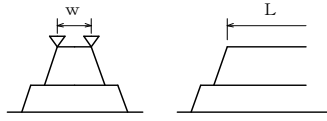
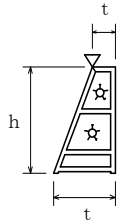
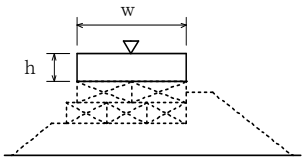
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		6-2-4-4		
						表 面 均 し	±100					
						基 準 高 ▽	荒 均 し				異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500
											異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300
						被 覆 均 し					異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500
											異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300
						法 長 $l$	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	
						天 端 幅 $w_1$	-100					
天 端 延 長 $L_1$	-200											
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 $w$	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-2-4-5		
						延 長 $L$	-500					
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本工	2		捨石工	基 準 高 ▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		6-2-5-2	
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 $l$	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。				
						天 端 幅 $w_1$	-100					
						天 端 延 長 $L_1$	-200					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブ ロック 規格26 t 未 満	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		6-2-5-5
							(層積) ブ ロック 規格26 t 以 上	±500			
							(乱 積)	±ブロックの高さ の1/2			
						天 端 幅 w		-ブロックの高さ の1/2			
						天 端 延 長 L		-ブロックの高さ の1/2			
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		6-2-5-9
						厚 さ t		-50			
						高 さ h	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
						延 長 L		-200			
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		6-2-5-10
						幅 w		-30			
						高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			

1-3-103

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

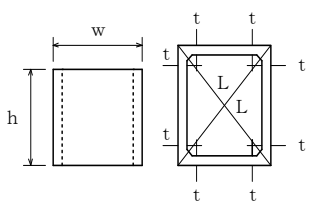
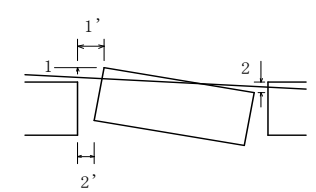
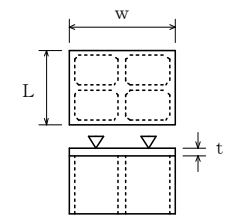
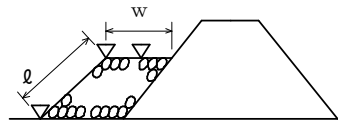
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	パ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		6-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁 厚 t <sub>1</sub>	±10	底版完成時、各壁1ヶ所			
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						高 さ h <sub>1</sub>	+30, -10	完成時、四隅			
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						底版厚さ t <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所			
						フーチング高さ h <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、四隅			
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		6-2-5-11	
							ケーソン重量2000 t以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t未満 100以下				据付完了後、天端2ヶ所
							ケーソン重量2000 t以上 200以下				
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所 (中心)		6-2-5-11
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				

1-3-104

令和4年10月1日適用

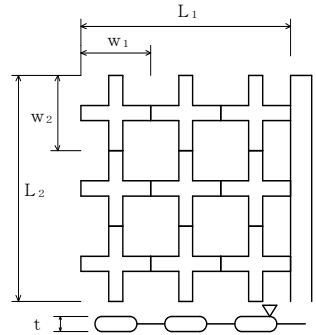
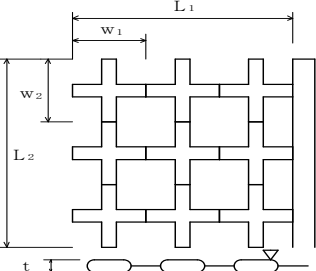
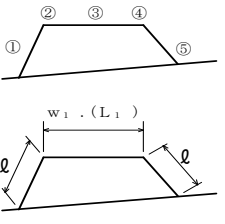
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		6-2-5-12		
						幅 w	+20, -10					
						高 さ h	+20, -10					
						長 さ L	+20, -10					
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		6-2-5-12		
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下					
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		6-2-5-12	
							水 中	±50				
							厚 さ t	±30				
							幅 w	±30				
							長 さ L	±30				
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		6-2-6-2	
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300				
							法 長 l	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。
							天 端 幅 w	-100				
							天 端 延 長 L	-200				

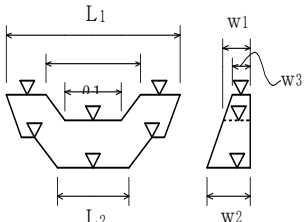
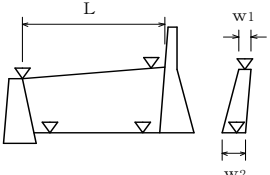
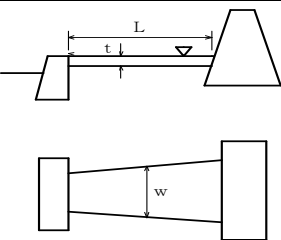
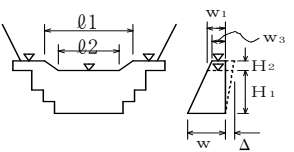
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-2-6-3		
							乱 積	± t / 2					
						厚 さ t		-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20					
												乱 積	- t / 2
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200				1 施工箇所毎	
		乱 積	- t / 2										
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-2-7-3		
							乱 積	± t / 2					
						厚 さ t		-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		-20					
延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>		-200											
6 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工 リーフ、離岸堤、 潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準 高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		6-3-3-3		
							荒 均 し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500	
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300	
							被 覆 均 し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500	
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300	
							法 長 ℓ					-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天 端 幅 w <sub>1</sub>					-100	
							天 端 延 長 L <sub>1</sub>					-200	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		7-1-3-4	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		7-1-8-4		
						天端部 堤幅	$w_1, w_3$ $w_2$				-30	
						水通しの幅	$\ell_1, \ell_2$				$\pm 50$	
						堤長	$L_1, L_2$				-100	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		7-1-8-6		
						幅	$w_1, w_2$				-30	
						長さ	L				-100	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		7-1-8-8		
						幅	w				-100	
						厚さ	t				-30	
						延長	L				-100	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部	堤高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		7-1-9-5	
							長さ	$\ell_1, \ell_2$				$\pm 100$
							幅	$w_1, w_3$				$\pm 50$
						袖部	下流側倒れ	$\Delta$				$\pm 0.02H_1$
							袖高 $\nabla$	$\pm 50$				
							幅	$w_2$				$\pm 50$
下流側倒れ	$\Delta$	$\pm 0.02H_2$										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		7-1-9-5
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
次頁に続く										

出来形管理基準及び規格値

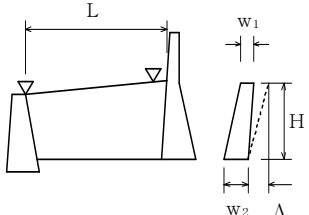
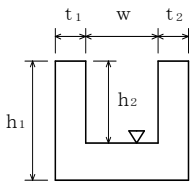
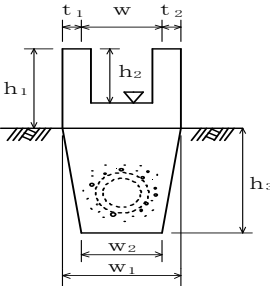
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)					7-1-9-5



出来形管理基準及び規格値

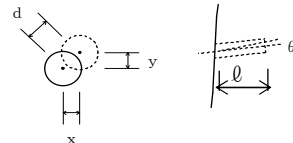
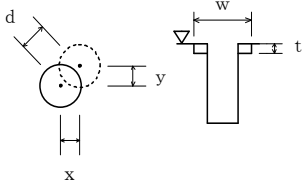
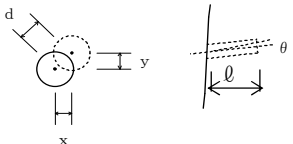
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		7-1-9-6	
						長 さ L	$\pm 100$				
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
7 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-8	
						幅 w	-30				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						延 長 L	-200				
7 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-3-6-4	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						深 さ $h_3$	-30				
						延 長 L	-200				

1-3-110

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 砂防編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	7-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
7 砂防編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	7-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
7 砂防編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	全数測定。		7-3-9-6
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			
7 砂防編	3 斜 面 対 策	10 鉄 筋 挿 入 工			鉄筋挿入工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	7-3-10
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		8-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		8-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

1-3-112

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	   J：ジョイント	8-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

出来形管理基準及び規格値

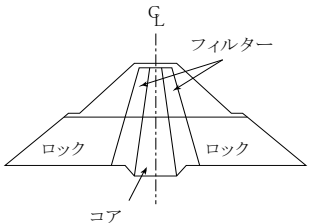
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-4
				ジョイント間隔		±20				
				リフト高		±50				
				長 さ		±100				
				厚 さ		±20				

1-3-114

出来形管理基準及び規格値

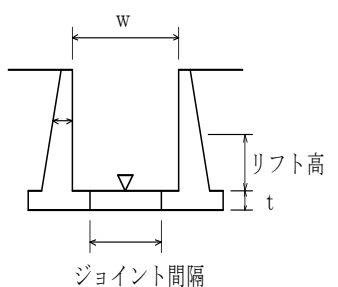
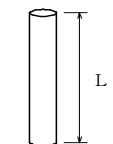
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		8-2-4-5
						外 側 境 界 線	-0, +500			
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		8-2-4-6
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
8 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		8-2-4-7
						外 側 境 界 線	-0, +2000			

1-3-115

出来形管理基準及び規格値

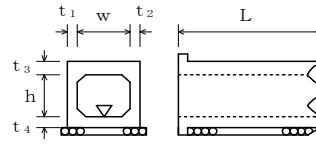
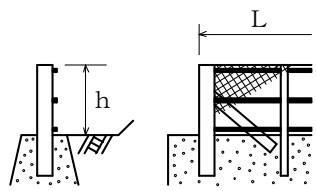
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		8-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
8 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテングラウトに適用する。		8-3-3
						配 置 誤 差	100			

1-3-116

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		9-1-3-2
9 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基準高 $\nabla$		$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		9-1-9-6
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅 (内法) $w$		-30			
						高 さ $h$		$\pm 30$			
						延長 $L$	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
9 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 $w$		-200	1 施工箇所毎		9-1-11-4
						延 長 $L$		-200			
9 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ $h$		$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		9-1-11-5
						延 長 $L$		-200			
									1 施工箇所毎		

1-3-117

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		9-1-11-6	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
9 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		9-1-11-7	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	-10%			全数
埋 込 み ℓ	-5%										
9 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		9-1-12-4	
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
9 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		9-1-12-5
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h	+30, -20	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

1-3-118

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

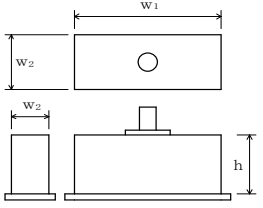
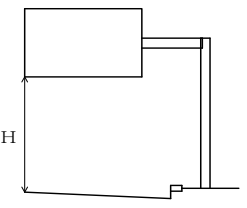
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	9-2-4	
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚  さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-2-4	
						幅	-25	—				

1-3-119

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-2-5-9
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
9 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	$\pm 20$	1ヶ所／1踏掛版		9-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	$\pm 20$	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	$\pm 20$	全数		
ア ン カ ー 長	$\pm 20$	全数								
9 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎		9-2-9-4
						高 さ h	-30			
9 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		9-2-9-4

1-3-120

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

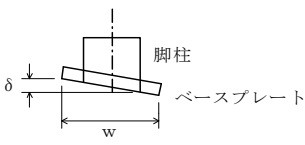
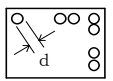
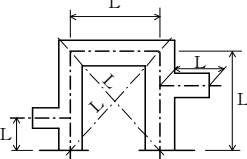
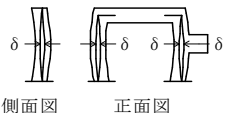
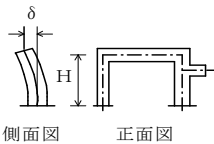
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 $t$	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		9-2-12-5
						延 長 $L$	-200	接続部間毎で全数		
9 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		9-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
9 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	1ヶ所／1施工箇所		9-2-12-6
						高 さ $h$	-30			

1-3-121

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		9-3-3-3	
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		9-3-3-3
								孔の径 d	0~5	全数を測定。		
							仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L-20)/10) \dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		9-3-3-3
								はりのキャンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		9-3-3-3
						柱の鉛直度 $\delta$ (mm)		$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		9-3-3-3	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 （アンカーボルト孔の鉛直度を除く）  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		9-3-6-8		
						厚 さ t	-20					
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10					
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10					
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50					
						高 さ $h_1$	-50					
						胸壁の高さ $h_2$	-30					
						天 端 長 $l_1$	-50					
						敷 長 $l_2$	-50					
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$					
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$					
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	アンカーボルト 孔の底の計画高				+10～-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。  ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。
							平面位置				$\pm 20$	
							アンカーボルト 孔の鉛直度				1/50以下	

1-3-123

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工  (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く)  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		9-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	アンカーボルト 孔の底の計画高			
平面位置	$\pm 20$									
アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50以下									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く)  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		9-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$	-20				
						敷 幅 $w_2$	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ $l$	-20				
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	アンカーボルト孔の底の計画高				+10~-20
							平面位置				$\pm 20$
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下										
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-9	
						幅 (橋軸方向) w	-50				
						高 さ h	-50				
						長 さ $l$	-50				

1-3-125

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-9
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ h	-50			
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		9-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		9-3-8-11

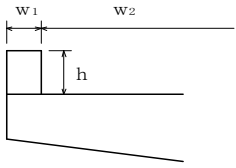
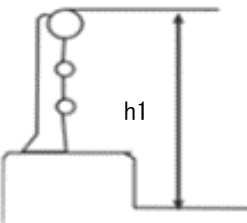
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		9-4-3-9	
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		9-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								$\pm 5$				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水平 度	橋軸方向	1/100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1/2 以上										
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		$\pm 5$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 $\delta$ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		9-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								$\pm 5$				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水平 度	橋軸方向	1/300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1/2 以上										

出来形管理基準及び規格値

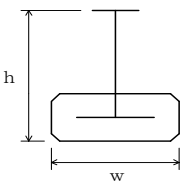
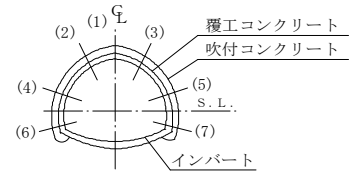
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定  全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		9-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		9-4-8-5
						地覆の高さ $h$	-10～+20			
						有効幅員 $w_2$	0～+30			
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 $w_1$	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 $w_2$	-10～+20			
			高 さ $h_1$		-20～+30					
			高 さ $h_2$		-10～+20					
			有 効 幅 員 $w_3$		0～+30					
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		9-4-8-8
						高 さ	±4			

1-3-128

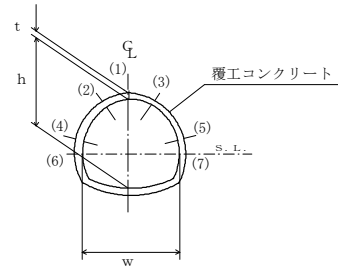
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		9-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15… ±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		9-6-4-3
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		9-6-4-4
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		9-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	9-6-5-5	
						厚 さ t	-30			

1-3-130

令和4年10月1日適用

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
9 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバ ート工	4		インバート本體工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		9-6-6-4	
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
9 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本體工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	図面の主要寸法表示箇所で測定。		9-6-8-4	
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200				

I-3-131

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		9-6-8-5
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		9-11-6-2
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	$\pm 30$			
						ブロック長 L	-50			
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		9-11-6-4
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		9-11-6-5
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		9-11-6-5

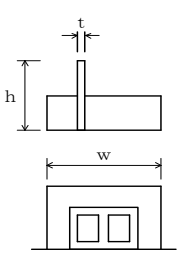
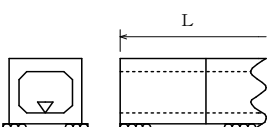
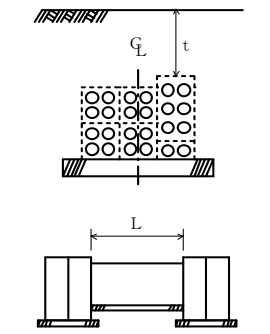
1-3-133

令和4年10月1日適用



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

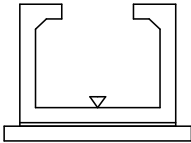
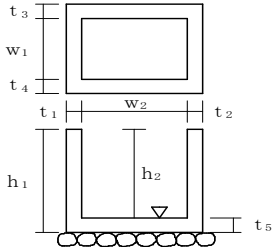
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		9-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
9 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。  延長：1施工箇所毎		9-11-7-2
						延 長 L	-200			
9 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。  接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		9-12-5-2
						延 長 L	-200			

1-3-134

令和4年10月1日適用

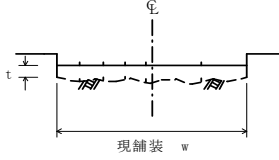
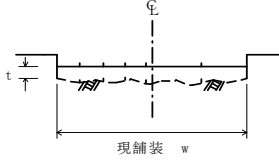
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス 工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		9-12-5-3
9 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		9-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高 さ $h_1, h_2$	-30			

出来形管理基準及び規格値

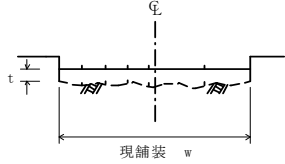
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $X_{10}$ )			
9 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		9-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下			
9 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		9-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下			

1-3-136

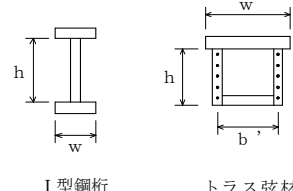
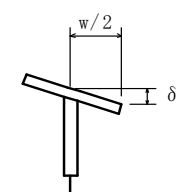
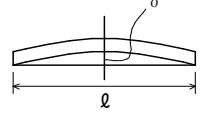
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $\bar{X}_{10}$ )			
9 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		9-14-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
9 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	9-16-3-4
							$0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		9-16-3-4
						圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 $\ell$ ：部材長 (mm)		9-16-3-4

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

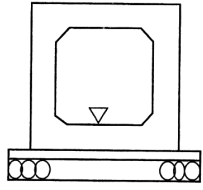
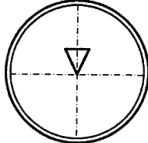
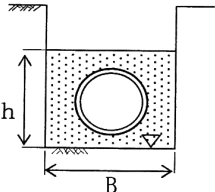
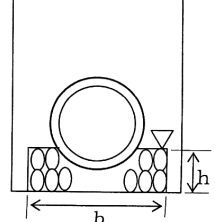
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	2 管路土工		管路掘削	深 さ h	±30
						幅 B	-50
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	2 管路土工		管路埋戻	基準高 ▽	±30
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	3 管布設工		管布設 (自然流下管)	基準高 ▽	±30
						中心線の変位 (水平)	±50
						勾 配	±20%
						延 長 ℓ	-ℓ/500 かつ -200
						総 延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
マンホール間ごとに1箇所測定する。		
マンホール間ごとに1箇所測定する		
基準高、中心線の変位 (水平) は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
延長ℓはマンホール間を測定する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

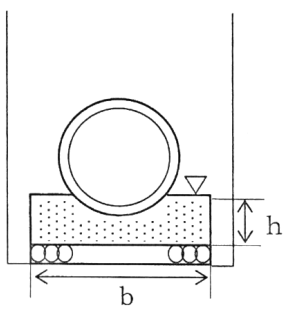
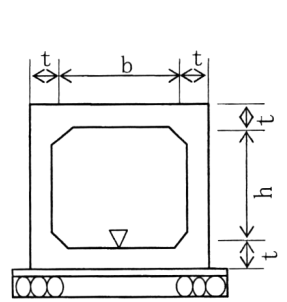
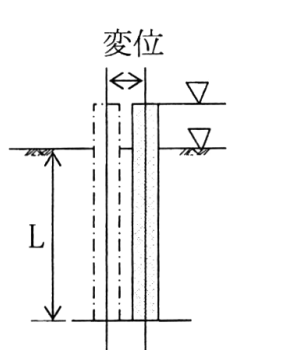
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	3 管布設工		矩形渠 (プレキャスト)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						中心線の変位 (水平)	$\pm 50$
						勾 配	$\pm 20\%$
						延 長 $l$	$-\ell/500$ かつ $-200$
						総 延 長 $L$	$-200$
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	3 管布設工		圧送管	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						中心線の変位 (水平)	$\pm 50$
						総 延 長 $L$	$-200$
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	4 管基礎工		砂基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $B$	$-50$
						厚 さ $h$	$-30$
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	4 管基礎工		砕石基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $b$	$-50$
						厚 さ $h$	$-30$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長 20mにつき 1 箇所割合で測定する。</p> <p>延長<math>l</math>はマンホール間を測定する。</p>		
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所割合で測定する。</p>		
<p>各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。</p>		
<p>各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。</p>		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	4 管基礎工		コンクリート基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 b	-30
						厚 さ h	-30
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	5 水路築造工		現場打水路	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						中心線の変位 (水平)	$\pm 50$
						幅 b	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						勾 配	$\pm 20\%$
						延 長 $\ell$	- $\ell/500$ かつ -200
総 延 長 L	-200						
10 下水道編	1 下水道	3 管きよ工・開削	6 管路土留工		鋼矢板土留	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						根 入 長 L	設計値以上
						変 位	100

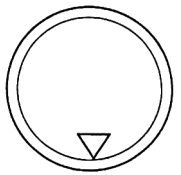
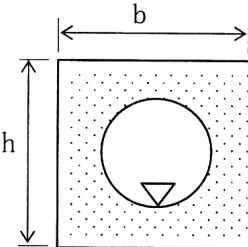
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
<p>基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。</p> <p>1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所割合で測定する。</p>		
延長 $\ell$ はマンホール間を測定する。		
<p>施工延長20mにつき1箇所測定する。</p> <p>20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。</p>		任意仮設の場合は除く



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下水道編	1 下水道	4 ・5 管きよ工 ・小口径推進 、推進	2 推進工		推進工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$
						中心線の変位 (水平)	$\pm 50$
						勾 配	$\pm 20\%$
						延 長 $l$	$-l/500$ かつ $-200$
						総 延 長 $L$	$-200$
10 下水道編	1 下水道	4 ・5 管きよ工 ・小口径推進 、推進	3 立坑内管布設工		空伏工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$
						幅 $b$	$-30$
						高 さ $h$	$-30$
						中心のずれ	$\pm 50$
						延 長 $L$	$-50$
						勾 配	$\pm 20\%$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、中心線の変位 (水平) は、推進管1本ごとに1箇所測定する。</p> <p>延長<math>l</math>はマンホール間を測定する</p>		
<p>1 施工箇所ごとに測定する。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下水道 編	1 下水道	6 管 き よ 更 生 工	2 管 き よ 内 面 被 覆 工		反転・形成工法	仕上がり内径D	—
						更生管厚	6箇所 の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする
10 下水道 編	1 下水道	6 管 き よ 更 生 工	2 管 き よ 内 面 被 覆 工		製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない

令和4年10月1日適用

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1 スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について 1 スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の 6 箇所 で測定する。 硬化直後と 24 時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。 更生後 24 時間以降経過した内径に対して計測し記録する。 更生管厚は、更生工事前に既設管きよの内径を測定し、結果を差し引くことで確認する。</p>		<p>最新の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。</p>
<p>1 スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について 1 スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さ と幅の 2 箇所 で測定する。</p>		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下水道編	1 下水道	7 マンホール工	2 組立マンホール工		マンホール基礎工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						床 堀 深 H	$\pm 30$
						基礎工幅 B1	-50
						基礎工高 h1	-30
						コンクリート工幅 B2	-30
						コンクリート工高 h2	-10
10 下水道編	1 下水道	7 マンホール工	2 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						人孔天端高	$\pm 30$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編	1 下 水 道	8 立 坑 工			立坑工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						寸 法 B	$\pm 100$
						深 さ h	$\pm 30$
10 下 水 道 編	1 下 水 道	8 立 坑 工			立坑土工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						砕石基礎幅 b1	-50
						砕石基礎厚 t1	-30
						底版コンクリート基準高	$\pm 30$
						底版コンクリート幅 b2	-30
						底版コンクリート厚 t2	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 施工箇所ごとに測定する。		
1 施工箇所ごとに測定する。		

別紙-1 出来形管理基準

						No.
--	--	--	--	--	--	-----

1 事務所名		2 工事名					3 受注者					4 工種		5 路線名 河川			6 箇所			
データ記録表	試験番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	測定月日		
	設計値																単位〔 〕	測定者		
	実測値																規格値	上限		
	設計値との差															下限				
	設計値																	測定基準		
	実測値																			
	設計値との差																			
測点																	略 図			
出来形管理図	UCL 〔 〕																			
	CL 〔 〕																			
	LCL 〔 〕																			
記事	施工月日																			

別紙-2 出来形管理基準

					No.

1 事務所名	2 工事名	3 受注者	4 工種	5 路線 河川 名	6 箇所						
構造図					施工月日						
					実測月日						
					測定者						
					構	基準高	規格値	上限			
								下限			
					造	厚さ	規格値	上限			
								下限			
					物	巾	規格値	上限			
								下限			
						高さ	規格値	上限			
下限											
長さ	規格値	上限									
		下限									
記事											

別紙-3 出来形測定表

					No.
--	--	--	--	--	-----

1 事務所名		2 工事名		3 受注者		4 工種	5 路線 河川 名		6 箇所			7 測定 月 日		8 測定者						
名称	略 図	測 定 項 目	規格値	測 定 箇 所																
				設計値																
				実測値																
				設計値との差																
						設計値														
						実測値														
						設計値との差														
						設計値														
						実測値														
						設計値との差														
						設計値														
						実測値														
						設計値との差														
				設計値																
				実測値																
				設計値との差																
				設計値																
				実測値																
				設計値との差																
				設計値																
				実測値																
				設計値との差																





# 港湾工事出来形管理基準

## 目次

### 1. 共通の工種

1-1	圧密・排水工	1-4-1
1-2	締固工	1-4-3
1-3	固化工	1-4-4
1-4	洗掘防止工	1-4-5
1-5	中詰工	1-4-5
1-6	蓋コンクリート工	1-4-5
1-7	蓋ブロック工	1-4-5
1-8	鋼矢板工	1-4-6
1-9	控工	1-4-7
1-10	鋼杭工	1-4-9
1-11	コンクリート杭工	1-4-9
1-12	防食工	1-4-10
1-13	コンクリート舗装工	1-4-11
1-14	アスファルト舗装工	1-4-12
1-15	植生工	1-4-13

### 3. 海上地盤改良工

3-1	床掘工	1-4-14
3-2	床掘土工	1-4-14
3-3	置換工	1-4-14
3-4	圧密・排水工	1-4-14
3-5	締固工	1-4-14

### 4. 基礎工

4-1	基礎盛砂工	1-4-15
4-2	洗掘防止工	1-4-15
4-3	基礎捨石工	1-4-16
4-4	基礎ブロック工	1-4-17

### 5. 本体工 (ケーソン式)

5-1	ケーソン製作工	1-4-18
5-2	ケーソン進水据付工	1-4-18
5-3	中詰工	1-4-19
5-4	蓋コンクリート工	1-4-19
5-5	蓋ブロック工	1-4-19

### 6. 本体工 (ブロック式)

6-1	本体ブロック製作工	1-4-19
6-2	本体ブロック据付工	1-4-20
6-3	中詰工	1-4-20
6-4	蓋コンクリート工	1-4-20
6-5	蓋ブロック工	1-4-20

### 7. 本体工 (場所打式)

7-1	場所打コンクリート工	1-4-21
7-2	水中コンクリート工	1-4-21
7-3	プレパックドコンクリート工	1-4-21
7-4	水中不分離性コンクリート工	1-4-22

### 8. 本体工 (捨石・捨ブロック式)

8-1	洗掘防止工	1-4-22
8-2	本体捨石工	1-4-22
8-3	捨ブロック工	1-4-22
8-4	場所打コンクリート工	1-4-23

### 9. 本体工 (鋼矢板式)

9-1	鋼矢板工	1-4-23
9-2	控工	1-4-23

### 10. 本体工 (コンクリート矢板式)

10-1	コンクリート矢板工	1-4-24
10-2	控工	1-4-24

### 11. 本体工 (鋼杭式)

11-1	鋼杭工	1-4-24
------	-----	--------

### 12. 本体工 (コンクリート杭式)

12-1	コンクリート杭工	1-4-24
------	----------	--------

13. 被覆・根固工	
13-1 被覆石工	1-4-25
13-2 被覆ブロック工	1-4-25
13-3 根固ブロック工	1-4-25
14. 上部工	
14-1 上部コンクリート工	1-4-26
14-2 上部ブロック工	1-4-27
15. 付属工	
15-1 係船柱工	1-4-28
15-2 防舷材工	1-4-28
15-3 車止・縁金物工	1-4-28
15-4 防食工	1-4-29
15-5 付属設備工	1-4-29
16. 消波工	
16-1 洗掘防止工	1-4-29
16-2 消波ブロック工	1-4-29
17. 裏込・裏埋工	
17-1 裏込工	1-4-30
17-2 裏埋工	1-4-30
17-3 裏埋土工	1-4-30
18. 陸上地盤改良工	
18-1 圧密・排水工	1-4-31
18-2 締固工	1-4-31
18-3 固化工	1-4-31
19. 土工	
19-1 掘削工	1-4-31
19-2 盛土工	1-4-31
19-3 路床盛土工	1-4-31
19-4 法面工	1-4-32
20. 舗装工	
20-1 コンクリート舗装工	1-4-32
20-2 アスファルト舗装工	1-4-32
21. 維持補修工	
21-1 維持塗装工	1-4-32
21-2 防食工	1-4-32
22. 構造物撤去工	
22-1 取壊し工	1-4-33
22-2 撤去工	1-4-33
23. 仮設工	
23-1 仮設鋼矢板工	1-4-34
23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	1-4-34
23-3 仮設道路工	1-4-34
24. 雑工	
24-1 現場鋼材溶接工	1-4-34
24-2 現場鋼材切断工	1-4-35
24-3 その他雑工	1-4-35
25. 浚渫工	
25-1 ポンプ浚渫工	1-4-35
25-2 グラブ浚渫工	1-4-35
25-3 硬土盤浚渫工	1-4-35
25-4 岩盤浚渫工	1-4-36
25-5 バックホウ浚渫工	1-4-36
26. 埋立工	
26-1 固化工	1-4-36
26-2 埋立土工	1-4-36
27. 道路舗装工	
27-1 コンクリート舗装工	1-4-37
27-2 アスファルト舗装工	1-4-37
27-3 道路付属工	1-4-37
28. 緑地工	
28-1 植生工	1-4-37

[ 参 考 ]

様式・出来形 1-1-1	；土砂掘削出来形管理表	1-4-38
様式・出来形 1-2-2(1)	；敷砂出来形管理表	1-4-39
様式・出来形 1-2-2(2)	；敷砂出来形管理図	1-4-40
様式・出来形 1-3-2(1)	；サトコンパクショパイル出来形管理表	1-4-41
様式・出来形 1-3-2(2)	；砂投入管理表	1-4-42
様式・出来形 1-3-2(3)	；締固工深淺図	1-4-43
様式・出来形 1-4-1(1)	；深層混合処理杭出来形管理表	1-4-44
様式・出来形 1-4-1(2)	；深層混合処理杭鉛直度管理表	1-4-45
様式・出来形 1-5-1(1)	；洗掘防止マット出来形管理表	1-4-46
様式・出来形 1-5-1(2)	；洗掘防止マット出来形管理図	1-4-47
様式・出来形 1-6-1	；砂・石材中詰出来形管理表	1-4-48
様式・出来形 1-7-1	；蓋コンクリート出来形管理表	1-4-49
様式・出来形 1-9-2	；鋼矢板出来形管理表	1-4-50
様式・出来形 1-10-5	；腹起出来形管理表	1-4-51
様式・出来形 1-10-6	；タイ材出来形管理表	1-4-52
様式・出来形 1-11-2(1)	；鋼杭打込記録	1-4-53
様式・出来形 1-11-2(2)	；鋼杭出来形管理表	1-4-54
様式・出来形 1-13-1(1)	；電気防食出来形管理表	1-4-55
様式・出来形 1-13-1(2)	；電気防食電位測定管理表	1-4-56
様式・出来形 1-14-1(1)	；路盤出来形管理表	1-4-57
様式・出来形 1-14-1(2)	；路盤出来形管理図	1-4-58
様式・出来形 1-15-3(1)	；舗装出来形管理表	1-4-59
様式・出来形 1-15-3(2)	；舗装出来形管理図	1-4-60
様式・出来形 3-3-1	；置換材出来形管理表	1-4-61
様式・出来形 4-3-2(1)	；基礎石均し出来形管理図(1)	1-4-62
様式・出来形 4-3-2(2)	；基礎石均し出来形管理図(2)	1-4-63
様式・出来形 5-1-1	；ケーソン製作出来形管理表	1-4-64
様式・出来形 5-2-1	；ケーソン据付出来形管理表	1-4-65
様式・出来形 6-1(1)	；ブロック(方塊)製作出来形管理表	1-4-66
様式・出来形 6-1(2)	；L型ブロック製作出来形管理表	1-4-67
様式・出来形 6-1(3)	；セルラーブロック製作出来形管理表	1-4-68
様式・出来形 6-1(4)	；ブロック製作等外見チェックリスト	1-4-69
様式・出来形 13-1-1(1)	；被覆石均し出来形管理図(1)	1-4-70
様式・出来形 13-1-1(2)	；被覆石均し出来形管理図(2)	1-4-71
様式・出来形 13-3-1	；根固ブロック製作出来形管理表	1-4-72
様式・出来形 14-1(1)	；上部コンクリート(防波堤)出来形管理表	1-4-73
様式・出来形 14-1(2)	；上部コンクリート(岸壁)出来形管理表	1-4-74

様式・出来形 15-1-1	；係船柱出来形管理表	1-4-75
様式・出来形 15-2-1	；防舷材出来形管理表	1-4-76
様式・出来形 15-3-1	；車止出来形管理表	1-4-77
様式・出来形 24-1-1(1)	；すみ肉溶接出来形管理表	1-4-78
様式・出来形 24-1-1(2)	；突合せ溶接出来形管理表	1-4-79
様式・出来形 24-1-1(3)	；鉄筋フレア溶接出来形管理表	1-4-80
様式・出来形 25-1(1)	；浚渫出来形管理表	1-4-81
様式・出来形 25-1(2)	；浚渫出来形管理図	1-4-82



# 港湾工事出来形管理基準

## 1. 共通的工程

### 1-1 圧密・排水工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. サンドドレイン	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	+; 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -; 設計値より深い(低い)ことをいう。 ( ) は陸上
	砂の投入量	打込記録の確認	全数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に砂の投入量を記入し提出		
2. 敷砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部; スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部; スチールテープ、間縄、レド又は音響測深機等により測定 スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	天端高1cm 天端幅10cm 10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は(※)による。	
3. 載荷土砂	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部; スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は(※)による。	

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
4. ペーパードレーン	位置	水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 移動毎及び監督職員の指示による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+；設計値より浅い(高い)ことをいう。 -；設計値より深い(低い)ことをいう。 ( ) は陸上
	ドレーン材 の打込長 延長	打込記録の確認 スチールテープ、間縄、光波測距機等により測定	全 数 施工完了後	10cm 10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出 管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	様式・出来形1-I-2参照
5. グラベルマット	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距機等で測定 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下	天端高1cm 天端幅10cm 10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は( )による。	
	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距機により測定	移動毎及び監督職員の指示による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全 数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+；設計値より浅い(高い)ことをいう。 -；設計値より深い(低い)ことをいう。 ( ) は陸上
6. グラベルドレーン	砕石の投入量	打込記録の確認	全 数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		

1-2 締固工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ロッドコンパクション	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動が確認されていれば不要
	充填材の投入量			1.0m <sup>3</sup>	管理図に測定結果を記入し提出		
	天端高	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	天端高 + 規定しない - 0	
2. サンドコンパクション	先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	先端深度 + 0 - 規定しない	+; 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -; 設計値より深い(低い)ことをいう。 ( ) は陸上
	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	様式・出来形1-2-2参照 自動位置決め装置の作動が確認されていれば不要
	天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+; 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -; 設計値より深い(低い)ことをいう。 ( ) は陸上
3. 盛上土砂撤去	砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m <sup>3</sup>	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は(○)による。	10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は(○)による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
4. 敷砂均し						1-1-2敷砂均しを適用する。	

1-3 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 深層混合処理杭	位置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は④による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合④による	様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置の作動が確認されれば不要
	鉛直度 接合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5 m程度毎に測定(引抜きと貫入時)	1分又は1 cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	④による。	陸上施工は除く。
	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1 cm	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 + 規定しない - 0 先端深度 + 0 - 規定しない	+; 設計値より浅い(高い)ことをいう。 -; 設計値より深い(低い)ことをいう。 ( ) は陸上
	固化材吐出量	流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	1 t	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提出		
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10 cm	盛上り量の図面を作成し提出		
2. 敷砂均し							1-1-2敷砂均しを適用する。
3. 事前混合処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10 cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	
	天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20 m以下 測点間隔10 m以下	天端幅10 cm 天端高1 cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	④による。	
4. 表層固化工	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10 cm	管理図に延長を記入し提出	+ 規定しない - 0	
	天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20 m以下 測点間隔10 m以下	天端幅10 cm 天端高・厚さ1 cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	④による。	



1-4 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	④による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	

1-5 中詰工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 砂・石材中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーンゾン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm	様式・出来形1-5-1参照
	コンクリート中詰	レベル、スチールテープ等によりケーンゾン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	
	プレバックドコンクリート中詰						

1-6 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所(中心)	1cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	様式・出来形1-6-1参照

1-7 蓋ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 蓋ブロック製作	幅、高さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ +2cm, -1cm 長さ +2cm, -1cm 壁厚 ±1cm	
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		
2. 蓋ブロック据付	蓋ブロック据付(天端高)	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所	1cm	管理表を作成し提出		

1-8 鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	
1. 先行掘削	掘削長 掘削深度 掘削径	トランシット、スチールテープ等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	④による。		
		レベル等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	④による。	＋：設計値より浅いことをいう －：設計値より深いことをいう	
		スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出	④による。		
	2. 鋼矢板 イ) 鋼矢板	打込記録	共第8編 4-3-13-2-10打込記録	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
		矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+ 矢板1枚幅 - 0	
		矢板法線に 対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
		矢板法線に 対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
		矢板法線方 向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
		矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚 全数	1cm	管理表を作成し提出 観察結果を報告	±10cm	全数を目視で確認
		矢板継手部 の離脱	観察（水中部は潜水士）					
ロ) 鋼管矢板	打込記録	共第8編 4-3-13-2-10打込記録	20本に1本		打込記録を提出			
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	④による。		
	矢板法線に 対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認	
	矢板法線に 対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下		
	矢板法線方 向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下		
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本 全数	1cm	管理表を作成し提出 観察結果を報告	±10cm	全数を目視で確認	
	矢板継手部 の離脱	観察（水中部は潜水士）						

1-9 控工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 控鋼矢板	打込記録	共第8編 4-3-14-2-10打込記録	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	施工中適宜打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+ 矢板1枚幅 - 0	
	矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜打込完了時(両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		
	打込記録	共第8編 4-3-14-3-8打込記録	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
	杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
3. プレキヤーストコンクリート控壁	杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
	幅、高さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	
	法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	⊕による。	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
4. 場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1 スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は④による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1 スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1 スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
5. 腹 起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5参照
	継手位置	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
	ボルトの取付け	観 察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
6. タイロッド	矢板と腹起しとの密着	観 察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。		
ロ) タイワイヤー取付	ターンバツクルのねじ込み長さ	観 察	全 数	1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
	リンゴジョイントのコンクリートへの埋込み	観 察	全 数		観察結果を報告		
	支保材の天端高	レベル等により測定	適 宜	1 cm	管理表を作成し提出		
	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	定着ナットの締付け	観 察	全 数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
	定着具端部 柱の取付け	観 察	全 数		結果の整理方法 観察結果を報告		
	トランプペッ トシースの 取付	観 察	全 数		観察結果を報告		

### 1-10 鋼杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. 先行掘削							1-8-1先行掘削を適用す る。
2. 鋼 杭	打込記録	共第1 2編 5-3-15-2-(9)	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参 照
	杭頭中心位 置	トランシット、スチール テープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提 出	10cm以下	
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提 出	± 5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振 り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提 出	直杭2°以下 斜杭3°以下	

### 1-11 コンクリート杭工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備 考
1. コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭 以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5 打込み工法記録を 作成し提出		
	杭頭中心位 置	トランシット、スチール テープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提 出	10cm以下	
	杭天端高	レベル等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提 出	± 5 cm	
	杭の傾斜	トランシット、下げ振 り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提 出	直杭2°以下 斜杭3°以下	

1-12 防食工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 電気防食	取付位置	目視(承諾された図面より確認) 潜水士による。	取付完了後、全数	1 cm	測定表を作成し提出	±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議とする。	様式・出来形I-12-1参照
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	1 mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準；-850mV	
2. FRPモルタル被覆	取付高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	取付完了後、保護カバールの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	Ⓢによる	測定表を作成し提出	Ⓢによる	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。
3. ペトロラタム被覆	取付高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、保護カバールの上端又は下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭；全数 矢板；監督職員の指示による	Ⓢによる	測定表を作成し提出	Ⓢによる	
4. コンクリート被覆	高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	Ⓢによる	測定表を作成し提出	Ⓢによる	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。
5. 防食塗装	高さ(被覆範囲)	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ(被覆範囲の確認) 鋼管杭；全数 矢板；50㎡に1箇所以上	Ⓢによる	測定表を作成し提出	Ⓢによる	

1-13 コンクリート舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 下層路盤	高さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 4 cm	様式・出来形1-13-1参照
	厚さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は⊕による。	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 4.5cm	
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
2. 上層路盤	厚さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は⊕による。	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5cm	
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	厚さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は⊕による。	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5cm	
3. コンクリート舗装版	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	厚さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 1 cm	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督職員が必要と認めたとときは、コアを採取する。
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	平坦性	3mプロファイルメータにより測定	各レーン毎全延長	1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合 2 mm以下 人力舗設の場合 3 mm以下	

1-14 アスファルト舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 下層路盤	高さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
	厚さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は $\text{⊕}$ による。	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 4.5cm	
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
2. 上層路盤	厚さ	レベル等により測定	舗装は1,000m <sup>2</sup> に1箇所、道路舗装は $\text{⊕}$ による。	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 3 cm	
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	厚さ	スチールテープ、光波測距儀等により測定	1,000m <sup>2</sup> に1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 1.2cm	様式・出来形1-14-3参照
3. 基層	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	厚さ	スチールテープ、光波測距儀等により測定	1,000m <sup>2</sup> に1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 9 mm	様式・出来形1-14-3参照
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5cm	
4. 表層	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	厚さ	スチールテープ、光波測距儀等により測定	1,000m <sup>2</sup> に1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 9 mm	様式・出来形1-14-3参照
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 mm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 2.5cm	
	延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	
	平坦性	3 mプロファイルメータにより測定	各レーン毎全延長	1 mm	記録紙及び管理表を作成し提出	2.4mm以下	



1-15 植生工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 張芝 2. 筋芝	材料の使用 数量	使用数量表等により確認	施工完了後		使用数量表等を作成し提出		
	長さ、幅 (面積)	スチールテープ等により測定	施工完了後	10cm (0.1m <sup>2</sup> )	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
3. 播種 4. 種子吹付	植生状況	観察	施工完了後、区域全体		観察結果を報告		
	材料の使用 数量	使用数量表等により確認	施工完了後		使用数量表等を作成し提出		
5. 植栽	長さ、幅 (面積)	スチールテープ等により測定	施工完了後	10cm (0.1m <sup>2</sup> )	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	植生状況	④による。	④による。		④による。	④による。	
	材料の使用 数量	使用数量表等により確認	搬入時、全数		使用数量表等を作成し提出		
	樹高、枝張り 幅、幹周 り	スチールテープ等により測定	種類毎、搬入後適宜	樹高、枝張り幅 10cm 幹周り 1cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	
	植付け状況	観察	施工完了後、全本数		観察結果を報告		

### 3. 海上地盤改良工

#### 3-1 床掘工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ポンプ床掘 2. グラブ床掘 3. 硬土盤床掘 4. 砕岩床掘 5. バックホウ床掘	水深 (底面)	音響測探機、レッド又は レベル等により測定	④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	±30cm又は④によ る。	断面図は監督職員が指 示したとき作成し提出
	(法面)	音響測探機、レッド又は レベル等により測定	④による。	10cm	平面図に実測値を 記入し提出	外側2m(法面に直 角) 内側30cm(法面に直 角)又は④によ る。	

#### 3-2 置換工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 置換材均し	延長	スチールテープ、間縄、 光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記 入し提出	+規定しない -0	様式・出来形3-2-1参照
	天端高、天 端幅、法面	陸上部；スチールテー プ、レベル、光波測距儀 等で測定 水中部；スチールテー プ、間縄、レッド又は音 響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点 間隔10m以下 測線間隔20m以下測点 間隔20m以下	天端高1cm 天端幅10cm 10cm	管理図に天端高、 法肩、法尻、天端 幅及び法面勾配を 記入し提出	天端高 ±50cm又 は④による 天端幅、法面は④ による。	

#### 3-3 圧密・排水工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
圧密・排水工							1-1圧密・排水工を適用 する。

#### 3-4 締固工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
締固工							1-2締固工を適用する。

#### 3-5 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
固化工							1-3固化工を適用する。

#### 4. 基礎工

##### 4-1 基礎盛砂工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	結果の整理方法 管理図に延長を記入し提出	+規定しない -0	様式・出来形1-1-2参照
	天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法厚、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は(※)による。	

##### 4-2 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

4-3 基礎捨石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
	法面	音響測深機、レベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
2. 捨石本均し	天端幅	スチールテレーズ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
	延長	スチールテレーズ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
	天端高	レベル又は④により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形4-3-2参照
	天端幅	スチールテレーズ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
3. 捨石荒均し	延長	スチールテレーズ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	天端高	音響測深機、レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面+0,-20cm又は④による。異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は④による。	注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面に用いない。
法面	法面	音響測深機、レベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm (法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は④による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面に用いない。
	天端幅	スチールテレーズ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
延長	延長	スチールテレーズ、間縄等により測定	法線上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

4-4 基礎ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテーパー等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, -1 cm 高さ +2 cm, -1 cm 長さ +2 cm, -1 cm 壁厚 ±1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
	対角線	スチールテーパー等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
2. 基礎ブロック据付	ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
	法線に対する出入	スチールテーパー等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテーパー等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
	延長	スチールテーパー等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段の	1 cm	管理表を作成し提出		

5. 本体工（ケーソン式）

5-1 ケーソン製作工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテーパー等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	④による。	
	高さ	スチールテーパー等により測定	完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	様式・出来形5-1-1参照
	幅	スチールテーパー等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	長さ	スチールテーパー等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	壁厚	スチールテーパー等により測定	各層完成時、各壁1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	± 1 cm	
	底版厚さ	レベル、スチールテーパー等により測定	底版完成時、各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	フーチング高さ	スチールテーパー等により測定	底版完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	+ 3 cm - 1 cm	
	対角線	スチールテーパー等により測定	底版完成時及び完成時	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	バラスト	レベル、レッド等により測定	各室中央部1箇所	1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ± 5 cm	投入量管理

5-2 ケーソン進水据付工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテーパー等により測定	据付完了後、両端2箇所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソ質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸壁 ケーソ質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照
	据付目地間隔	スチールテーパー等により測定	据付完了後、天端2箇所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソ質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸壁 ケーソ質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下	
	天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅	1 cm	管理表を作成し提出		
	延長	スチールテーパー等により測定	据付完了時、四隅 据付完了後、法線上	1 cm	管理表を作成し提出		

5-3 中詰工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
中詰工							1-5中詰工を適用する。

5-4 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
蓋コンクリート工							1-6蓋コンクリート工を適用する。

5-5 蓋ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
蓋ブロック工							1-7蓋ブロック工を適用する。

6. 本体工（ブロック式）

6-1 本体ブロック製作工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテーパー等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
	対角線	スチールテーパー等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外形(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		

6-2 本体ブロック据付工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテーパー等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテーパー等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5 cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3 cm以下	
	延長	スチールテーパー等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		

6-3 中詰工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
中詰工							1-5中詰工を適用する。

6-4 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
蓋コンクリート工							1-6蓋コンクリート工を適用する。

6-5 蓋ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
蓋ブロック工							1-7蓋ブロック工を適用する。



7. 本体工（場所打式）  
7-1 場所打コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
場所打コンクリート工 イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高又は厚さの管理項目の選定は(○)による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-3 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm (注) 又は(○)による。	
ロ) 岸壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は(○)による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm	
	防舷材ベツド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		

7-2 水中コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
水中コンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

7-3 プレパックドコンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
プレパックドコンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

7-4 水中不分離性コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
水中不分離性コンクリート工							7-1場所打コンクリート工を適用する。

8. 本体工（捨石・捨ブロック式）

8-1 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

8-2 本体捨石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
本体捨石工							4-3基礎捨石工を適用する。

8-3 捨ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
2. 捨ブロック据付	ブロック外観(異形ブロック)	観察	10個に1個以上測定		観察結果を報告		
	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段)	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3 cm以下	
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出		
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所(最上段の)	1 cm	管理表を作成し提出		

8-4 場所打コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は⑧による。
	天端幅	スチールテラップ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-3 cm	
	延長	スチールテラップ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテラップ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm (注) 又は⑧による。	

9. 本体工（鋼矢板式）

9-1 鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
鋼矢板工							1-8鋼矢板工を適用する。

9-2 控工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
控工							1-9控工を適用する。

10. 本体工（コンクリート矢板式）  
10-1 コンクリート矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打達完了時	1 cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	
	矢板法線に 対する出入 り	トランシット、スチール テープ等により測定	打達完了時、20枚に1 枚及び計画法線の変化 点	1 cm	管理表を作成し提出	④による。	全数を目視で確認
	矢板法線に 対する傾斜	トランシット、下げ振 り、傾斜計等により測定	打達完了時、20枚に1 枚 点	1/1000	管理表を作成し提出	④による。	
	矢板法線方 向の傾斜	トランシット、下げ振 り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打達完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1 枚幅未満2/100以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打達完了時、20枚に1 枚	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	全数を目視で確認
	矢板継手部 の離脱	観察(水中部は潜水士)	全 数		観察結果を報告		

10-2 控工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
控工							1-9控工を適用する。

11. 本体工（鋼杭式）

11-1. 鋼杭工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
鋼杭工							1-10鋼杭工を適用す る。

12. 本体工（コンクリート杭式）

12-1 コンクリート杭工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
コンクリート杭工							1-11コンクリート杭工 を適用する。

13. 被覆・根固工

13-1 被覆石工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	様式・出来形13-1-1参照
	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合には2点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は④による。	
2. 被覆石均し	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm岸壁前面+0、-20cm又は特記仕様書による。	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	

13-2 被覆ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 被覆ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外形(異形ブロック)	観察	10個に1個以上		観察結果を報告		
2. 被覆ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出		

13-3 根固ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm, -1cm 高さ +2cm, -1cm 長さ +2cm, -1cm 壁厚 ±1cm	様式・出来形13-3-1参照
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・出来形13-3-1参照
2. 根固ブロック据付							13-2-2被覆ブロック据付を適用する。

14. 上部工

14-1 上部コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
上部コンクリート工 イ) 防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高又は厚さの管理項目の選定は(○)による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は+5 cm-3 cm	注) 本体がケーンの場合ケーン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 注) 又は(○)による。	
ロ) 岸壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は(○)による。
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm	
ハ) 栈橋	防舷材ベツド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
							14-1上部コンクリート工 <sup>ロ)</sup> 岸壁を適用する。梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。

14-2 上部ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテーパー等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅 +2 cm, -1 cm 高さ +2 cm, -1 cm 長さ +2 cm, -1 cm 壁厚 ±1 cm	
2. 上部ブロック据付	対角線	スチールテーパー等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
イ) 防波堤							14-1 上部コンクリート 工 イ) 防波堤を適用す
ロ) 岸壁							14-1 上部コンクリート 工 ロ) 岸壁を適用する。
ハ) 栈橋上部コンクリート							14-1 上部コンクリート 工 ハ) 栈橋を適用する。

15. 付属工

15-1 係船柱工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出	曲柱±2 cm 直柱±2 cm	様式・出来形15-1-1参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1 cm	管理表を作成し提出		
	直柱基礎コンクリート(幅)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端	1 cm	管理表を作成し提出		
	(長さ)	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	1 cm	管理表を作成し提出		
	(高さ)	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	1 cm	管理表を作成し提出		

15-2 防舷材工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1参照
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		

15-3 車止・緑金物工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
車止・緑金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を1点	1 cm	管理表を作成し提出	±3 cm	
	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	1 cm	管理表を作成し提出		
	塗装	目視による観察			観察結果を報告		
	警戒色(シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告		



15-4 防食工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
防食工							1-12防食工を適用する。

15-5 付属設備工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		

16. 消波工

16-1 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
洗掘防止工							1-4洗掘防止工を適用する。

16-2 消波ブロック工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を報告		
	ブロック外観 (異形ブロック)	観察	10個に1個以上		観察結果を報告		
2. 消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上 (最上段のみ)	10cm	管理表を作成し提出		

17. 裏込・裏埋工

17-1 裏込工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
	法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
	天端幅	スチールテーパー、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
2. 裏込均し	延長	スチールテーパー、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	④による。	
	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上 1cm 水中 10cm	出来形図を作成し提出	±20cm	
	法面	レベル、レッドにより測定	測点は3点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm (法面に直角) +規定しない -10cm	マット等を使用する場合を含む。
3. 吸出し防止材	天端幅	スチールテーパー、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテーパー、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	敷設位置	スチールテーパー、間縄等により測定	天端中心上又は監督員の指示による 始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	④による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、合成樹脂系マット 脂系マット
重ね幅	延長	スチールテーパー等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	

17-2 裏埋工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	④による。	変化点は測定する。
	(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	④による。	変化点は測定する。

17-3 裏埋土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂掘削	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	④による。	様式・出来形17-3-1参照
	幅	スチールテーパー等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	④による。	
2. 土砂盛土	法長	スチールテーパー等により測定	延長20mに1箇所以上	10cm	測定表を作成し提出	④による。	
	延長	スチールテーパー等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	④による。	

18. 陸上地盤改良工

18-1 圧密・排水工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
圧密・排水工							1-1圧密・排水工を適用する。

18-2 締固工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
締固工							1-2締固工を適用する。

18-3 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
固化工							1-3固化工を適用する。

19. 土工

19-1 掘削工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂掘削							17-3-1土砂掘削を適用する。

19-2 盛土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂盛土							17-3-2土砂盛土を適用する。

19-3 路床盛土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 路床盛土	高さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
	幅	スチールテープ等により測定	舗装は延長20mに1箇所、道路舗装は延長40mに1箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 10cm	
	延長	スチールテープ等により測定	両端2箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 0	

19-4 法面工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 法面							17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15植生工を適用する。

20. 舗装工

20-1 コンクリート舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
コンクリート舗装工							1-13コンクリート舗装工を適用する。

20-2 アスファルト舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
アスファルト舗装工							1-14アスファルト舗装工を適用する。

21. 維持補修工

21-1 維持塗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 係船柱塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	④による。	
2. 車止塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	④による。	
ロ) その他	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	④による。	
3. 縁金物塗装							21-1-2車止塗装を適用する。

21-2 防食工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
防食工							1-12防食工を適用する。

22. 構造物撤去工  
22-1 取壊し工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. コンクリート取壊し	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	④による。	④による。	結果の整理方法 管理表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観測	④による。		観察結果を報告	④による。	

22-2 撤去工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 水中コンクリート撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	④による。	④による。	管理表を作成し提出	④による。	
	外観	潜水士による観測	④による。		観察結果を報告		
2. 鋼矢板等切断撤去	幅、高さ、延長	スチールテープ等により測定	④による。	1 cm	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観測	④による。		観察結果を報告		
3. 腹起・タイ材撤去	形状寸法	スチールテープ等により測定	④による。	④による。	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観測	④による。		観察結果を報告		
4. 舗装版撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	④による。	④による。	管理表を作成し提出	④による。	
	外観	目視による観測	④による。		観察結果を報告		
5. 石材撤去	幅、高さ、延長	トランシット、スチールテープ等により測定	④による。	④による。	管理表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観測	④による。		観察結果を報告		
6. ケーソン撤去	形状寸法	目視又は潜水士による観測	④による。	④による。	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	スチールテープ等により測定	④による。		観察結果を報告		
7. ブロック撤去	形状寸法	目視又は潜水士による観測	④による。	④による。	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	スチールテープ等により測定	④による。		観察結果を報告		
8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	形状寸法	目視又は潜水士による観測	④による。	1 cm	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観測	④による。		観察結果を報告		

23. 仮設工

23-1 仮設鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭	矢板天端高	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	
	根入長	レベル等により測定	打込完了時、20枚に1枚 (H形鋼杭は全数)	10cm	管理表を作成し提出	+規定しない -0	

23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 先行掘削							1-8-1先行掘削を適用する。 (任意仮設は除く)
	2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工						1-8-2鋼矢板式 <sup>ロ</sup> 鋼管矢板及びび1-10-2鋼杭を適用する。 (任意仮設は除く)

23-3 仮設道路工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 仮設道路工							1-13コンクリート舗装工及びび1-14アスファルト舗装工を適用する。

24. 雑工

24-1 現場鋼材溶接工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 現場鋼材溶接	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテーパー、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1 mm	測定表を作成し提出	⑥による。	様式・出来形24-1-1参照
	ひずみ	目視による観察	全数		観察結果を報告		
	有害な欠陥の有無	目視による観察	適宜		観察結果を報告		
2. 被覆溶接(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテーパー、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1 mm	測定表を作成し提出	⑥による。	
	外観	潜水士による観察	全数	溶接長は1 cm	観察結果を報告		
3. スタッド溶接 (水中)							24-1-2被覆溶接(水中)を適用する。

24-2 現場鋼材切断工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 現場鋼材切断 イ) 陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	目視による観察	全数		観察結果を報告		
	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

24-3 その他雑工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 清掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
2. 削孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	④による。	
	外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

25. 浚渫工

25-1 ポンプ浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. ポンプ浚渫	水深(底面)	④による。	④による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 -規定しない又は④による。	様式・出来形25-1参照 +;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。
	(法面)	音響測探機、レッド又はレベル等により測定	④による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	+0 -規定しない又は④による。	

25-2 グラブ浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. グラブ浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25-3 硬土盤浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 硬土盤浚渫							25-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25-4 岩盤浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 砕岩浚渫							25-1-1-1ポンプ浚渫を適用する。

25-5 バックホウ浚渫工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. バックホウ浚渫							25-1-1-1ポンプ浚渫を適用する。

26. 埋立工

26-1 固化工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
固化工							1-3固化工を適用する。

26-2 埋立土工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 土砂掘削							17-3-1土砂掘削を適用する。
2. 土砂盛土							17-3-2土砂盛土を適用する。



27. 道路舗装工

27-1 コンクリート舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
コンクリート舗装工							1-13コンクリート舗装工を適用する。

27-2 アスファルト舗装工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
アスファルト舗装工							1-14アスファルト舗装工を適用する。

27-3 道路付属工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1. 縁石	高さ	レベルにより測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 5 cm	
2. 区画線及び道路標示	幅	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	± 1 cm	
	長さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	± 10cm	
3. 道路標識	高さ	スチールテープ等により測定	1箇所に1回	1 cm	測定表を作成し提出	± 5 cm	
4. 防護柵	高さ	スチールテープ等により測定	監督職員の指示による。	1 cm	測定表を作成し提出	+ 3 cm - 2 cm	
	総延長	スチールテープ等により測定	図面に記載する箇所	1 cm	測定表を作成し提出	+ 規定しない - 10cm	

28. 緑地工

28-1 植生工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
植生工							1-15植生工を適用する。





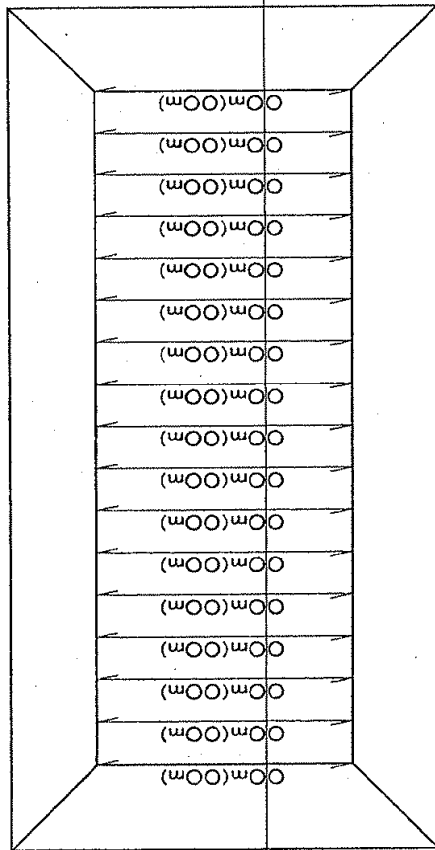
# 敷砂出來形管理図

## 敷砂 平面図

- NO. 0
- NO. 1
- NO. 2
- NO. 3
- NO. 4
- NO. 5
- NO. 6
- NO. 7
- NO. 8
- NO. 9
- NO. 10
- NO. 11
- NO. 12
- NO. 13
- NO. 14
- NO. 15
- NO. 16
- NO. 17
- NO. 18
- NO. 19
- NO. 20

港内側天端延長 00.0 (00.0)

法線上天端延長 00.0 (00.0)



港内側

港外側

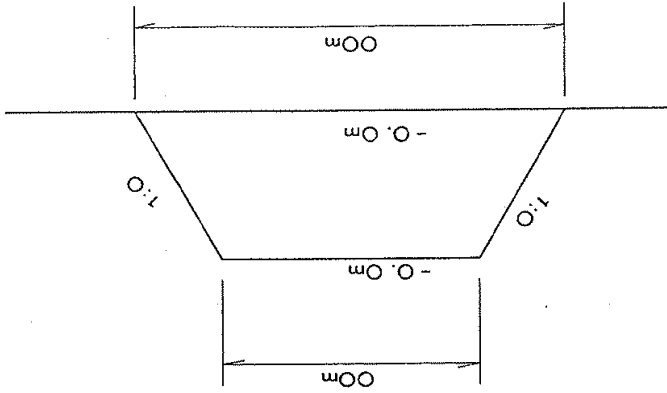
港外側天端延長 00.0 (00.0)

-0.0m

-0.0m

00m

標準断面図



凡例  
( ): 設計値  
実数: 実測値

サンドコンパクションパイル出来形管理表

工事名: \_\_\_\_\_

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量
	測定値															
	差															

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量
	測定値															
	差															

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量
	測定値															
	差															

杭列	1			2			3			4			5			
	杭番号	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
	設計値	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量	変位量X	変位量Y	偏心量
	測定値															
	差															

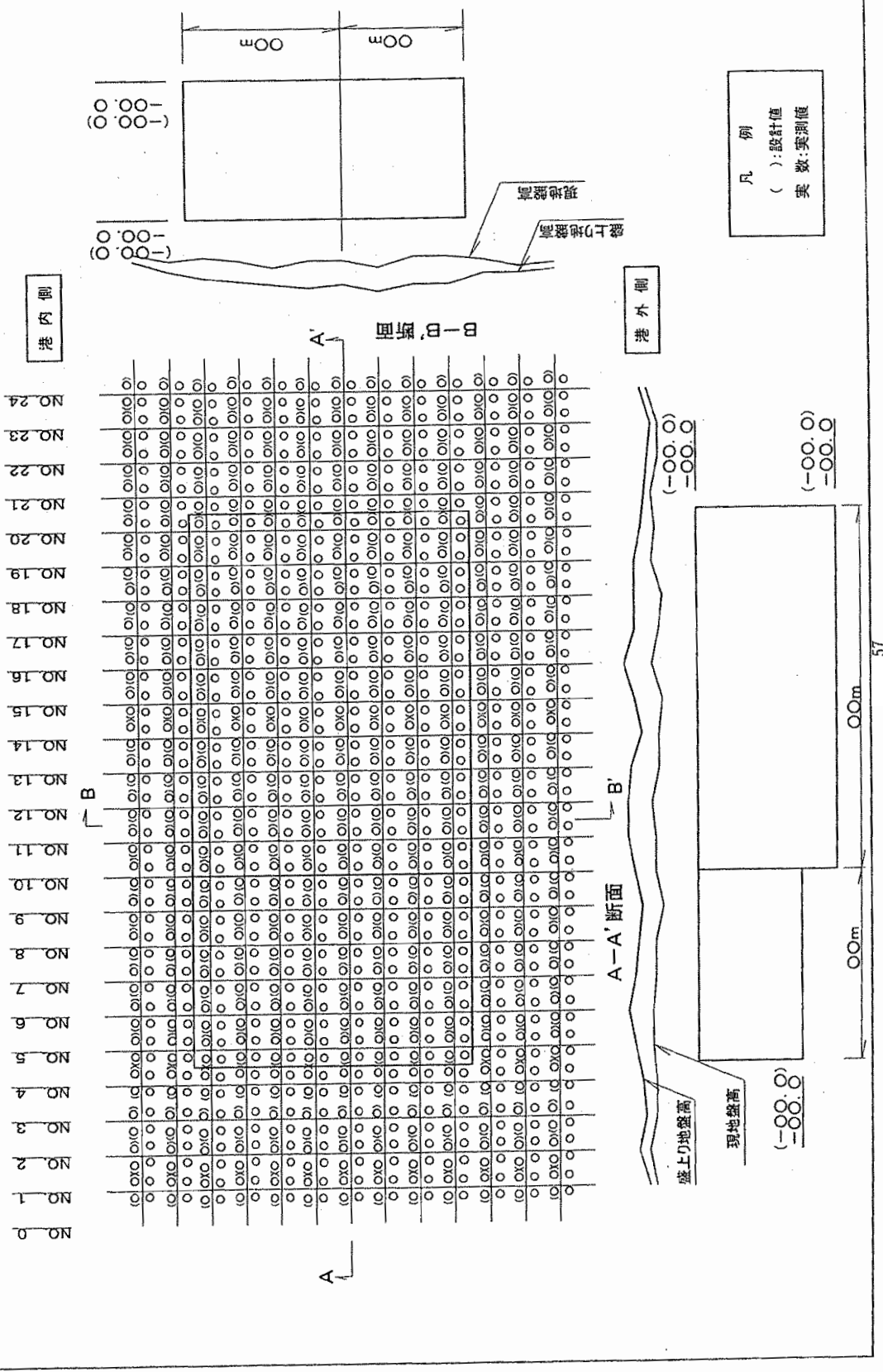


工事名:

# 縮固工 深淺図

平面図

様式: 出来形 1-2-2(3)









洗掘防止マット出来形管理表

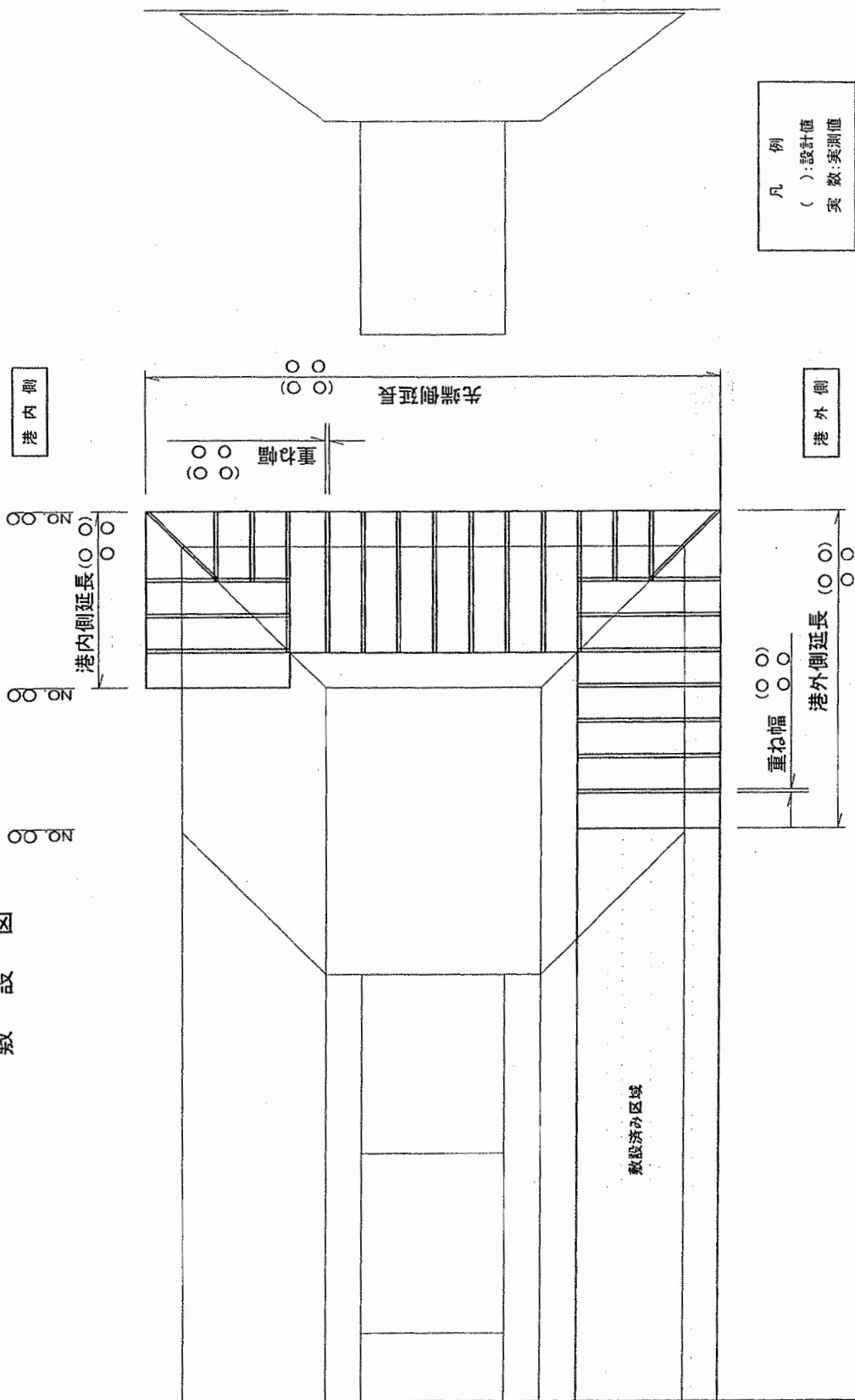
工事名: \_\_\_\_\_

マットNO.	敷設位置	測定値		延長	備考
		敷設位置	重ね幅		
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					
設計値					
実測値					
差					

# 敷設図 洗掘防止マット出来形管理図

工事名: \_\_\_\_\_

敷設図







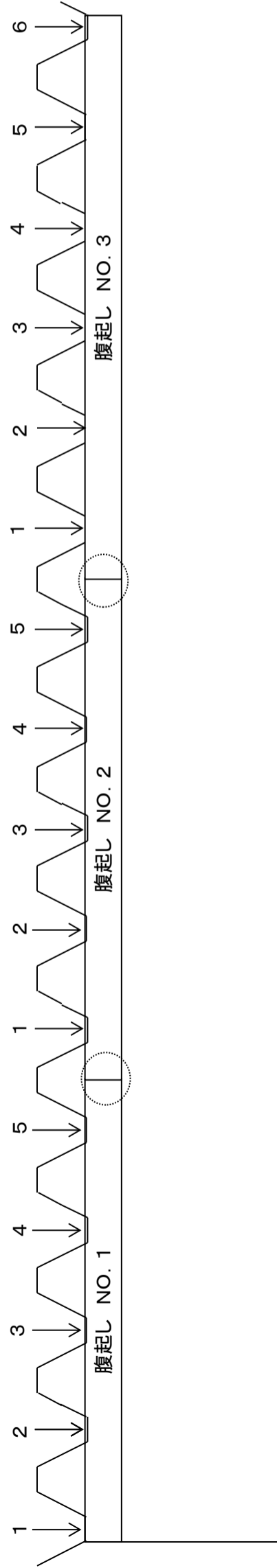


腹起出来形管理表

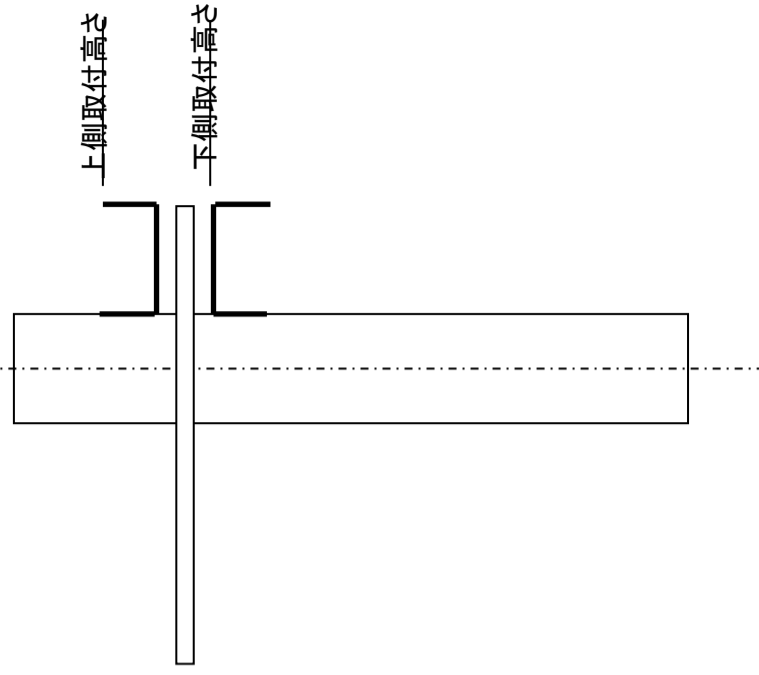
測点	種別		取付高さ		取付長さ	継手の状況
	始点側	終点側	上側	下側		
NO. 1	設計値					/
	測定値					
NO. 2	設計値					/
	測定値					
NO. 3	設計値					/
	測定値					

位置	矢板との密着状況	備考
NO. 1		
NO. 2		
NO. 3		

平面図



断面図



タイ材出来形管理表

工事名: \_\_\_\_\_

海側矢板(杭)部

陸側控矢板(杭)部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の 天端高	矢板法線に対する 取付角度	矢板法線に対する 取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1						
NO. 2						
NO. O						
NO. O						
NO. O						
NO. O						

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の 天端高	矢板法線に対する 取付角度	矢板法線に対する 取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1'						
NO. 2'						
NO. O'						
NO. O'						
NO. O'						
NO. O'						



鋼杭打込記録

工事名: \_\_\_\_\_

打設年月日 杭番号 外径 杭長 板厚 メーカー 打込み時間 杭打機名称 型式 全重量 ラム重量	標高 (m)	50cmごとの 打撃回数 (回)	累計打撃回 数 (回)	50cmごとの 平均貫入量 (cm)	リバウンド量 (cm)	ラム落下高 (m)	摘要
天端高(m)							
先端深度(m)							
地盤高(m)							
根入長(m)							
総打撃回数							
最終貫入量(S)							
リバウンド量(K)							
許容支持力							
許容支持力算定式	設計値		実測値		$R_u = \frac{ef \times 2WH}{S + 1} / 2K$ ef:ハンマーの効率=0.5 H:ハンマーの落下高(m) W:ハンマーの重量(kN)		



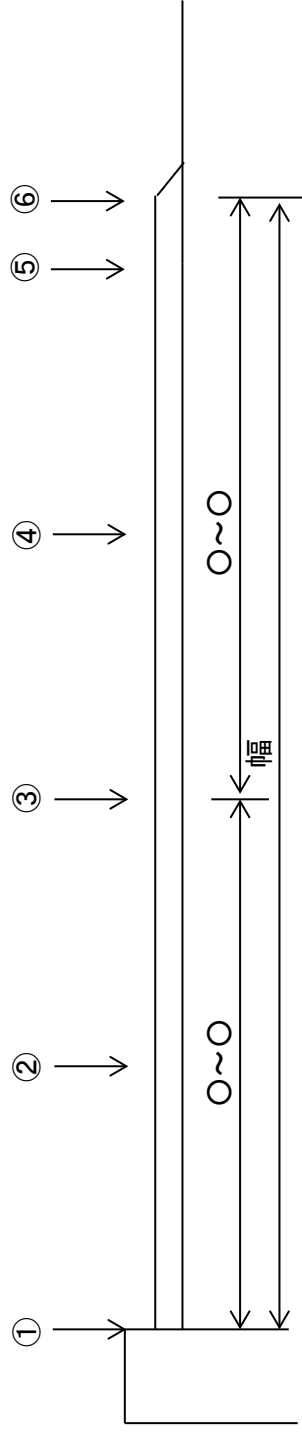




路盤出来形管理表

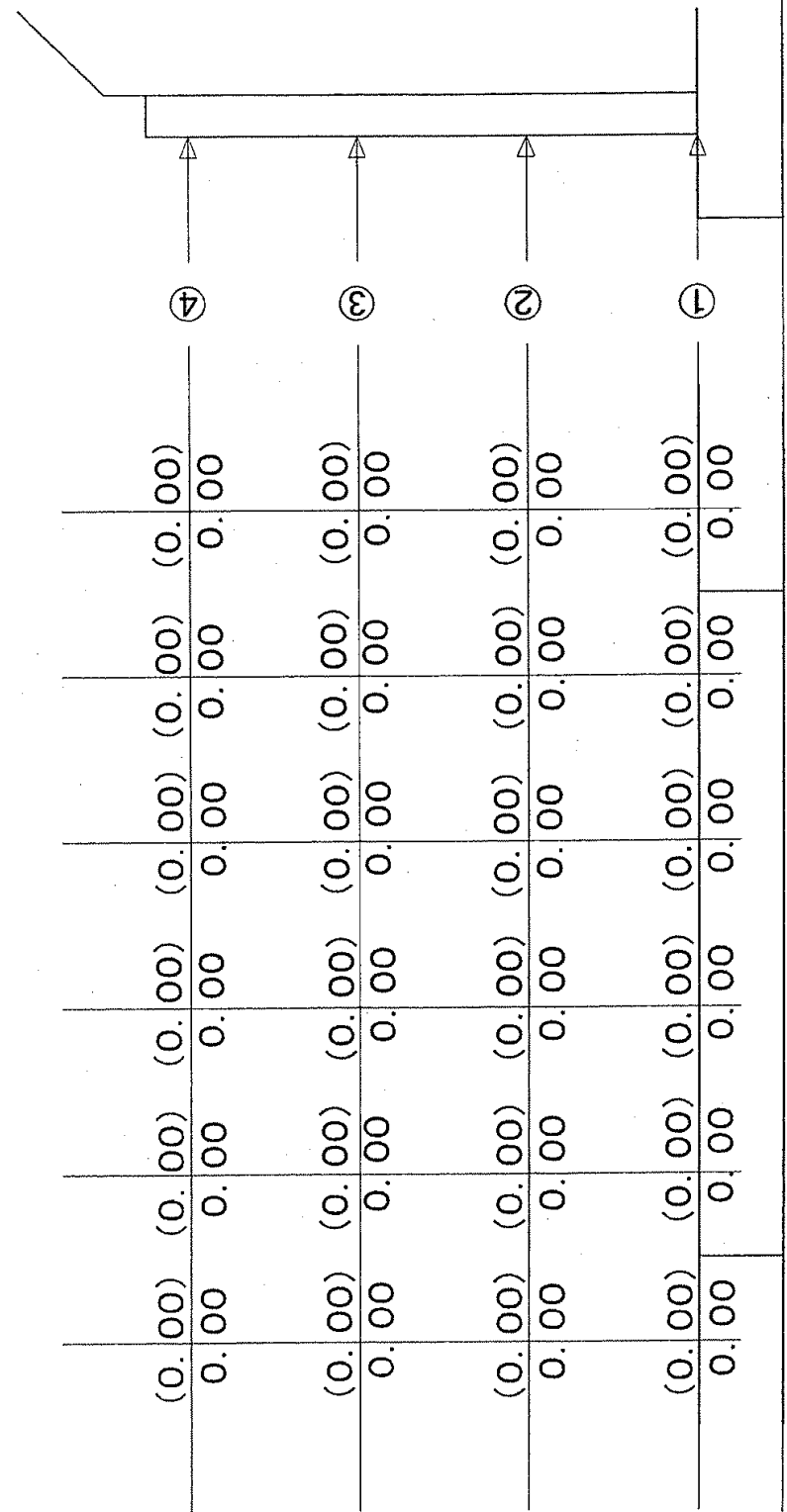
工事名: \_\_\_\_\_

測点	種別		高							幅			延長					
	路盤設計厚	路床高	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①線下	①線下	①線上	①線上	法線上	法線上	線上	線上	
No. 00			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No. 00																		
No. 00 +0.0																		
No. 00																		



路盤出來形管理図

工事名: \_\_\_\_\_

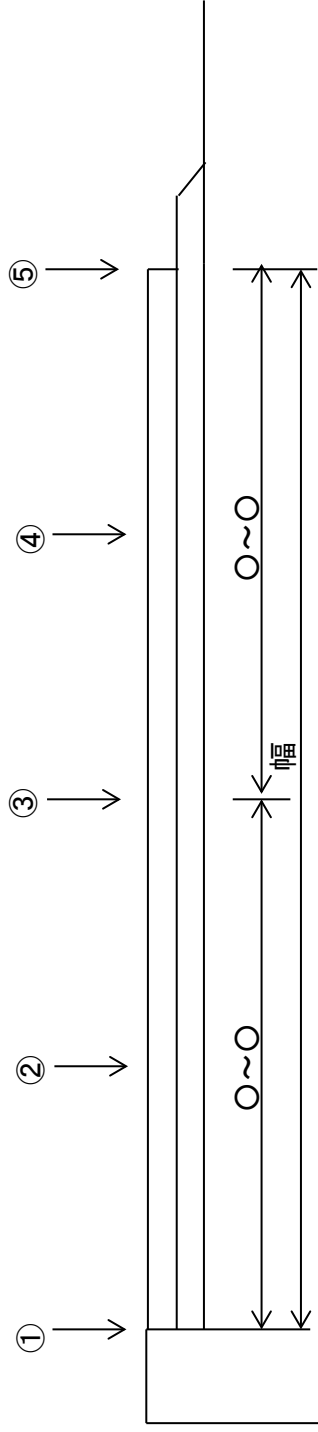


凡 例  
 ( ): 設計値  
 実 数: 実測値

舗装出来形管理表

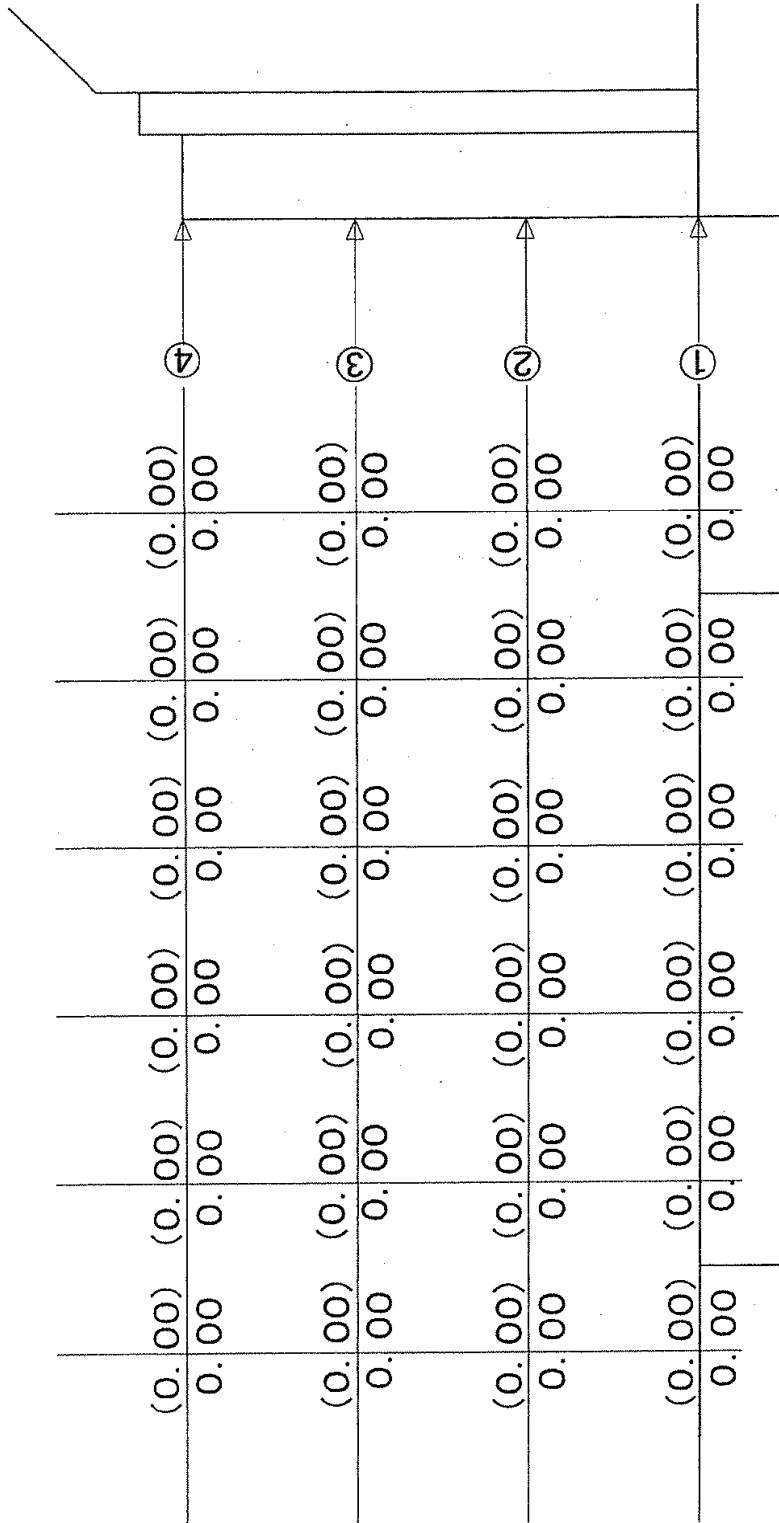
工事名: \_\_\_\_\_

測点 No. 〇〇 +〇.〇 〇 No. 〇〇	種別		高					さ					幅			延			長 〇線上 〇.〇〇m 〇.〇〇m																
	舗装設計厚 路盤高 天端高 厚さ		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	①線上	法線上	〇線上																	
			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇															



鋪裝出來形管理圖

工事名: \_\_\_\_\_



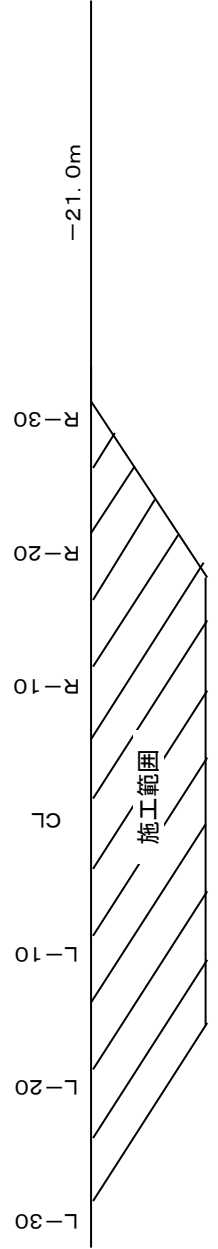
凡 例  
 ( ): 設計值  
 實 數: 實測值



置換材出来形管理表

工事名: \_\_\_\_\_

測点	種別	天 端 高						天 端 幅		延 長					
		L-30m	L-20m	L-10m	CL	R-10m	R-20m	R-30m	港外側	港内側	港外側	法線上	港内側		
No. 00	設計値														
	測定値														
No. 00+0.00	差														
	設計値														
No. 00	測定値														
	差														
No. 00+0.00	設計値														
	測定値														
No. 00	差														
	設計値														
No. 00	測定値														
	差														
No. 00+0.00	設計値														
	測定値														
No. 00	差														
	設計値														
No. 00	測定値														
	差														
No. 00	設計値														
	測定値														
No. 00	差														
	設計値														
No. 00	測定値														
	差														



工事名:

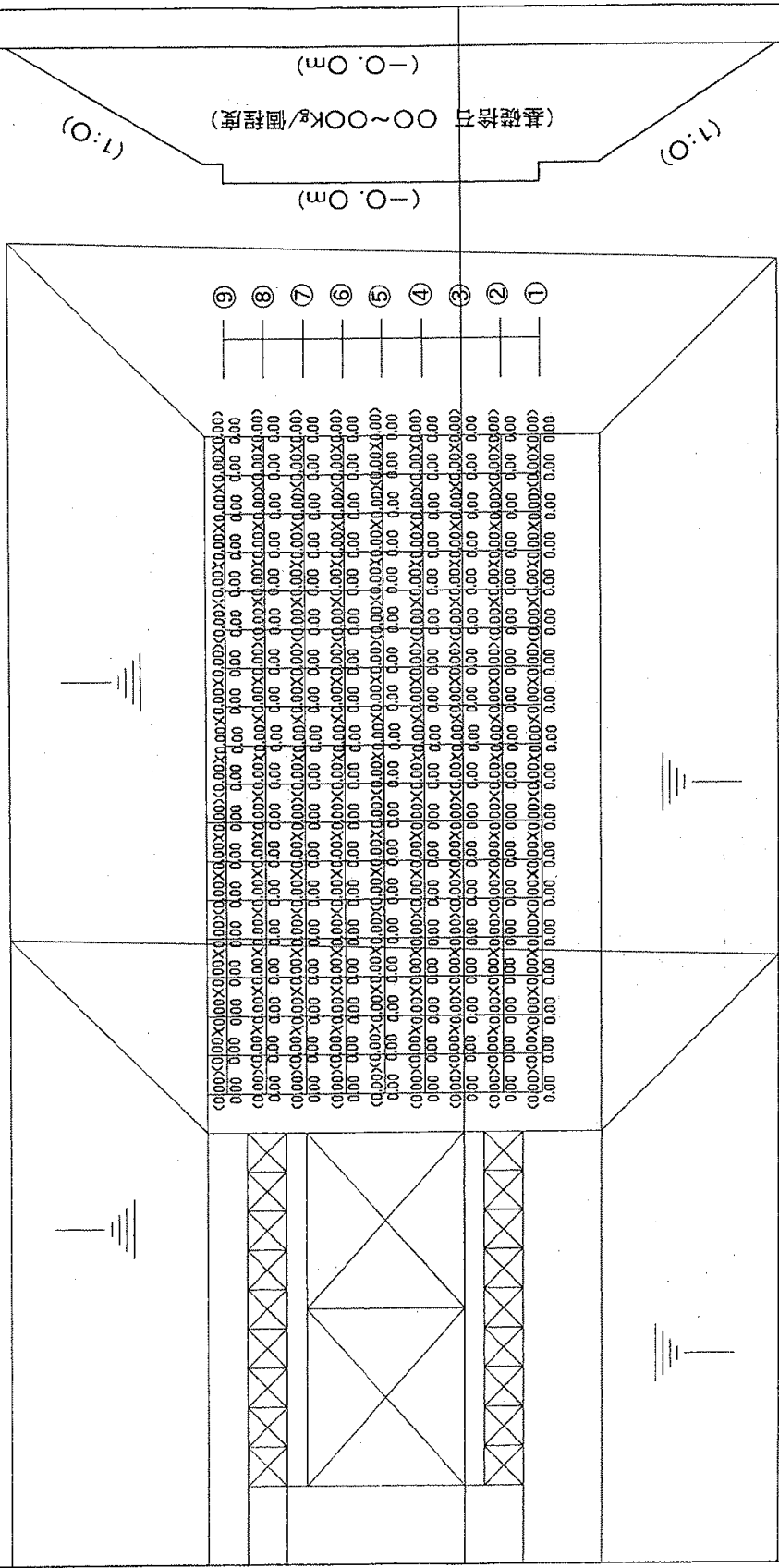
# 基礎石均し出来形管理図(1)

様式・出来形4-3-2(1)

### 平面図

港内側

港外側



凡例

( ): 設計値  
 実数: 実測値



工事名:

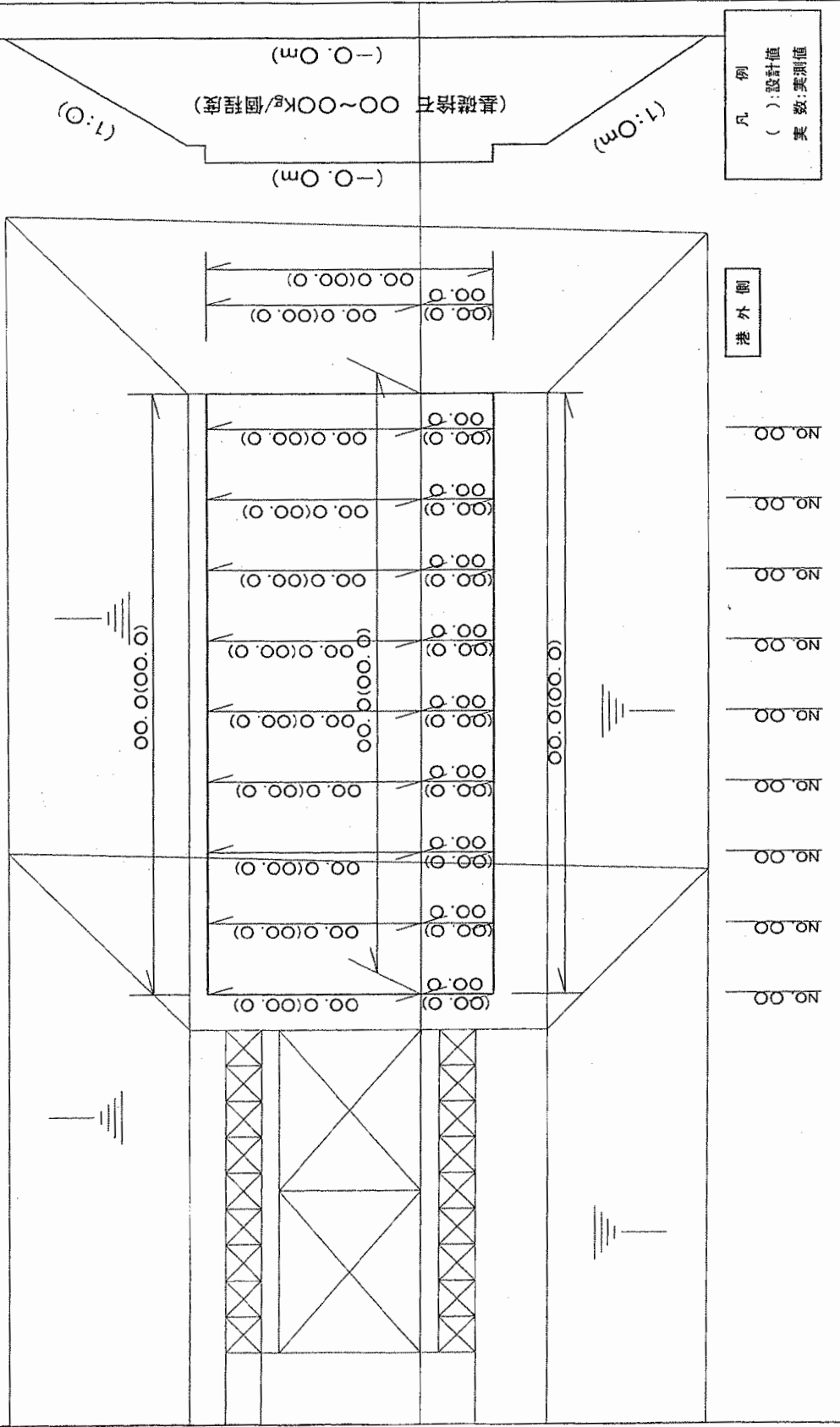
# 基礎石均し出来形管理図(2)

様式・出来形4-3-2(2)

平面図

港内側

港外側



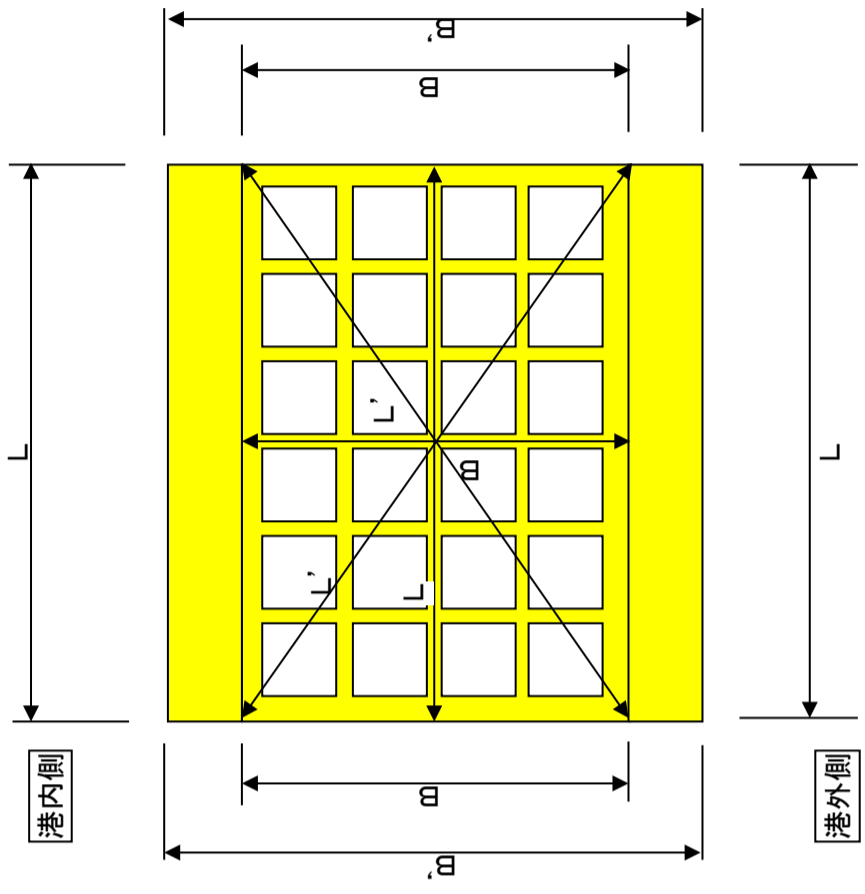
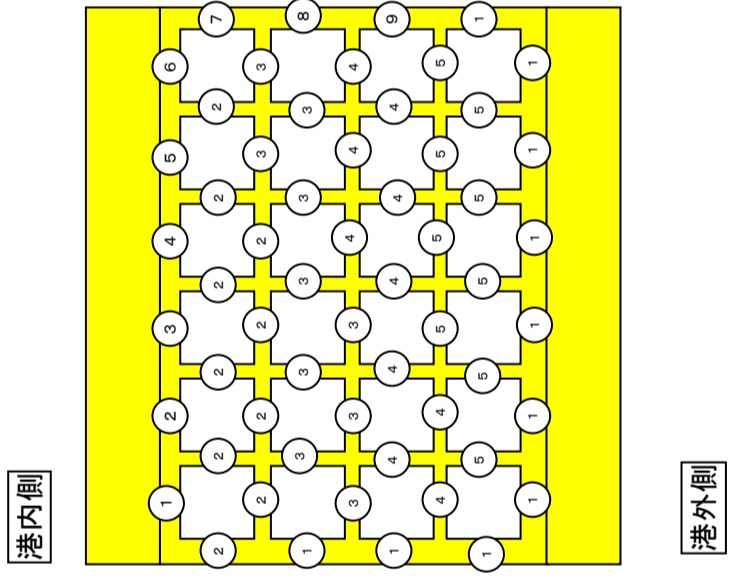
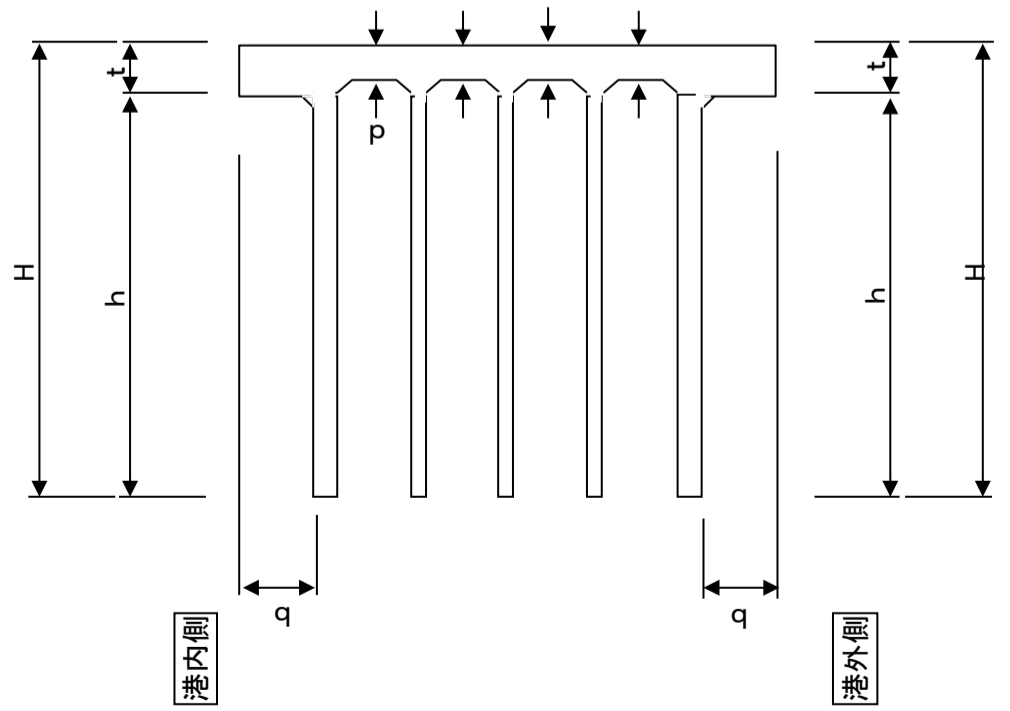
凡例  
 ( ): 設計値  
 実数: 実測値

No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇  
 No. 〇〇

ケーソン製作出来形管理表

工事名: \_\_\_\_\_

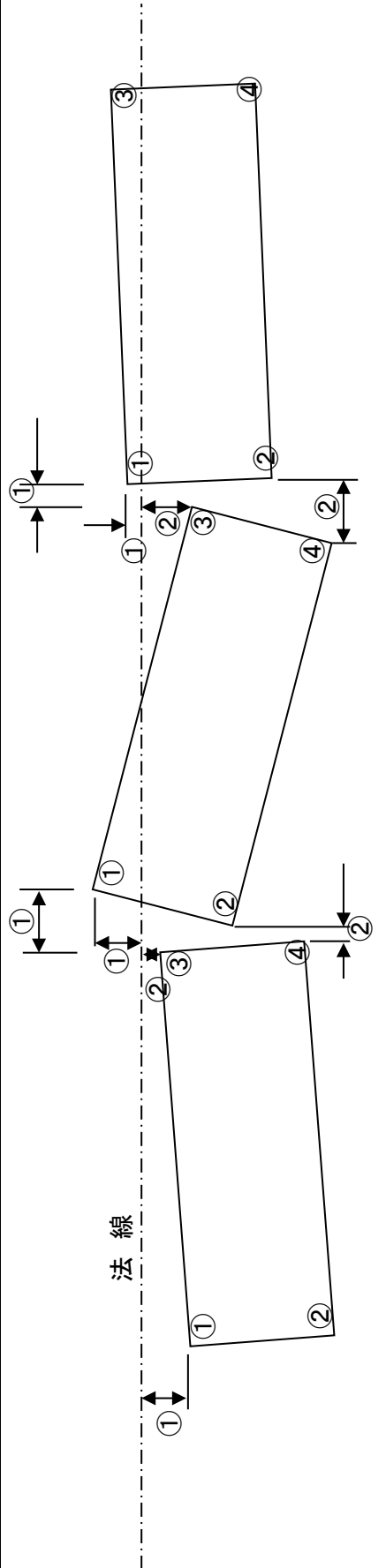
〇〇区用 〇〇号函 〇〇段目		規格	箇所	測定値	検査値	差	箇所	測定値	検査値	差
<壁厚>		±〇〇								
側壁=〇〇										
隔壁=〇〇										
<フチ>										
B'=〇〇		+〇〇								
L=〇〇		-〇〇								
b=〇〇										
t=〇〇										
<底板厚>		+〇〇								
d=〇〇		-〇〇								
<延長>		+〇〇								
L=〇〇		-〇〇								
<幅>		+〇〇								
B=〇〇		-〇〇								
<対角>		±〇〇								
L'=〇〇										
<高さ>		+〇〇								
H=〇〇		-〇〇								



ケーソン据付出来形管理表

工事名: \_\_\_\_\_

ケーソン 番号	法線に対する出入り			据付目地間隔			天端高さ		
	測定位置	測定月日	設計値 実測値 差	測定位置	測定月日	設計値 実測値 差	測定位置	測定月日	設計値 実測値 差
NO. 1							①		
							②		
							③		
							④		











ブロック製作等 外見チェックリスト

工事名: \_\_\_\_\_

チエック項目	
製作番号(ブロックNO)	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
豆板(ジャンカ)はないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総 評	
	略 図

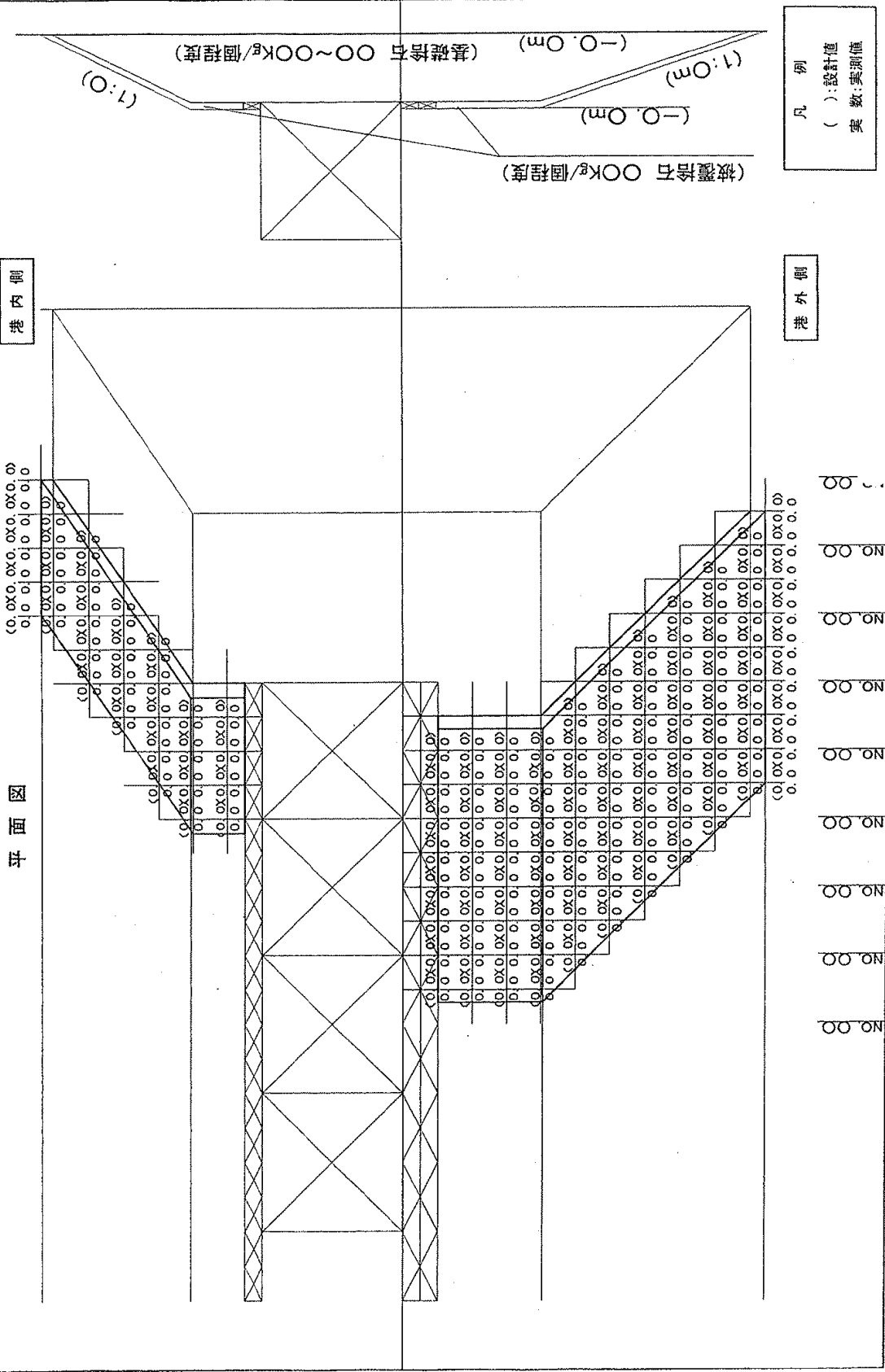
# 被覆石均し出來形管理圖(1)

工事名:

港内側

平面圖

港外側

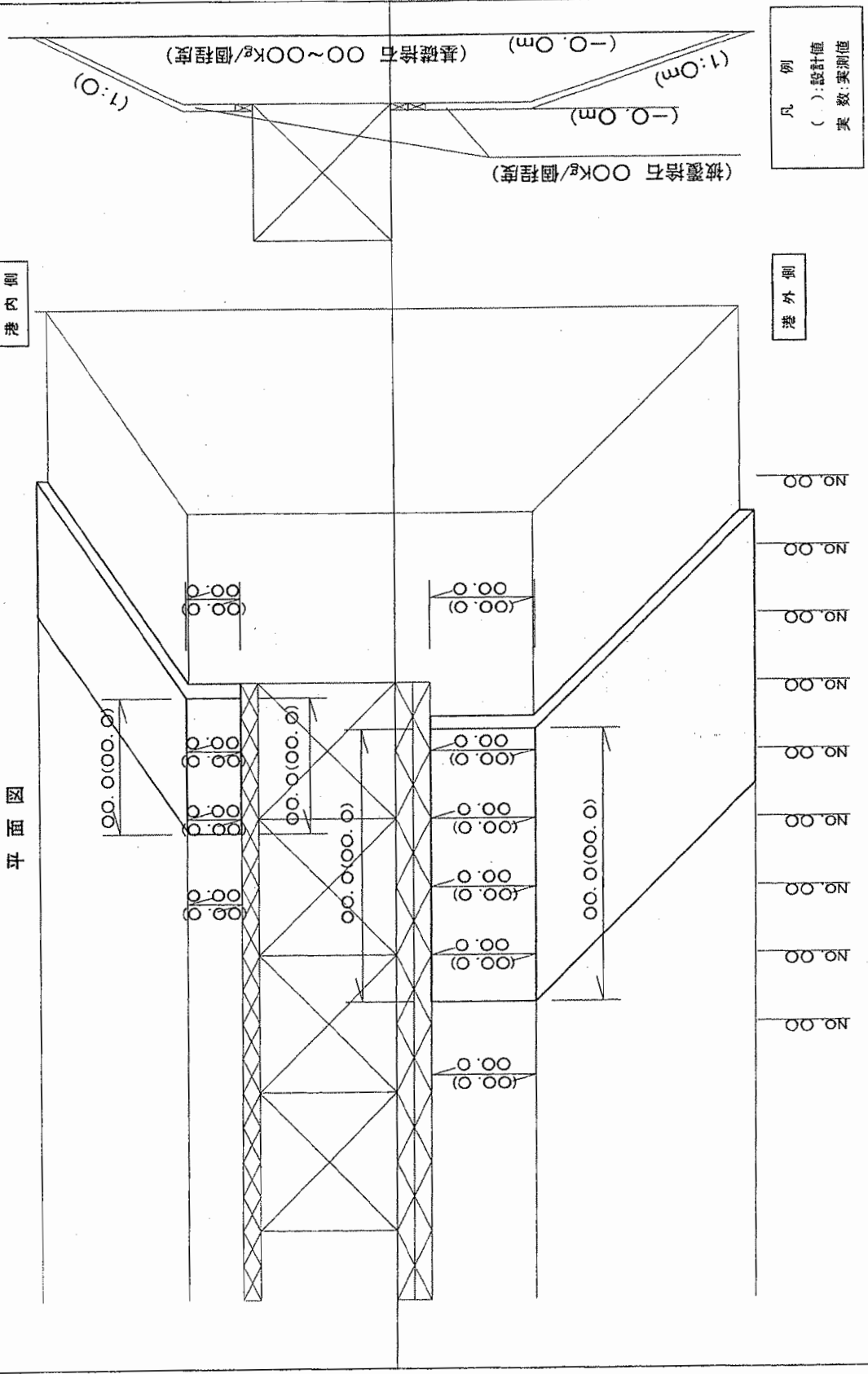


# 被覆石均し出来形管理図(2)

平面図

港内側

港外側





















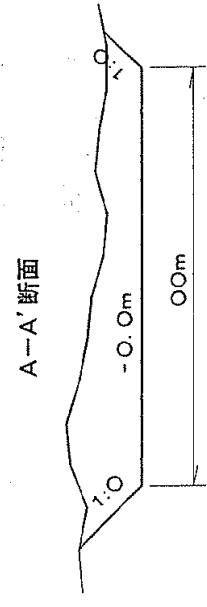
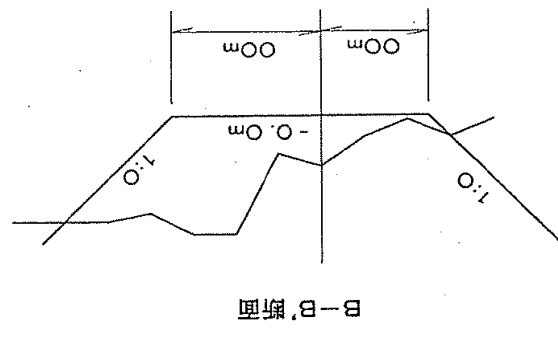
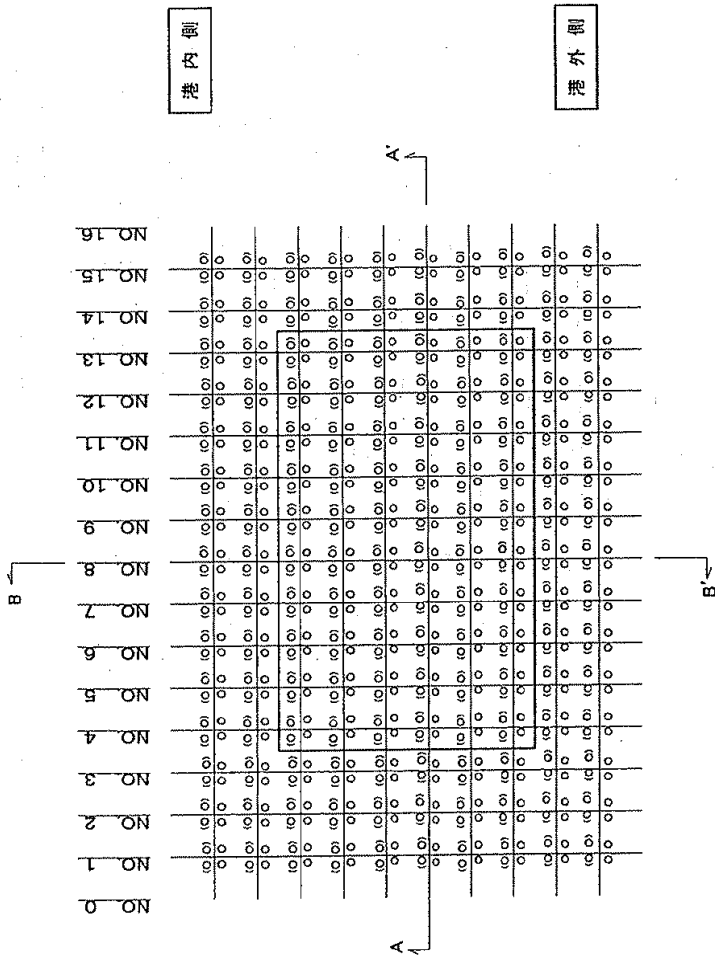




# 浚渫出来形管理图

工事名:

深 浅 图



凡 例  
 ( ) : 設計値  
 実数 : 実測値

# 品質管理基準（一般土木工事品質管理基準）

## 目 次

1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム ・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	1-5-1
2	プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	1-5-5
3	プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	1-5-5
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	1-5-5
5	ガス圧接	1-5-8
6	既製杭工	1-5-9
7	基礎工	1-5-10
8	場所杭工	1-5-10
9	既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	1-5-10
10	下層路盤	1-5-11
11	上層路盤	1-5-12
12	アスファルト安定処理路盤	1-5-13
13	セメント安定処理路盤	1-5-14
14	アスファルト舗装	1-5-15
15	転圧コンクリート	1-5-18
16	グースアスファルト	1-5-21
17	路床安定処理工	1-5-23
18	表層安定処理工 (表層混合処理)	1-5-24
19	固結工	1-5-25
20	アンカー工	1-5-25
21	補強土壁工	1-5-26
22	鉄筋挿入工	1-5-27
23	吹付工	1-5-27
24	現場吹付法砕工	1-5-30
25	河川土工	1-5-33
26	海岸土工	1-5-34
27	砂防土工	1-5-35
28	道路土工	1-5-35
29	捨石工	1-5-37
30	コンクリートダム	1-5-38
31	覆工コンクリート (NATM)	1-5-42
32	吹付けコンクリート (NATM)	1-5-45
33	ロックボルト (NATM)	1-5-48
34	路上再生路盤工	1-5-48
35	路上表層再生工	1-5-50
36	排水性舗装工・透水性舗装工	1-5-51
37	プラント再生舗装工	1-5-52
38	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	1-5-54
39	ガス切断工	1-5-54

40	溶接工	1-5-55
41	中層混合処理	1-5-58



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
1 セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料 （JISマーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料 (リ)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢1, 7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			
	製造 (プラント)	はその他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合)	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
				連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	(一財) 国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋や差し筋、セパレータなど腐食の恐れがあるものを有さない無筋構造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」(富山県土木部)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	「レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」(富山県土木部) で別に定めた工種について確認を行う。 配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ7...3本、σ28...3個)とする。(単独セメントを使用する場合には、必要に応じ、σ3...3個についても採取する。) ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクス トコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。	
		その他	コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1107 JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定  ※土木工事現場必携(富山県土木部)の「ひび割れ調査方法等について」を参照。	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013  ※土木工事現場必携(富山県土木部)の「テストハンマーによる強度推定調査方法等について」を参照。	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
			配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」による	同左	同左	同左

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
ト2 製品 (プレキャスト I類) ※リ	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)			※富山県コンクリート製品協会（富山県コンクリート製品協会認定委員会）において認定した製品は、JIS規格製品（I類）に準拠して取扱うこととし、認定製品であることを証明するために製品に印字されている認定マーク表示は、JISマーク表示として取扱う。
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	
品3 (プレキャスト II類) ※リ	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎	
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)			
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	
4・ プレキャスト コンクリート 製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	
			コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回/日以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
4 プレキャスト コンクリート 製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	
			骨材の密度及び吸水率 試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上および産地が変わった場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、微粒分量の多い砂1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上	
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
4 プレキャスト コンクリート 製品（その他）	材料	をその用他 する（JIS マーク表示 されたレ ディミク ストコン クリート	コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6205（防せい剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
			鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。
施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況たれ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> </ul> </li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul> </li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</li> <li>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> <li>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる縮付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況たれ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> </ul> </li> <li>ノギス等による計測(詳細外観検査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul> </li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> <li>①は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</li> <li>④は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>⑤は、再加熱して修正する。</li> <li>⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> </ul>
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる縮付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。	熱間押抜法の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</li> <li>①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。</li> <li>④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</li> </ul> ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る）。		



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。
			6	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視
既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目視】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	
			鋼管杭・H鋼杭の現場放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			鋼管杭の現場溶接	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	
その他	超音波探傷試験	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中掘り杭工法）、60%（プレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
		鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による	全数	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する
9 既製杭工（中掘り杭工 コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による	全数	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）</li> </ul> ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		
			土の液性限界・塑性限界試験  ・鉄鋼スラグには適用しない。	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		
		その他	粗骨材のすりへり試験 ・再生クラッシュランに適用する。	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。		
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法  砂置換法（JIS A 1214）  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 97%以上  歩道については、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000m<sup>2</sup>につき1個（1孔）で測定する。</li> <li>・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。</li> <li>・100m<sup>2</sup>未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。</li> <li>※面積の取り扱いについて、車道部と歩道部の施工が混在する場合は、その合計にて面積を判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>・締固め度は、10個の測定値の平均値X<sub>10</sub>が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X<sub>3</sub>が規格値を満足するものとするが、X<sub>3</sub>が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X<sub>6</sub>が規格値を満足していればよい。</li> </ul>	
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288				<ul style="list-style-type: none"> <li>・全幅・全区間で実施する。</li> </ul>

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
10 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>
			鉄鋼スラグの修正CBR試験 ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			土の液性限界・塑性限界試験 ・鉄鋼スラグには適用しない。	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験 ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験 ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験 ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
1 1 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験 ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
12 安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法 砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上	・1,000m <sup>2</sup> につき1個 (1孔) で測定する。 ・ただし1工事あたり3個 (3孔) 以上。 ・100m <sup>2</sup> 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事： 定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい：±6%以内	・中規模以上の工事： 定期的または随時 (1回～2回/日)	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
12	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準じる					

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験 ・安定処理材に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法  砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上。 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上  歩道については、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上とする。	・1,000m <sup>2</sup> につき1個 (1孔) で測定する。 ・ただし1工事あたり3個 (3孔) 以上。 ・100m <sup>2</sup> 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
	そ の 他			フィラーの塑性指数試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>
				フィラーのフロー試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
				フィラーの水浸膨張試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
				フィラーの剥離抵抗性試験 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前				



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	
	その他	必須	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  歩道については、個々の測定値が基準密度の94%以上とする。	・1,000m <sup>2</sup> につき1個 (1孔) で測定する。 ・ただし1工事あたり3個 (3孔) 以上。 ・100m <sup>2</sup> 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。 ※面積の取り扱いについて、車道部と歩道部の施工が混在する場合は、その合計にて、表層工と基層工の施工が混在する場合は、その合計にて面積を判断する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。  ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。
			外観検査 (混合物)	目視			
その他	必須	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
1 5 転 圧 コ ン ク リ ー ト	材 料	必 須	コンシステンシーVC 試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	
			マーシャル突き固め 試験	転圧コンクリート舗装技 術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初	
			ランマー突き固め試 験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこ なえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示 した直火法によるのが臨ましい。
		コンクリートの曲げ 強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。		
		そ の 他	骨材のふるい分け試 験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、ある いは1回/日。	
	骨材の単位容積質量 試験		JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、ある いは1回/日。		
	骨材の密度及び吸水 率試験		JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		
	粗骨材のすりへり試 験		JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	
	骨材の微粒分量試験		JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率 が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕 砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0% 以下）	工事開始前、材料の変更時		
	砂の有機不純物試験		JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強 度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強 度による試験方法」による。	
	モルタルの圧縮強度 による砂の試験		JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準 色液の色より濃い場合。		
	骨材中の粘土塊量の 試験		JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	
	硫酸ナトリウムによ る骨材の安定性試験		JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
	セメントの物理試験		JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
	ポルトランドセメン トの化学分析		JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
1 5 転圧 コンクリート	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
1 5  転 圧 コ ン ク リ ー ト	施 工	必 須	コンシステンシーVC 試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			マーシャル突き固め 試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
			コンクリートの曲げ 強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・ 試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。	
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）	
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
1 6 グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10000m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
	そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10000m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
		規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。					・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
		・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。					①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満
		②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。					ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの							

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
16 グリース アスファルト 舗装	ブランド	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3～20秒 (目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) $8.0 \times 10^{-3}$ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時			
舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
				最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法			
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とす2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンヒム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
表層安定処理工（表層混合処理）	18	材料	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
		施工	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214）	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
				最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法			
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボーリング等により供試体を採取する。</li> <li>改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。</li> </ul>
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日	
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返し開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工数量の5%かつ3本以上。</li> <li>初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。</li> </ul>	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。</li> <li>初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。</li> </ul>	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>定着時緊張力確認試験</li> <li>残存引張力確認試験</li> <li>リフトオフ試験</li> </ul> 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
2 1 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径 > 53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時	
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
	その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	施工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	
		その他	引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	
吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要			
吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上				
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上				
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			
			含スマ製はト1造除コクン表示されたレイトを使用する場ク	必須	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内				工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
吹付工	ミ製 ク造 スト ト コ ブ ラ ン ク リ ー ト （ J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディークラストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
施工	その他	その他	塩化物総量規制	（一財）国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディークラストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
			スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディークラストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
必須	その他	その他	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディークラストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディークラストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
		（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
現場吹付法砕工	材料	その他の（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
	合製は造除く（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
					コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
現場吹付法砕工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照
	その他	塩化物総量規制	(一財)国士技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
		ロックボルトの引抜き試験 コアによる強度試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による JIS A 1107	引抜き耐力の80%程度以上。 設計図書による。	設計図書による。 品質に異常が認められた場合に行う。		



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
河川土工	材料	必須 その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長 $20\text{m}$ に3回の割合の内、測定頻度の高い方を実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・ $500\text{m}^2$ 未満：5点 ・ $500\text{m}^2$ 以上 $1000\text{m}^2$ 未満：10点 ・ $1000\text{m}^2$ 以上 $2000\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
その他	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
海岸土工	材料	必須 その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm： 砂置換法（JIS A 1214）	最大乾燥密度の85%以上。 または、設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			最大粒径 > 53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法				
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
27 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または、設計図書による。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。  ・500 $\text{m}^2$ 未満：5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1,000 $\text{m}^2$ 未満：10点 ・1,000 $\text{m}^2$ 以上2,000 $\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
28 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。	
			CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）	
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
	土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
2 8  道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）  【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。

次頁につづく

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
28 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。		必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時	
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	
29 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5～2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：80.66N/cm <sup>2</sup> 以上4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満
	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m <sup>3</sup> につき1回の割で行う。 ただし、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500m <sup>3</sup> 以下は監督員の承諾を得て省略できる。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
30 コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前及び工事中1回/月以上	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下(ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下)。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
30 コンクリートダム	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
30	施工	必須	塩化物総量規制	(一財) 国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」(富山県土木部)	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>を超え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、「15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m<sup>3</sup>以内の値を観測することをいう。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内になるまで全運搬車の測定を行う。</p> <p>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	別に定めた工種について確認を行う。 配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	<p>・荷卸し時</p> <p>・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<p>・荷卸し時</p> <p>1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
30 コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。	
	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
3 1 覆 工 コ ン ク リ ー ト ( N A T M )	材 料  ( J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く )	必 須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
		そ の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
3 1 覆工 コンクリート (N A T M)	材料 (II)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	
	製造(プラント)を使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	
覆工 コンクリート (N A T M)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」（富山県土木部）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	別に定めた工種について確認を行う。 配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。		
			塩化物総量規制	(一財) 国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
			その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
3 1 覆工 コンクリート (N A T M)	施工 後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。
3 2 吹付け コンクリート (N A T M)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	
吹付けコンクリート（N A T M）	材料	場その他は除材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			粗骨材の粒形判定実率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
	製造（プラント）（#↓）	その他	計量設備の計量精度	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	
						水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		
3 2 吹付けコンクリート（N A T M）	製造（プレキャスト） コンクリートを使用する場合は除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
	施工	必須		塩化物総量規制	（一財）国土技術研究センターの評価を受けた測定器による。 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同コンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。		
				吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）試験方法（JSCE-G561-2010）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
		その他			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
					空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
					コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
（N3ATM）	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。	
34	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧表-3.2.8 路上再生路盤骨材用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	
	ポルトランドセメントの化学分析		JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
3 4 路上 再生 路盤 工	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法  砂置換法 (JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が 53mm以下の場合のみ適用 できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・1,000m <sup>2</sup> につき1個 (1孔) で測定する。 ・ただし1工事あたり3個 (3孔) 以上。 ・100m <sup>2</sup> 未満の工事については、監督員の指示 がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものと し、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとす る。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規 格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3 個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料 の一軸圧縮試験を指す。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回/日	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・1,000m <sup>2</sup> につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m <sup>2</sup> 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 空閑率による管理でもよい。
			温度測定	温度計による。	110℃以上		測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8	-0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎	
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧3-3-2-(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	
	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			
	密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
排水性舗装工・透水性舗装工	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満 (コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	
		カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X <sub>10</sub> 1000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m <sup>2</sup> ごと。	
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上  歩道については、個々の測定値が基準密度の94%以上とする。	・1,000m <sup>2</sup> につき1個 (1孔) で測定する。 ・ただし1工事あたり3個 (3孔) 以上。 ・100m <sup>2</sup> 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。
			外観検査 (混合物)	目視			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
3 7 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	
			粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時	
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要			
37 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・1,000m <sup>2</sup> につき1個（1孔）で測定する。 ・ただし1工事あたり3個（3孔）以上。 ・100m <sup>2</sup> 未満の工事については、監督員の指示がある場合を除き、省略可能とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。			
			38 橋用鋼材製作工	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合 帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	
						機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	
39 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。			
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。			
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。					
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。					
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）					
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）					
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）					

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
40 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。</li> <li>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部さず検査20.8.7内部さず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。</li> <li>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul> <p>（非破壊試験を行う者の資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</li> <li>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。</li> <li>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。</li> </ul>
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。</li> <li>(非破壊試験を行う者の資格)</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）		すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	



品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
溶接工	施工	必須	外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要
4 1 中層混合処理	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225			
			テーブルフロー試験	JIS R 5201			
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216			
	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
		土の粒度試験	JIS A 1204				
		土の液性限界・塑性 限界試験	JIS A 1205				
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
		土の圧密試験	JIS A 1217				
		土懸濁液のpH試験	JGS 0211				
土の強熱減量試験	JGS 0221	有機質土の場合は必要に応じて実施する。					
※全面改良には適用しない。	施工	必須	深度方向の品質確認 (均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。

港灣工事品質管理基準

目次

1. 土			
1-1	一般事項	1-6-1	
2. 石材等			
2-1	砂	1-6-2	
2-2	砂利・砕石	1-6-2	
2-3	石	1-6-2	
3. 骨材			
3-1	セメントコンクリート用骨材	1-6-3	
3-2	路盤材	1-6-4	
3-3	アスファルトコンクリート用骨材	1-6-5	
3-4	ファイバー	1-6-5	
3-5	安定処理路盤材	1-6-5	
4. 木材			
4-1	一般事項	1-6-6	
5. 鋼材			
5-1	鋼矢板及び鋼杭	1-6-6	
5-2	鋼板及び形鋼等	1-6-7	
5-3	棒鋼	1-6-7	
5-4	控工	1-6-8	
5-5	コンクリート舗装用鋼材	1-6-8	
6. セメント及び混和材料			
6-1	セメント	1-6-9	
6-2	混和材料	1-6-9	
6-3	コンクリート用水	1-6-9	
7. セメントコンクリート製品			
7-1	一般事項	1-6-10	
8. 瀝青材料			
8-1	舗装用アスファルト材	1-6-10	
8-2	プライムコート及びタックコート	1-6-10	
9. 芝・樹木等			
9-1	芝及び種子	1-6-11	
9-2	植木等	1-6-11	
10. 目地材料			
10-1	目地材	1-6-11	
10-2	コンクリート舗装用目地材	1-6-12	
11. 防食材料			
11-1	アルミニウム合金陽極	1-6-12	
11-2	防食塗装	1-6-12	
11-3	被覆防食材料	1-6-13	
12. 防舷材			
12-1	ゴム防舷材	1-6-13	
13. 係船柱			
13-1	係船柱	1-6-14	
14. 車止め・縁金物			
14-1	車止め・縁金物	1-6-14	
15. マット			
15-1	アスファルトマット	1-6-15	
15-2	繊維系マット	1-6-15	
15-3	合成樹脂系マット	1-6-15	
15-4	ゴムマット	1-6-15	
16. コンクリート			
16-1	レディミックスコンクリート	1-6-16	
16-2	コンクリートミキサース	1-6-17	
16-3	現場練りコンクリート	1-6-17	
16-4	暑中コンクリート	1-6-19	
16-5	寒中コンクリート	1-6-19	

16-6	水中コンクリート	1-6-20
16-7	袋詰コンクリート	1-6-20
16-8	水中不分離性コンクリート	1-6-20
16-9	プレバックドコンクリート	1-6-20
16-10	コンクリート舗装	1-6-20
17. アスファルトコンクリート		
17-1	アスファルト舗装	1-6-21
18. その他		
18-1	ペーパードレーン	1-6-22
18-2	路盤紙	1-6-22
18-3	防砂目地板	1-6-22
18-4	区画線及び道路標示	1-6-22
18-5	道路標識	1-6-22
18-6	防護柵	1-6-22
18-7	溶接材	1-6-23
18-8	ガス切断材	1-6-23
18-9	汚濁防止膜	1-6-23

[ 参 考 ]

様式・品質 3-1	；骨材のふるい分け試験(JIS A 1102)	1-6-24
様式・品質 12-1	；防眩材形状管理表(例)	1-6-26
	；(別紙)防眩材形状測定箇所(例)	1-6-27
様式・品質 16-1	；コンクリート試験成績表(試験練用)	1-6-30
様式・品質 16-2	；コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理表	1-6-32
様式・品質 16-3	；コンクリート強度(圧縮 曲げ)管理図	1-6-34

# 港灣工事品質管理基準

## 1. 土

### 1-1 一般事項

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) 埋立材	材質	種類	観察	図面及び特記仕様書による。	施工中適宜			
		品質	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎に1回	図面及び特記仕様書による。		
		種類	観察	図面及び特記仕様書による。	施工中適宜			
	2) 裏埋材 3) 盛土材	材質	品質	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
			種類	観察	図面及び特記仕様書による。	搬入時、施工中適宜		
			外観	観察	図面及び特記仕様書による。			
	4) 路床材	材質	粒度	JIS A 1204	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			含水量	JIS A 1203	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			塑性指数(425 $\mu$ mふるい通過分)	JIS A 1205	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			修正CBR	舗装施工便覧	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
5) 採取土	材質	突固め	JIS A 1210 (C, D, E)	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
		締め固め	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215 締め固め密度JIS A 1214	図面及び特記仕様書による。	1,000m <sup>2</sup> に1箇所	記録紙及び管理表を作成し提出		
		種類	観察	図面及び特記仕様書による。	施工中適宜			
		外観	観察	図面及び特記仕様書による。	施工中適宜			
		品質	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	図面及び特記仕様書による。	

2. 石材等  
2-1 砂

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 敷砂 2) 改良杭材 3) 置換材	材質	外觀	観察	異物の混入のないこと。 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204				
		シルト以下の細粒含有率	図面及び特記仕様書による。				
4) 中詰砂	材質	種類	観察	図面及び特記仕様書による。 異物の混入のないこと。 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
		外觀	観察				
		最大粒径	観察				
5) 載荷材	材質	外觀	観察	異物の混入のないこと。 図面及び特記仕様書又はJISの規定による。	施工中適宜 搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204				
		単位体積重量	図面及び特記仕様書による。				

2-2 砂利・碎石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 碎石	材質	外觀	観察	異物の混入のないこと。 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204				
		比重	JIS A 1110				
		吸水量	JIS A 1110				

2-3 石

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 石	材質	外觀	観察	共第12編 1-3-4)による。 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の變化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		石の種類	観察				
		比重	JIS A 5006				
		規定外質量の比率	観察	図面及び特記仕様書及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

3. 骨 材  
3-1 セメントコンクリート用骨材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示認証工場製品	骨 材	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
	骨 材	種類及び粗骨材の最大寸法	観 察	図面及び特記仕様書による。 JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4 共第12編 表1-1	搬入時適宜		
2) JISマーク表示認証工場製品以外 ・現場練りコンクリート		粒 度	共第12編 表1-3		配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
		比重及び吸水量 (細骨材)	共第12編 表1-3	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
		比重及び吸水量 (粗骨材)	共第12編 表1-3	JIS A 5005 JIS A 5011-1 JIS A 5011-2 JIS A 5011-3 JIS A 5011-4	配合設計前	試験成績表を提出	様式・品質3-1参照
		粘土塊含有量	共第12編 表1-3	共第12編 表1-2	配合設計前	試験成績表を提出	
		微粒分量試験で失われる量 塩化物量	共第12編 表1-3 JIS A 5308 附属書A JIS A 5002	共第12編 表1-2 共第12編 表1-2	配合設計前 配合設計前	試験成績表を提出 試験成績表を提出	
		有機不純物の量 (細骨材)	共第12編 表1-3	共第12編 表1-2	配合設計前	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
		安定性 (耐久性)	共第12編 表1-3		配合設計前	試験成績表を提出	砕砂、碎石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照
		骨材のアルカリシリカ反応 (化学法)	共第12編 表1-3	無 害	配合設計前	試験成績表を提出	2法のうち、いずれかを選び試験する。
		骨材のアルカリシリカ反応 (モルタルバー法)	共第12編 表1-3	無 害	配合設計前	試験成績表を提出	
		海砂の塩分含有量	JIS A 5308 附属書A JIS A 5002	鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶対質量に対し、NaClに換算して0.1%以下	配合設計前	試験成績表を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
		すりへり減量(舗装用粗骨材)	共第12編 表1-3		配合設計前	結果の整理方法 試験成績表を提出	備考 砕石等、JIS規格のあ るもの以外の骨材につ いては、コンクリート 標準示方書参照

### 3-2 路盤材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) 下層路盤材 (砕石、切込砕石、 砂利及び切込砂利)	材質	外觀	観察	図面及び特記仕様書による。	搬入時、施工中適宜			
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出		
		含水量	JIS A 1203	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出		
	修正 CBR	塑性指数(425 $\mu$ mふるい通過分)	JIS A 1205	舗装施工便覧	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
		必要値を満足していること。						
		最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C, D, E)		図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
2) 上層路盤材 (粒度調整材)	材質	縮め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215 縮め固め密度JIS A 1214	図面及び特記仕様書による。	1,000m <sup>2</sup> に1箇所、ただし 施工面積が1,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工事当たり 1箇所以上	記録紙及び管理表を 作成し提出		
		外觀	観察	図面及び特記仕様書による。	搬入時、施工中適宜			
		粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	共第12編 表1-4	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
	修正 CBR	含水量	JIS A 1203		図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
		塑性指数(425 $\mu$ mふるい通過分)	JIS A 1205	舗装施工便覧	図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
		必要値を満足していること。						
突固め	最大乾燥密度、最適含水比	JIS A 1210 (C, D, E)		図面及び特記仕様書による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出		
	縮め固め密度	含水量試験JIS A 1203 CBR 試験又は平板載荷試験 JIS A 1211、JIS A 1215 縮め固め密度JIS A 1214		図面及び特記仕様書による。	1,000m <sup>2</sup> に1箇所、ただし 施工面積が1,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工事当たり 1箇所以上	記録紙及び管理表を 作成し提出		



3-3. アスファルトコンクリート用骨材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) アスファルトコンクリート用骨材	材質	種類及び最大粒径	観察 JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008	図面及び特記仕様書による。 共第12編 表1-5	搬入時適宜 当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
		比重及び吸水量	JIS A 1109 JIS A 1110	図面及び特記仕様書による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	
		粗骨材のすりへり減量	JIS A 1121	図面及び特記仕様書による。	当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

3-4 ファイラー

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ファイラー	材質	種類及び最大粒径	観察 JIS A 1102 JIS A 1204 JIS A 5001 JIS A 5008	図面及び特記仕様書による。 共第12編 表1-6	搬入時適宜 当初及び変動が認められる場合	試験成績表を提出	

3-5 安定処理路盤材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) セメント安定処理路盤	材料配合	配合試験	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	配合毎	図面及び特記仕様書による。	6-1セメントを適用する。	
		混合物の粒度試験	JIS A 1102	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。		
		締め固め	締め固め密度	締め固め密度測定 JIS A 1214	図面及び特記仕様書による。	1,000m <sup>2</sup> に1箇所、ただし施工面積が1,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工事当たり1箇所以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
		含水比	含水比試験	JIS A 1203	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	
		セメント量	セメント量試験	舗装施工便覧	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	
		締め固め	締め固め密度	舗装施工便覧	図面及び特記仕様書による。	1,000m <sup>2</sup> に1箇所、ただし同一配合の合材100t未満のものは1工事1回以上	記録紙及び管理表を作成し提出	
		締め固め以外						17-1アスファルト舗装を適用する。

4. 木材

4-1 一般事項

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 木材	材質 材質 外観・種類 品質	管理内容 外観・種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	品質規格 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	測定頻度 施工中適宜 搬入前、施工中適宜	結果の整理方法 図面及び特記仕様書による。	備考

5. 鋼材

5-1 鋼矢板及び鋼杭

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
2) 鋼管矢板	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験又は JIS Z 2343 浸透探傷試験又は JIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	試験成績表(検査証明書)を提出	
	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5530	搬入時、全数		
3) 鋼管杭	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	工場出荷時の測定表を含む
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	試験成績表(検査証明書)を提出	
	本体の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5525	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5525	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	工場出荷時の測定表を含む
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	試験成績表(検査証明書)を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
4) H形鋼杭	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びびのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	試験成績表(検査証明書)を提出	

### 5-2 鋼板及び形鋼等

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

### 5-3 棒鋼

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 普通棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎	試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
2) 異形棒鋼	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎	試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

5-4 控工

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 腹起し							
2) タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JIS に適合していること。 (高張力鋼材の場合) 機械的性質は共第12編1-6-5に、化学成分は図面及び特記仕様書及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101 機械的性質は共第12編 表1-7、化学成分は特及び承諾した規格とする。	ロット毎 ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出 試験成績表(検査証明書)を提出	5-2鋼板及び形鋼等を適用する。
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立引張試験	図面及び特記仕様書に適合していること。	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	試験成績表を提出	
3) タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	被覆材	図面及び特記仕様書の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	
	組立品引張試験	図面及び特記仕様書に適合していること。	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	試験成績表を提出	

5-5 コンクリート舗装用鋼材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート舗装用鋼材							
イ) ダウエルバー							5-3棒鋼を適用する。
ロ) タイバー							
ハ) チェアバー							
ニ) クロスバー							
ホ) 鉄網	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551 JIS G 3112、JIS G 3551 公認	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出 試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3551	搬入時、全数又は結束毎		

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
	形状寸法	JIS 及び図面及びの形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3551	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	

## 6. セメント及び混和材料

### 6-1 セメント

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示認証工場製品	セメント	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	外観	セメントの種類	観察		搬入時適宜		
	化学成分	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS R 5210 JIS R 5211 JIS R 5212 JIS R 5213 JIS R 5214	1箇月1回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	

### 6-2 混和材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示認証工場製品	混和材料	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート	化学成分	JIS 及び土木学会規程に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認 土木学会規程D.1	図面及び特記仕様書による。 JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206	1箇月1回又は搬入の都度	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	コンクリート標準示方書参照D.1;コンクリート用流動化剤品質規程

### 6-3 コンクリート用水

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示認証工場製品	水	使用材料の品質の確認	製造工場の試験成績表により確認	JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート以外を適用する。	製造前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	JIS A 5308 参照
2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート(上水以外)	化学成分	コンクリートの強度に対する影響 有害物の含有量	JIS A 5308 附属書C 公的機関の試験成績表により確認	JIS A 5308 附属書C JIS A 5308 附属書C	配合設計前 配合設計前	試験成績表を提出 試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照

7. セメントコンクリート製品

7-1 一般事項

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート杭 2) コンクリート 矢板 3) 境界ブロック	外觀	有害な傷がないこと。	視 察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表 (検査証明書) で確認 する。
	形状寸法	JIS 及び図面及び特記仕様 書の形状寸法に適合してい ること。	製造工場の試験成績表(検査 証明書)により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表(検査証 明書)を提出	

8. 瀝青材料

8-1 舗装用アスファルト材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) アスファルト コンクリート 舗装用材 (アスファルト)	化学成分	図面及び特記仕様書の品質 であること。	石油アスファルト JIS K 2207 又は製造工場の 試験成績表により確認	試験方法 針入度試験 JIS K 2207 軟化点試験 JIS K 2207 伸度試験 JIS K 2207 蒸発量試験 JIS K 2207 比重試験 JIS K 2249 セイボルトフロー度試験 舗装施工便覧 アスファルト乳剤の品質試験 JIS K 2208 クレオソート油加工エタール・ タールピッチ試験方法 JIS K 2439 カットバックアスファルトの品 質試験ASTM D 2027 ASTM D 2028	当初及び製造工場又は規 格の変化毎	試験成績表(検査証 明書)を提出	

8-2 プライムコート及びタックコート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) タックコート・ プライムコート	化学成分	JIS 及び図面及び特記仕様 書の形状寸法に適合してい ること。	製造工場の試験成績表により 確認	JIS K 2208	搬入時適宜	試験成績表(検査証 明書)を提出	

9. 芝・樹木等

9-1 芝及び種子

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 芝	土	性状が生育に適していること。	図面特記仕様書又は試験成績表により確認	共第12編 1-10-1又は図面及び特記仕様書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
	芝	種類、品質が図面及び特記仕様書に適合していること。	品質等証明書により確認	共第12編 1-10-2又は図面及び特記仕様書による。	産地毎に1回	品質等証明書を提出	
	肥料	種類、品質及び配合が図面及び特記仕様書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認 配合は図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
2) 種子	土	性状が生育に適していること。	図面及び特記仕様書又は試験成績表により確認	共第12編 1-10-1又は図面及び特記仕様書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
	種子	種類、品質及び配合が図面及び特記仕様書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認 配合は図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
3) 播種	肥料	種類、品質及び配合が図面及び特記仕様書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認 配合は詰め及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	
	土壌改良剤、養生剤等	種類、品質が図面及び特記仕様書に適合していること。	品質等証明書により確認	図面及び特記仕様書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	

9-2 植木等

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 樹木 2) つる性植物 3) 竹	土	性状が生育に適していること。	図面及び特記起用書又は試験成績表により確認	共第12編 1-10-1又は図面及び特記仕様書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	
	樹木	種類、品質が図面及び特記仕様書に適合していること。	図面及び特記仕様書による。	共第12編 1-10-3又は図面及び特記仕様書による。	種類毎に搬入後適宜	品質等証明書を提出	
	肥料	種類、品質及び配合が図面及び特記仕様書に適合していること。	種類、品質は品質等証明書により確認 配合は図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	種類毎に1回	品質等証明書を提出	

10. 目地材料

10-1 目地材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 目地材	材質	種類	観察	図面及び特記仕様書による。	施工中適宜		
	材質	品質	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	

10-2 コンクリート舗装用目地材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 目地板	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。		施工中適宜 搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	

11. 防食材料

11-1 アルミニウム合金陽極

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 電気防食陽極	陽極の種類 化学成分 形状寸法	承諾した品質に適合していること。 承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前 搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)を提出 工場の測定表を提出	
	質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極性能	・陽極電位(閉路電位) ・発生電気量	製造工場の試験成績表により確認	・-1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE)) ・2600A・h/kg以上	搬入前	試験成績表を提出	

11-2 防食塗装

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 塗装材	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	



11-3 被覆防食材料

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) モルタル被覆	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証 明書)を提出	
	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証 明書)を提出	

12. 防眩材

12-1 ゴム防眩材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴム防眩材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が共第12編表1-9に適合、かつ共第12編2-13-1 4.の耐久性試験を行ってもクラックや穴陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、ゴム防眩材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認	共第12編 表1-9 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259 共第12編2-13-1第4項による。	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。 耐久性については、ゴム防眩材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	
	性能	反力及び吸収エネルギー	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外形 形状寸法	有害な傷等がないこと。 長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	観察 製造工場の測定結果表により確認	観察 製造工場の測定結果表により確認	異常が認められないこと。 図面及び特記仕様書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜 搬入前、全数	工場の測定表を提出
2) 取付金具	外形 形状寸法	有害な傷等がないこと。 図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	観察 観察	異常が認められないこと。 図面及び特記仕様書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜 搬入時、適宜		

13. 係船柱

13-1 係船柱

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質 外観	JISの規定による。 有害な傷、変形等がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 観 察	共第12編 表1-10 異常が認められないこと。	1 溶解毎 搬入時、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 観 察	共第12編 図4-1～3 及び共第12編 表4-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

14. 車止め・緑金物

14-1 車止め・緑金物

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製 (緑金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質 外観	JISの規定による。 使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 観 察	共第12編 表1-11 異常が認められないこと。	搬入前 搬入時適宜	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 観 察	図面及び特記仕様書による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2) その他 (緑金物を含む)	材 質	図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 観 察	図面及び特記仕様書による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外 観	使用上有害な反り等がないこと。	観 察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	図面及び特記仕様書の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 観 察	図面及び特記仕様書による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

15. マット

15-1 アスファルトマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) アスファルトマット(洗掘防止)	材質	合材の強度、合材の針入度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が図面及び特記仕様書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	共第12編 1-16-1又は図面及び特記仕様書による。	1,000m <sup>2</sup> に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。
	外観	補強材の種類は特 <sup>ニ</sup> に適合していること。	観 察	図面及び特記仕様書による。	搬入時、適宜		
2) 摩擦増大用マット	形状寸法	厚 さ	スチールテープ等で測定	図面及び特記仕様書による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	
	形状寸法	幅及び長さ	スチールテープ等で測定	図面及び特記仕様書による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	
1) 摩擦増大用マット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトマットの針入度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が図面及び特記仕様書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認		1,000m <sup>2</sup> に1回	試験成績表及び配合表を提出	17-1アスファルト舗装を適用する。
	外観						15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。
形状寸法							15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。

15-2 繊維系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が図面及び特記仕様書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	図面及び特記仕様書による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1996

15-3 合成樹脂系マット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が図面及び特記仕様書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	図面及び特記仕様書による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

15-4 ゴムマット

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が図面及び特記仕様書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	図面及び特記仕様書による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2) 摩擦増大用マット	材質	図面及び特記仕様書による。	製造工場の試験成績表により確認	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	試験成績表を提出	
形状寸法		図面及び特記仕様書による。	スチールテープ等で測定	図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。	管理表を作成し提出	

16. コンクリート  
16-1 レディーミクスコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) JISマーク表示認証工場製品	配合	規定の品質が得られることの確認	レディーミクスコンクリート配合計画書の確認	JIS A 5308 及び図面及び特記仕様書による。	JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した場合	配合計画書を提出	
		試験練り	配合設計の基礎となる資料の検討	JIS A 5308 及び図面及び特記仕様書による。	製造前及び使用材料の変更時	配合設計の基礎資料を提出	水セメント比の算定方法、配合修正の条件と方法
	スランブ	スランブ試験	JIS A 1138 又はブラントによりコンクリートを製造し、スランブ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認。 JIS A 1115 JIS A 1101 荷卸し地点で採取、試験	共第12編 表3-2	供試体作成時	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照
	沈下度	沈下度試験 (舗装用コンクリートに適用)	土木学会規程「振動台式コンクリート試験方法」	図面及び特記仕様書による。	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	空気量	空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 荷卸し地点で採取、試験	規定値に対する許容範囲は土1.5%	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	強度	供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 荷卸し地点で作成	1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当たり打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m <sup>3</sup> ごとに1回とすることができ。			
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照少量の場合は省略できる。

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
		曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の85%以上3回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照少量の場合は省略できる。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所にて測定	図面及び特記仕様書による。5℃以上35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
	塩化物含有量	塩化物量試験	JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督員の承諾する方法	図面及び特記仕様書による。5℃以上35℃以下 JIS A 5308 による。	第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	試験成績表を提出	配合計画書の「指定事項」と対比 無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。

### 16-2 コンクリートミキサ一船

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)	コンクリートミキサ一船						16-1レデューミックストコンクリートを適用する。

### 16-3 現場練りコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)	現場練りコンクリート						
イ)	配合指定	試験練り	JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認		施工前1回	試験成績表を提出	様式・品質16-1参照 0.2%は、配合強度を標準とする。
	現場配合	細骨材の表面水量	JIS A 1111 JIS A 1125		1日1回以上	試験成績表を提出	
		骨材の粒度	JIS A 1102	共第12編 表1-1	1日1回	試験成績表を提出	2-1砂を適用する。
	材料の計量	計量装置の精度バッチミキサ 連続練りミキサ	静荷重試験 キャリブレーション		6箇月1回	検定合格証又は試験成績表(写)を提出	
		計量誤差バッチミキサ	0点、設定針、表示針を観察、確認	共第12編 表3-1	午前、午後の作業開始時	各材料ごとのキャリブレーション結果を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
			連続8パッチについて計量時の指示値又は自動記録を読み取る。	共第12編 表3-1	1箇月1回	試験成績表を提出	
		連続練りミキサ	カウント数、表示針を観察、確認	共第12編 表3-1	午前、午後の作業開始時		
		練混ぜ性能パッチミキサ	JIS A 1119		6箇月1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
練混ぜ		連続練りミキサ	土木学会規程「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」		工事開始前1回	試験成績表を提出	コンクリート標準示方書参照
		練混ぜ時間パッチミキサ	時間測定	規定の時間以上及び同時間の3倍以下	午前、午後の作業開始時		
		外観、均一性、ワーカビリティ等	観察		全パッチ		
スランプ又は沈下度		スランプ試験	JIS A 1115 JIS A 1101 打設現場で採取、試験	共第12編 表3-2	供試体作成時	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照
		沈下度試験（舗装用コンクリートに適用）	土木学会規程「振動台式コンシステンシー試験方法」		供試体作成時	管理表を作成し提出	
空気量		空気量試験	JIS A 1115 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 打設現場で採取、試験	規定値に対する許容範囲±1.5%	供試体作成時	管理表に記録提出	様式・品質16-2参照
強度		供試体の作成	JIS A 1115 JIS A 1132 打設現場で作成		1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当たり打設量が少量の場合は、監督職員の承諾を得て打設日数に関係なく100m <sup>3</sup> ごとに1回とすることが出来る。		
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上の平均値は、指定強度の値以上	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2、16-3参照少量の場合は省略できる。

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
	コンクリート温度	曲げ試験	JIS A 1106	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上。	供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。	管理表及び管理図を作成し提出	様式・品質16-2、16-3参照少量の場合は省略できる。
	塩化物含有量	温度測定 塩化物量試験	供試体作成場所での測定 JIS A 1115 JIS A 1144 又は、監督員の承諾する方法	図面及び特記仕様書による。	供試体作成毎 第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時	管理表を作成し提出 試験成績表を提出	様式・品質16-2参照 無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。
ロ) 品質指定							16-1レゾイミックスコンクリートを適用する。

#### 16-4 暑中コンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 暑中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随時		その他の項目は、レゾイミックスコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所での測定、打設場所での測定	図面及び特記仕様書による。暑中コンクリートは35℃以下	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

#### 16-5 寒中コンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 寒中コンクリート	水及び骨材の温度	温度測定	温度測定		随時		その他の項目は、レゾイミックスコンクリート・現場練りコンクリートを適用する。
	コンクリート温度	温度測定	供試体作成場所での測定、打設場所での測定	図面及び特記仕様書による。寒中コンクリートは5℃～20℃	供試体作成毎	管理表を作成し提出	様式・品質16-2参照

16-6 水中コンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 水中コンクリート							16-1レデイトを適用する。

16-7 袋詰コンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 袋詰コンクリート							16-1レデイトを適用する。

16-8 水中不分離性コンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 水中不分離性コンクリート							16-1レデイトを適用する。

16-9 プレパックドコンクリート

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) プレパックドコンクリート							16-1レデイトを適用する。

16-10 コンクリート舗装

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) コンクリート舗装							16-1レデイトを適用する。



17. アスファルトコンクリート  
17-1 アスファルト舗装

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) アスファルト コンクリート	配合設計	試験練り及びマーシャル試験	監督職員の承諾する方法により、図面及び特記仕様書の品質が得られることを確認	共第12編 1-18-1又は図面及び特記仕様書による。	共第12編 1-18-1による。	試験成績表及び配合表を提出	舗装撤去、復旧等簡易なものについては監督職員の承諾を得て省略することができる。	
	材料の計量	計量機の検定			監督職員が必要と認める とき測定 1日1回		検定合格証(写)提出	
		計量誤差						
		骨材の合成粒度(ホットビン)	JIS A 1102 JIS A 1204 現場配合決定時の粒度と対比					
	混合物	ミキサ排出時の温度	温度測定	事前に監督職員に承諾を得た温度に対し±25℃かつ185℃以下	運搬車毎	適宜		
		敷き均したときの温度(初転圧直前)	温度測定	110℃以上	運搬車毎ただし同一配合の合材100t未満のものは 1日2回 (午前、午後)	管理図を作成し提出		
		安定度等	舗装施工便覧(マーシャル安定度試験方法)	共第12編 1-18-1	1日1回	管理図を作成し提出		
		抽出アスファルト量	舗装施工便覧(アスファルト混合物の抽出試験方法)	舗装施工便覧	抽出試験1日1回印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出		
		粒度	抽出ふるい分け試験又は印字記録	舗装施工便覧	抽出試験1日1回印字記録の場合は、全数	管理図を作成し提出		
		コアによる密度の測定	舗装施工便覧(締め固めた瀝青混合物の密度試験方法)	舗装施工便覧(締め固めた瀝青混合物の密度試験方法)	基準密度の94%以上	1,000m <sup>2</sup> 毎に1回	管理図を作成し提出	

18. その他

18-1 ベーパードレーン

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ドレーン材	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	特記仕様書による。 特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	試験成績表を提出 管理表を作成し提出	

18-2 路盤紙

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 路盤紙	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	図面及び特記仕様書 による。	

18-3 防砂目地板

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 防砂目地板	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	図面及び特記仕様書 による。	

18-4 区画線及び道路標示

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 区画線及び道路 標示	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 共第12編 1-19-4又は図面及び 特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	図面及び特記仕様書 による。	

18-5 道路標識

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 道路標識	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 共第12編 1-19-5又は図面及び 特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	図面及び特記仕様書 による。	

18-6 防護柵

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 防護柵	材質	種類 JIS規準に適合しているこ と。	観察 製造工場の試験成績表により 確認	図面及び特記仕様書による。 共第12編 1-19-6又は図面及び による。	施工中適宜 搬入前に1回	監督職員が指示した とき試験成績表(検 査証明書)を提出	

18-7 溶接材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 溶接材	材質	種類 JISに適合していること。	観察 製造工場の試験成績表により確認	図面及び特記仕様書による。 共第12編 1-19-7又は特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	
	溶接部の強度	引張及び曲げ 非破壊試験	JIS Z 3121、3131等公的機関の試験成績により確認 JIS Z 3104放射線透過試験の他、図面及び特記仕様書による。 カメラチェック	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	試験成績表(検査証明書)を提出 写真又はフィルムを提出 写真を提出	

18-8 ガス切断材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ガス切断材	材質	種類 JISに適合していること。	観察 製造工場の試験成績表により確認	図面及び特記仕様書による。 共第12編 1-19-8又は図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	監督職員が指示したとき試験成績表(検査証明書)を提出	

18-9 汚濁防止膜

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 汚濁防止膜	材質	種類 品質	観察 図面及び特記仕様書による。	図面及び特記仕様書による。 図面及び特記仕様書による。	施工中適宜 搬入前に1回	図面及び特記仕様書による。	

骨材のふるい分け試験 (JIS A 1102)

様式・品質3-1

工事名 \_\_\_\_\_  
 工事種 \_\_\_\_\_  
 プラント名 \_\_\_\_\_  
 試料採取 \_\_\_\_\_  
 場所 \_\_\_\_\_  
 試験年月日 \_\_\_\_\_  
 試験場所 \_\_\_\_\_  
 測定者 \_\_\_\_\_ 印

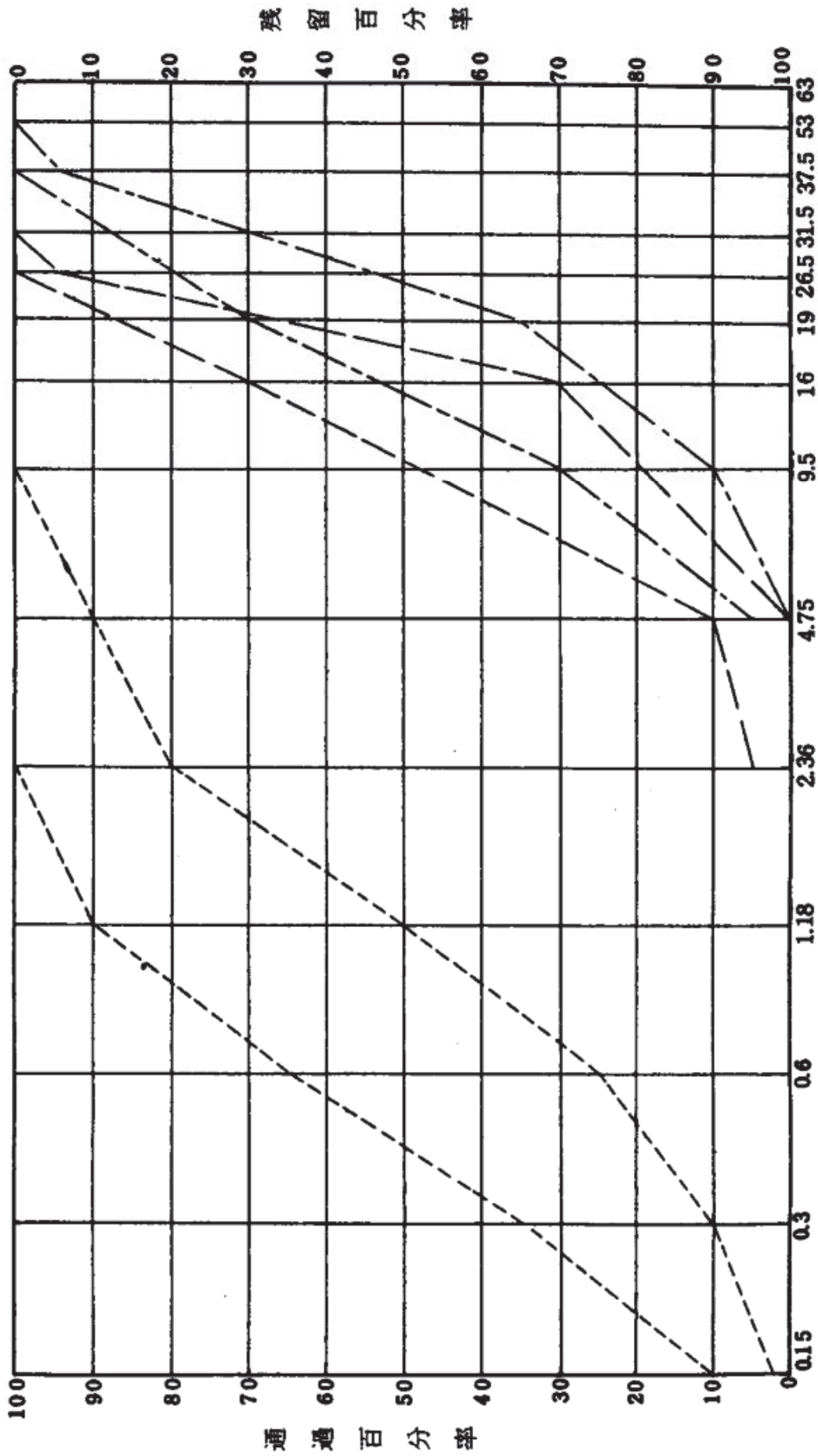
	細骨材	粗骨材
最大寸法		
産地		
比重		
吸水量		

比重、吸水量は 年 月 日の測定値

現場代理人 印

細骨材の種類				粗粒率				粗骨材の種類				粗粒率			
ふるい呼び (mm)	の法の	ふるい残量 (kg)	質量百分率 (%)	累百分 (%)	加分 (%)	質量百分率 (%)	ふるい残量 (kg)	の法の	ふるい残量 (kg)	質量百分率 (%)	累百分 (%)	加分 (%)	質量百分率 (%)	ふるい残量 (kg)	の法の
9.5															
4.75															
2.36															
1.18															
0.6															
0.3															
0.15															
皿					100			皿							100
計					100			計							100

粒 度 曲 線



ふるいの呼び寸法 (mm)

防舷材形状管理表 (例)

工事名 \_\_\_\_\_ 型式 \_\_\_\_\_

年月日 \_\_\_\_\_ 現場代理人 \_\_\_\_\_ 印

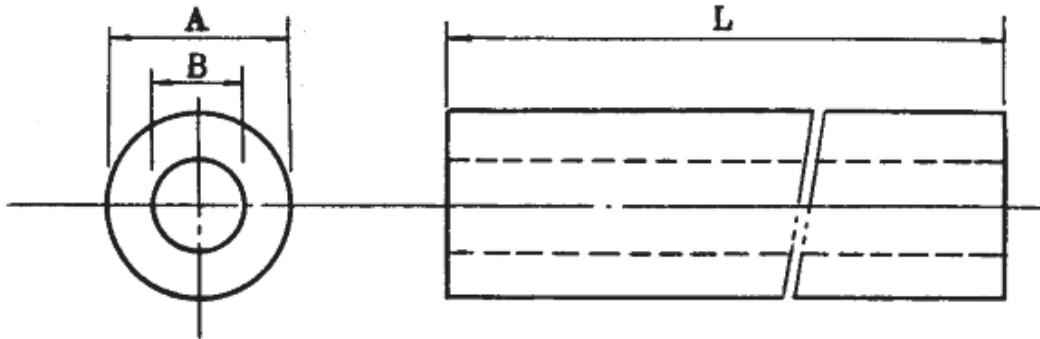
単位 mm

測定箇所		標準寸法	No.	No.	No.	備考
長さ	L <sub>1</sub>					
	L <sub>2</sub>					
幅	A					
	B					
高さ	H					
肉厚	d <sub>1</sub>					
底板厚	d <sub>2</sub>					
ボルト穴径	φ					
ボルト穴の 中心間隔	C					
	l <sub>1</sub>					
	l <sub>2</sub>					
その他						

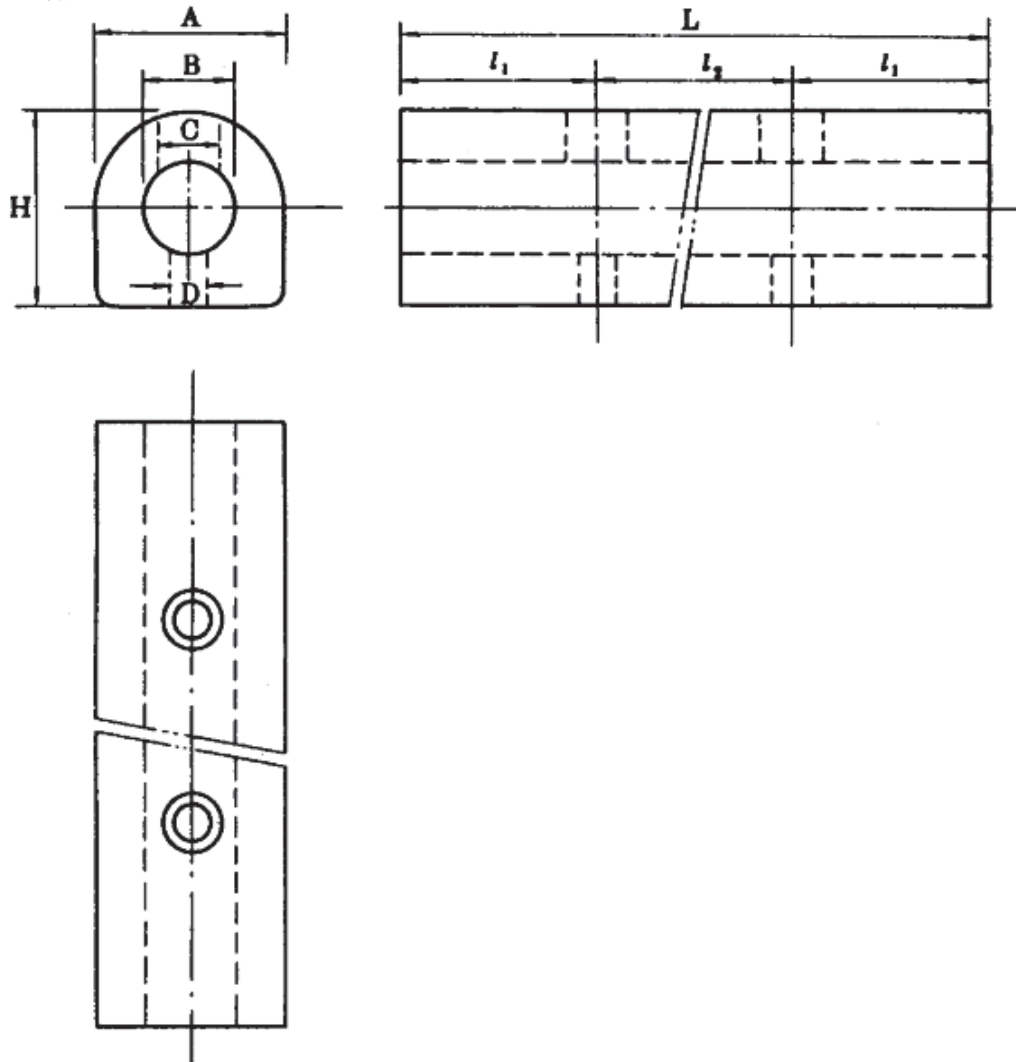
(別紙)

防舷材形状測定箇所 (例)

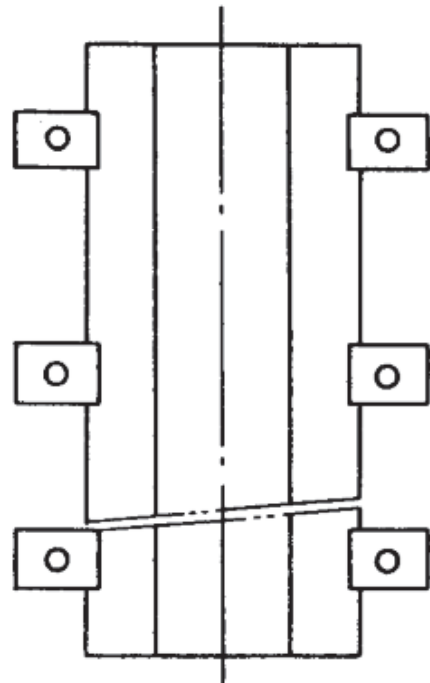
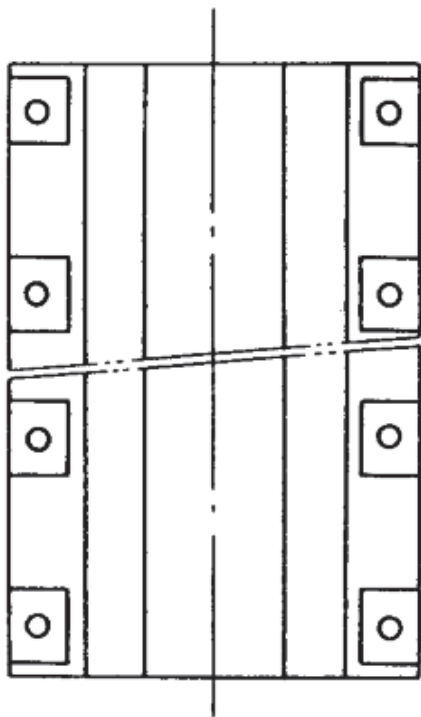
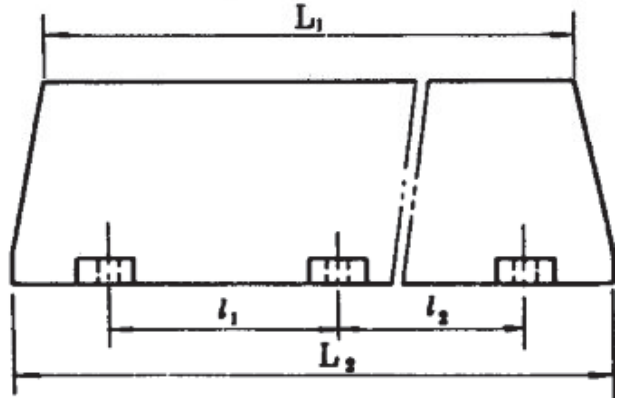
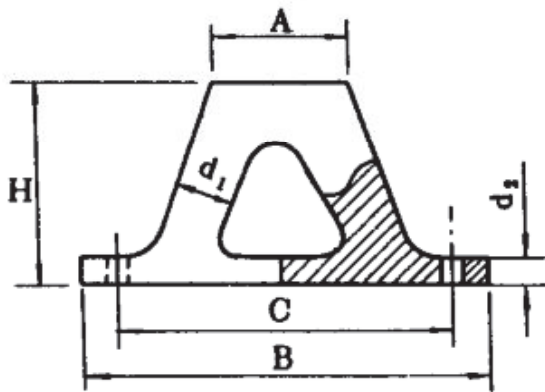
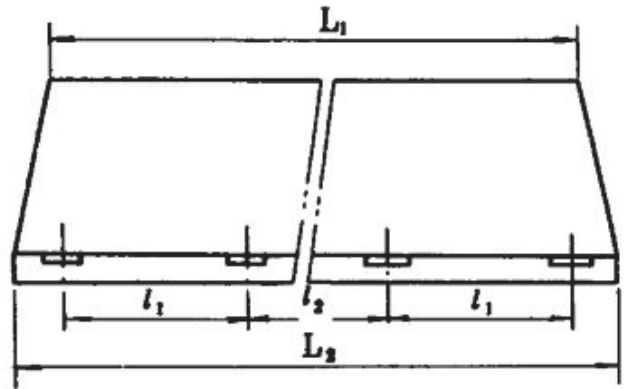
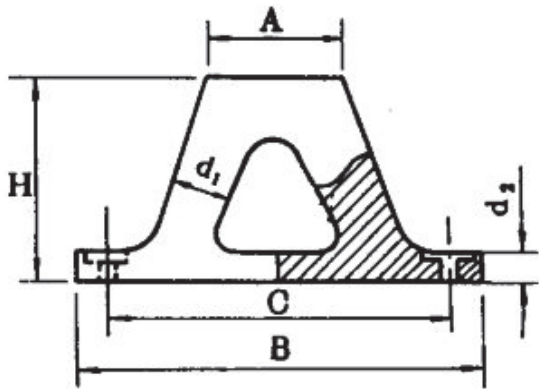
1. 中空円筒形



2. D 形

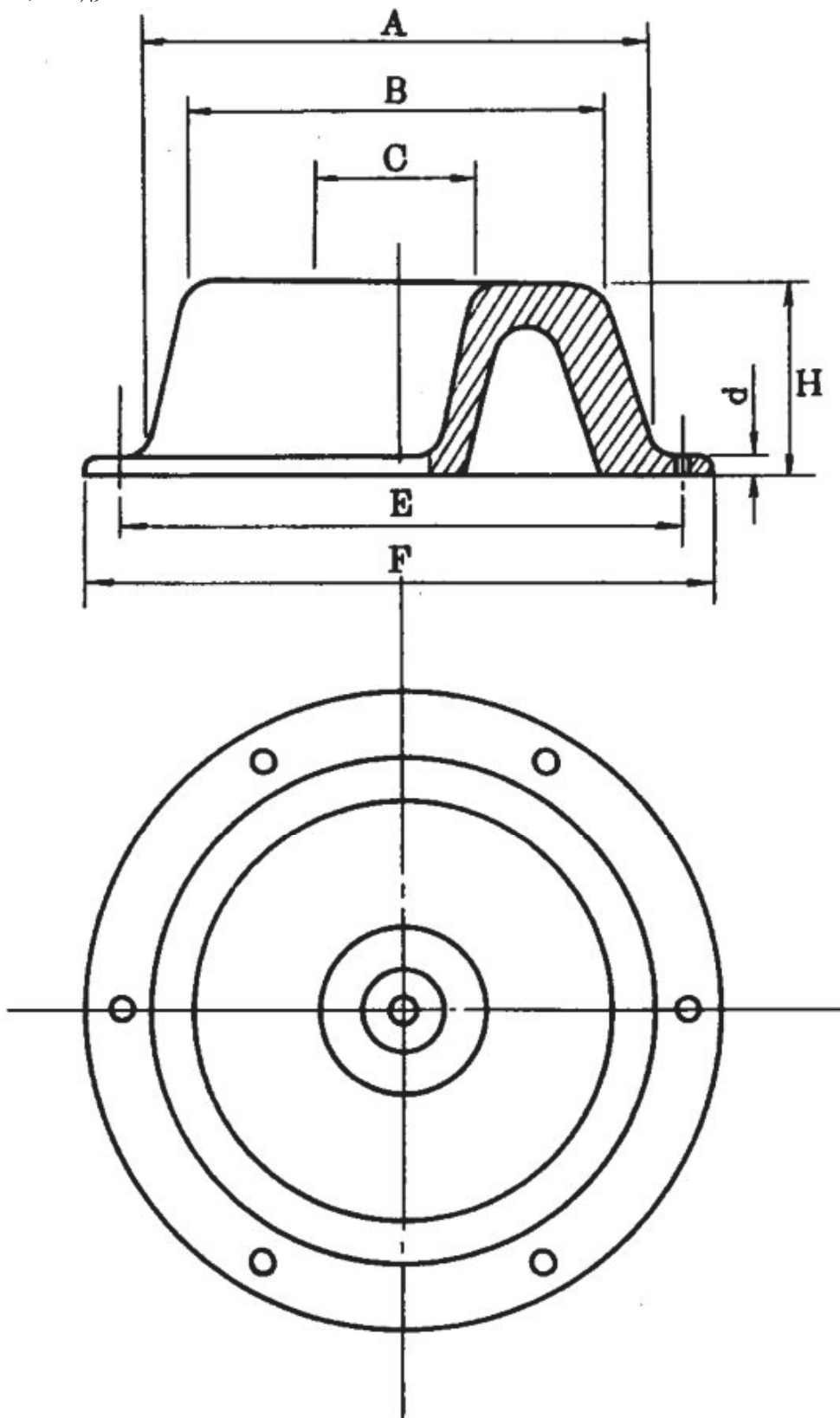


3. V 形





4. サークル形



## コンクリート試験成績表（試験練用）

工事名 \_\_\_\_\_

工 種 \_\_\_\_\_

試験日 年 月 日 \_\_\_\_\_

立会者 \_\_\_\_\_

試験場所 \_\_\_\_\_

〃 \_\_\_\_\_ 印

### 1 示方配合表

粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランプの 範 囲 (cm)	空気量の 範 囲 (%)	水セメント比 W/C (%)	細骨材率 s/a (%)

### 2 現場配合表

コンクリート量 (m <sup>3</sup> )	W (kg)	C (kg)	S (kg)	G (kg)
1				

### 3 試料採取及び養生（JIS A 1115 及び 1132）

採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採 取 時 刻	
天 候	
気 温	
コンクリート温度	
ス ラ ン プ	
空 気 量	
養 生 方 法	
養 生 温 度	
材 令	

プラント名 \_\_\_\_\_

測定者 \_\_\_\_\_ 印

現場代理人 \_\_\_\_\_ 印

単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )				
水, W	セメント, C	細骨材, S	粗骨材, G	混和剤( )

混 和 剤 ( $\times$ , g)	表 面 水 (%)		摘 要	
	S	G		

4 試験成績表 (JIS A 1108 又は 1106)

供 試 体 番 号	No.	1	2	3	平 均
供 試 体 の 直 径	cm				
"  幅					
"  高 さ					
"  長 さ					
"  スパン					
最 大 荷 重	kN				
圧 縮 強 度	N/mm <sup>2</sup>				
曲 げ 強 度					
破 壊 状 況					
そ の 他					



現場代理人

印

$\sigma_{28}$			R s	R m	$(X - \bar{X})^2$	摘 要
X <sub>2</sub>	X <sub>3</sub>	平均値X				

図

R s 管理図

R m 管理図

$$\text{標準偏差 } \sigma = \sqrt{\frac{\sum (X - \bar{X})^2}{N - 1}}$$

$$\bar{X} \pm 2.66\bar{R}_s \quad \text{管理限界} = 3.27\bar{R}_s \quad \text{管理限界} = 2.57\bar{R}_m$$

$$UCL = \quad UCL = \quad (n=3)$$

$$\bar{R}_s = \frac{\sum R_s}{N-1} =$$

$$\bar{R}_m = \frac{\sum R_m}{N} =$$

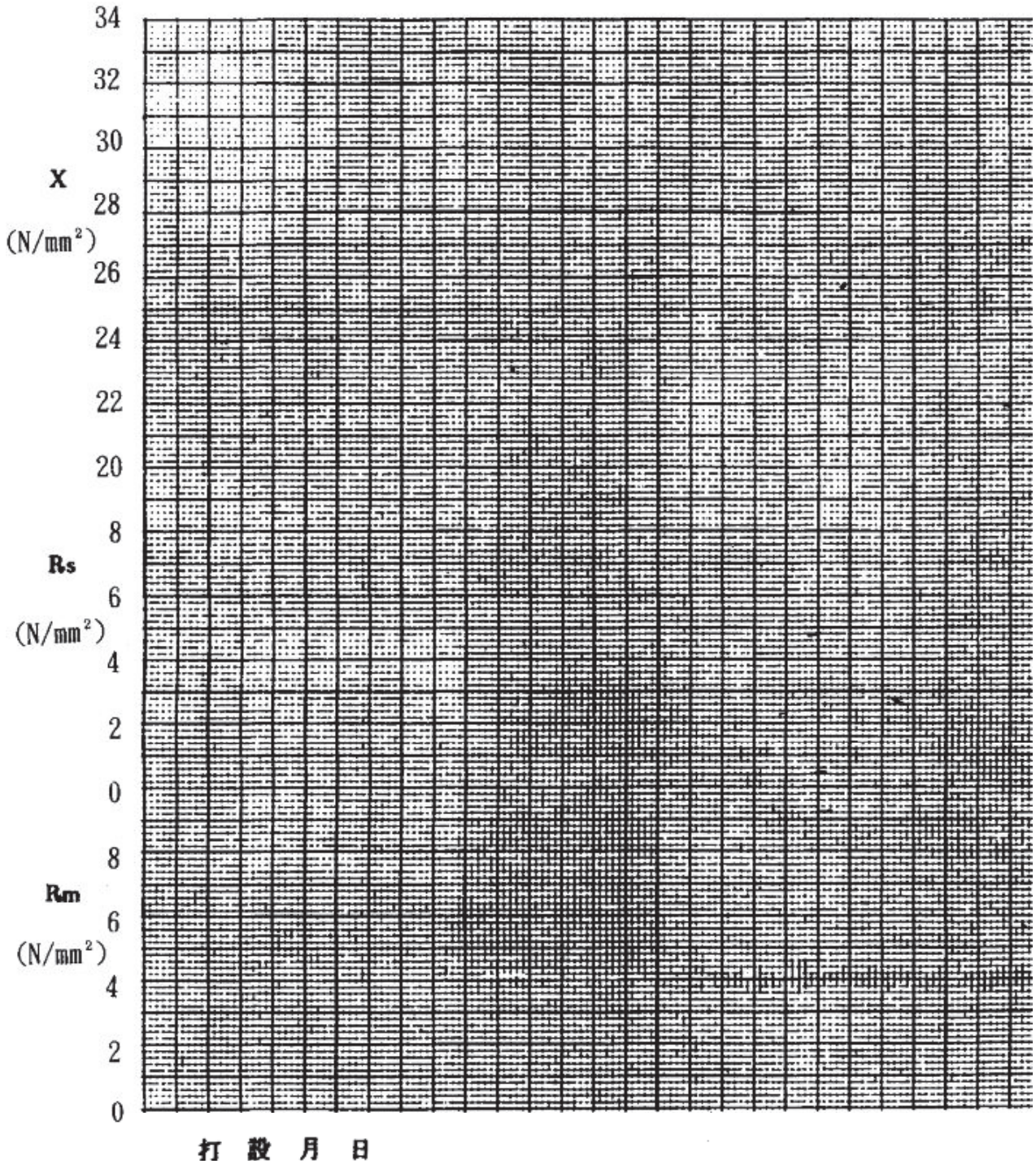
$$\text{変動係数 } V = \frac{\sigma}{\bar{X}} \times 100 =$$

度は不要

コンクリート強度（圧縮）管理図

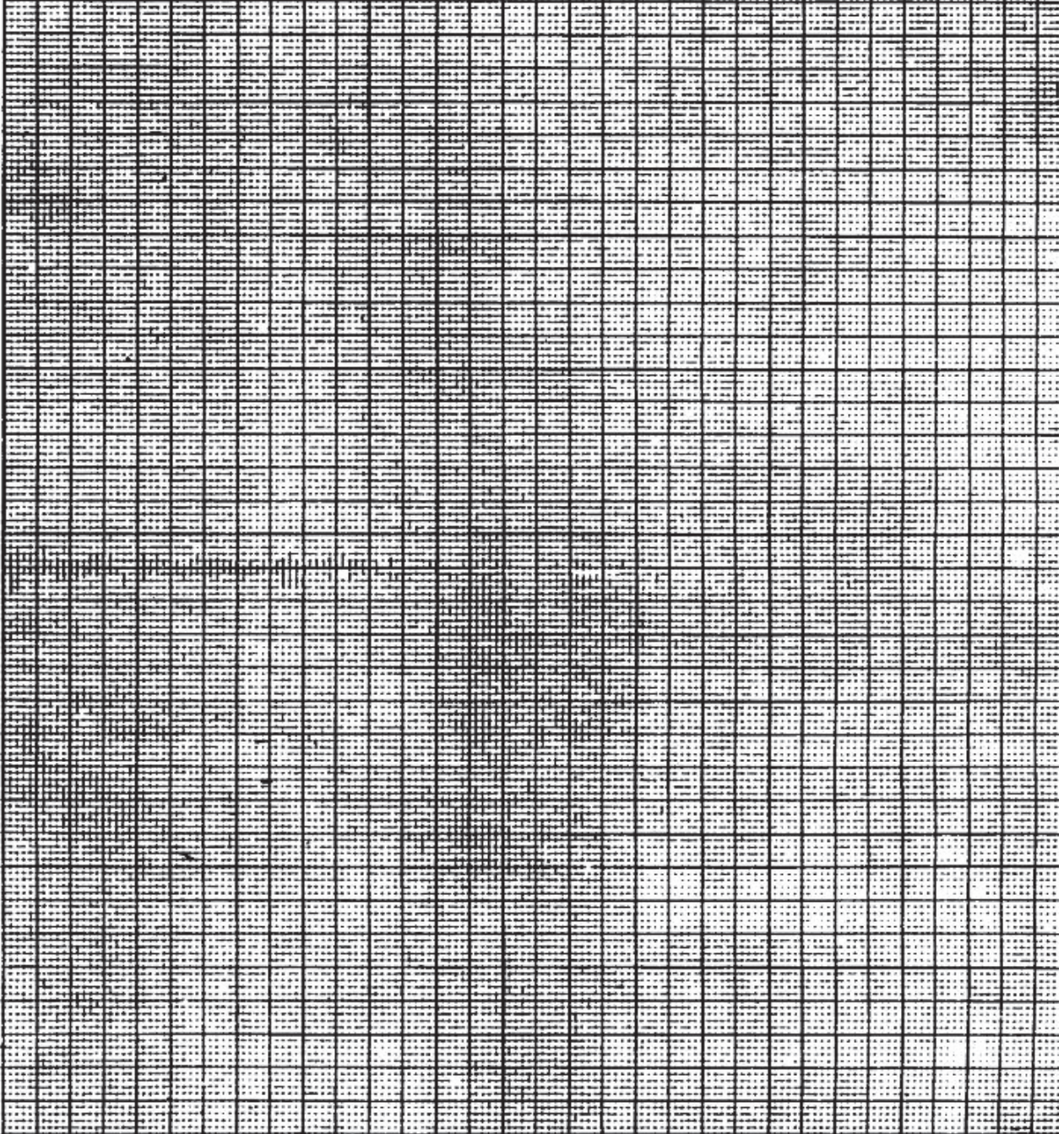
工事名

工種



現場代理人

□印







# 塗膜厚施工管理基準

## 1. 適用

この塗膜厚施工管理基準は、富山県の施工する新橋の塗装工事に適用する。塗替塗装についてはこれに準ずるものとする。

## 2. 測定時期

塗装厚は乾燥膜厚とし測定は工場塗装完了後（または下塗塗装完了後）と現場塗装完了後（または、中塗及び上塗塗装完了後）に行うものとする。

## 3. 測定基準

### (1) ロットの決め方

乾燥塗膜厚は同一塗装系でかつ同一塗装方法で塗装された類似部材ごとに1つのロットをとる。1ロットの大きさは500㎡を標準とする。

### (2) 測定方法

塗膜厚の測定は2点調整型電磁微厚計等を使用し、1ロット当りの測定数は25点とする。

同一点につき5回（左上、左下、右下、右上、中央）の平均値を測定値とする。大きさは、5cm四方を標準とする。

現場塗装においては、測定位置を見失わないよう、管理図を作成すること。その際、ポンチ等で傷をつけてはならない。

ただし、完成後、歩行者に見えない箇所については、マジック等で、測定箇所の目的（おおむね1cm）をつけることは、やむを得ないものとする。

測定位置はなるべく作業姿勢ごとの点数が等しくなるように選ぶものとする。

## 4. 管理基準

(1) ロットの塗膜厚平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上であること。

(2) 塗膜厚測定値の最小値は目標塗膜厚合計値の70%以上であること。

(3) 塗膜厚測定値分布の標準偏差は目標塗膜厚合計値の20%をこえないこと。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

## 5. 不合格ロットの処理

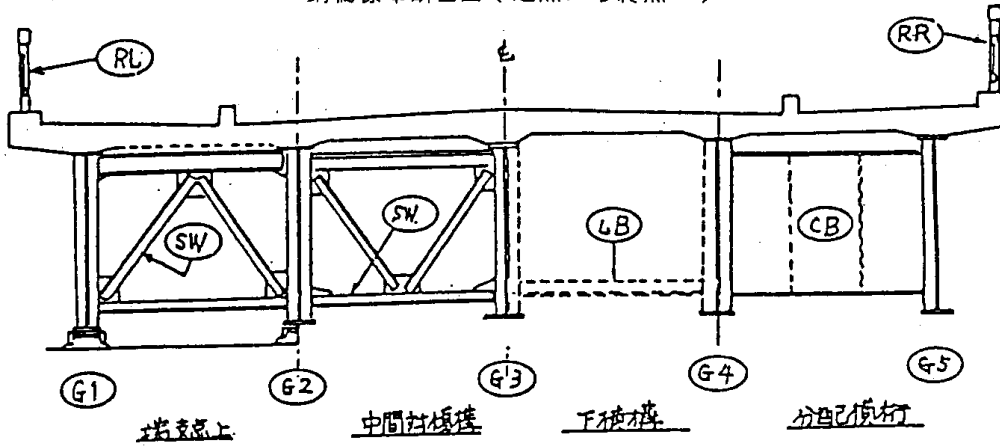
平均値、最小値、標準偏差のそれぞれの条件のうち1つ以上について不合格になったロットについてはさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせた計算結果が管理基準値を満足していれば合格とする。不合格となったロットは最上層の塗料を増し塗りして測定をやり直し可否を判定する。

## 6. 目標塗膜厚

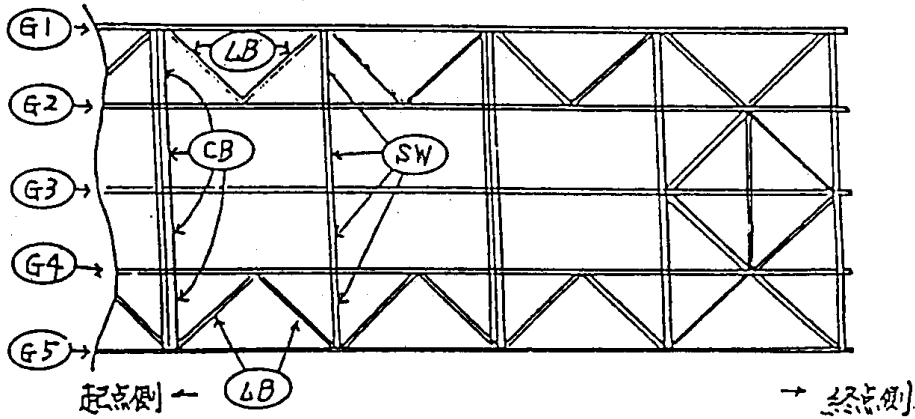
目標塗膜厚は「鋼道路橋塗装・防食便覧」による。

塗膜厚測定記録表ならびにその記入例を次に示す。

鋼橋標準断面図（起点から終点へ）



配置図



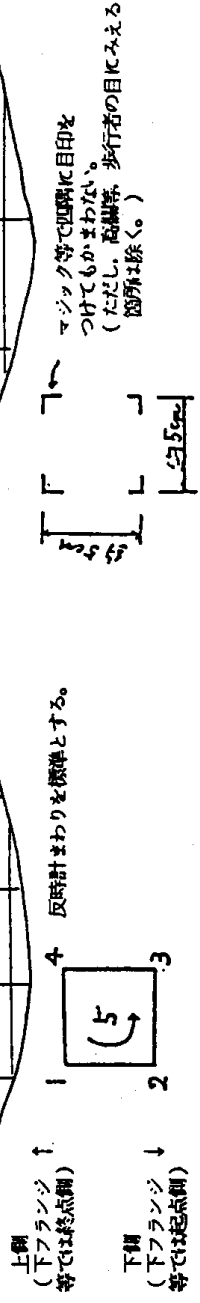
塗膜厚 測定箇所一覧表（鋼板桁橋の1径間のロットのとり方の例）

名称	主 桁	対 傾 構	(下) 横 構	分 配 横 桁	その他
記 号	G	SW	LB	CB	適 宜
測定数	各主桁毎1か所以上	3か所以上	3か所以上	2か所以上	適 宜
測定箇所					適 宜
その他	各点(a, b, c...)につき5回(左上, 左下, 右下, 右上, 中央)測定し平均すること。				

(単位: μm) 系

(再検査 記入例)

振りより名	検査業者名					測定者氏名					日				mm以上 mm以上 mm以上 mm以上			
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
クレン及び検査月日	下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上
測定月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
番号	測定位置	工程		右		左		5点合計		5点平均		当該膜厚		(X-X1) <sup>2</sup>				
		左1	左2	右3	右4	中5	中5	下	中	上	下	中	上					
1	主 桁 G1-a	ケレン後	100	100	110	110	100	100	520	104	54	55.0-54=1.0	1.0					
		下塗後	160	160	150	150	160	160	790	158	56	55.9-56=-0.1	0.01					
		中塗後	210	220	220	220	200	200	1,070	214	40	40.2-40=0.2	0.04					
		上塗後	240	260	250	260	260	260	1,270	254	150	151.1-150=1.1	1.21					
2	主 桁 G1-b	ケレン後	110	100	100	100	100	100	510	105	55	55.0-55=0	0					
		下塗後	160	160	160	150	160	160	800	160	54	55.9-54=1.9	3.61					
		中塗後	210	210	220	220	210	210	1,070	214	42	40.2-42=-1.8	3.24					
		上塗後	250	260	250	260	260	260	1,280	256	150	151.1-151=0.1	0.01					
		ケレン後																
		下塗後																



## 塗膜厚測定記録総括表

(記入例)

(単位:  $\mu\text{m}$ )

橋りょう名		〇〇〇橋	ロット名	主桁 G1~G5		塗装業者名		〇〇塗装(株)	
						測定者氏名		〇〇 〇〇	
工種	下塗(35 $\mu\text{m}$ 以上)		中塗(30 $\mu\text{m}$ 以上)		上塗(25 $\mu\text{m}$ 以上)		合計厚(90 $\mu\text{m}$ 以上)		
作業月日	〇月〇日		〇月〇日		〇月〇日		〇月〇日		
測定月日	〇月〇日		〇月〇日		〇月〇日		〇月〇日		
番号	測定位置	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$
1	G1-a	54	1.0	56	0.01	40	0.04	150	1.21
2	G1-b	55	0	54	3.61	42	3.24	151	0.01
3	G1-c	53	4.0	55	0.81	41	0.64	149	4.41
4									
...									
...									
...									
33									
34	G5-f	55	0	56	0.01	40	0.04	151	0.01
35	G5-g	54	1.0	54	3.61	41	0.64	149	4.41
合計		1925	33.81	1957	48.64	1407	40.1	5289	40.81
平均値	X	$1925/35 = 55.0$		$1957/35 = 55.9$		$1407/35 = 40.2$		$5289/35 = 151.1$	
測定最小値	M	= 53		= 54		= 40		= 149	
標準偏差	S	$\sqrt{\frac{33.81}{34}} = 1.00$		$\sqrt{\frac{48.64}{34}} = 1.20$		$\sqrt{\frac{40.1}{34}} = 1.18$		$\sqrt{\frac{40.81}{34}} = 1.20$	
目標の90%Y1		$0.9 \times 35 = 31.5$		$0.9 \times 30 = 27.0$		$0.9 \times 25 = 22.5$		$0.9 \times 90 = 81.0$	
目標の70%Y2		$0.7 \times 35 = 24.5$		$0.7 \times 30 = 21.0$		$0.7 \times 25 = 17.5$		$0.7 \times 90 = 63.0$	
目標の20%Y3		$0.2 \times 35 = 7.0$		$0.2 \times 30 = 6.0$		$0.2 \times 25 = 5.0$		$0.2 \times 90 = 18.0$	
管理基準	$Y \geq Y1$	$55.0 > 31.5$		$55.9 > 27.0$		$40.2 > 22.5$		$151.1 > 81.0$	
	$M \geq Y2$	$53.0 > 24.5$		$54.0 > 21.0$		$40.0 > 17.5$		$149.0 > 63.0$	
	$S < Y3$	$1.0 < 7.0$		$1.20 < 6.0$		$1.18 < 5.0$		$1.20 < 18.0$	
判定	合格		合格		合格		合格		

$$\text{平均値 } \bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$$

$$\text{標準偏差 } S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$$

# 塗膜厚測定記録表

(単位: μm) ㎡

構りよう名	塗装業者名		測定者氏名					目		塗							
	ケレン	月 日	下塗	月 日	中塗	月 日	口	日	上塗	月 日	日	下	中	上	合計		
測定月日	ケレン	月 日	下塗	月 日	中塗	月 日	口	日	上塗	月 日	日	下	中	上	合計		
番号	測定位置	ケレン	工程	左上	左下	右下	右上	中央	5	5点合計	5点平均	当該塗膜厚 (X-Xi)				(X-Xi) <sup>2</sup>	
			ケレン後									下塗					
			下塗後									中塗					
			中塗後									上塗					
			上塗後									合計					
			ケレン後									下塗					
			下塗後									中塗					
			中塗後									上塗					
			上塗後									合計					
			ケレン後									下塗					
			下塗後									中塗					
			中塗後									上塗					
			上塗後									合計					
			ケレン後									下塗					
			下塗後									中塗					
			中塗後									上塗					
			上塗後									合計					

# 塗膜厚測定記録総括表

(単位:  $\mu\text{m}$ )

備考欄名		ロット名		塗装業者名					
				測定者氏名					
工種	下塗 ( $\mu\text{m}$ 以上)		中塗 ( $\mu\text{m}$ 以上)		上塗 ( $\mu\text{m}$ 以上)		合計厚 ( $\mu\text{m}$ 以上)		
作業月日	月 日		月 日		月 日		月 日		
測定月日	月 日		月 日		月 日		月 日		
番号	測定位置	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$	膜厚 $X_i$	$(\bar{X}-X_i)^2$
1									
2									
3									
4									
.									
.									
.									
.									
33									
34									
35									
合計									
平均値	$\bar{X}$	=		=		=		=	
測定最小値	M	=		=		=		=	
標準偏差	S	=		=		=		=	
目標の90%	Y1	0.9x	=	0.9x	=	0.9x	=	0.9x	=
目標の70%	Y2	0.7x	=	0.7x	=	0.7x	=	0.7x	=
目標の20%	Y3	0.2x	=	0.2x	=	0.2x	=	0.2x	=
管理基準	$Y \geq Y1$								
	$M \geq Y2$								
	$S < Y3$								
判定									

$$\text{平均値 } \bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$$

$$\text{標準偏差 } S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$$

# 富山県土木工事写真撮影要領

## 1. 総則

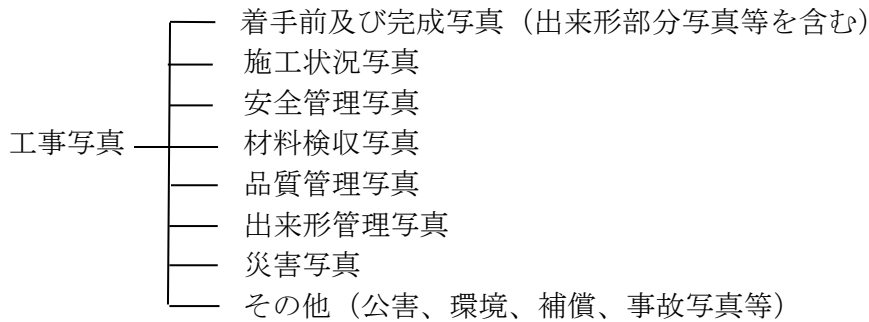
### 1-1 適用範囲

この写真撮影要領は、富山県土木工事施工管理基準5の(4)に定める土木工事の工事写真の撮影に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

### 2-2 撮影方法

写真の撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板等を被写体とともに写し込むものとする。

① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

なお、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 写真の省略

工事写真は以下の場合には省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影は省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員が臨場して段階確認し撮影した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

### 2-4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『電子小黒板の活用について』（平成29年8月1日付け、建技第152号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

### 2-5 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、L版(89×127mm)程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。
- (3) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。  
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (4) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法

で撮影する。

- (5) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

## 2-6 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、A4版とする。

## 2-7 工事写真の提出部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 電子納品対象の場合は、**富山県電子納品運用ガイドライン(案)**に基づき、以下のとおりとする。
- ① 以下について工事写真帳を紙で1部提出する。
    - ・ 中間検査・段階確認状況写真（施工中）
    - ・ 着手前および完成写真（完成時）
    - ・ サムネール写真（完成時）
  - ② 工事写真として、電子媒体を2部提出する。
- (2) 電子納品対象外の場合は、以下のとおりとする。
- ・ 工事写真として工事写真帳を工事完成時に1部提出する。

## 2-8 注意事項等

別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 工事写真は、工事内容が的確に判断できるよう撮影するものとし、撮影項目・撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 不可視部となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を写真帳に添付する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。

## 2-9 その他

国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真撮影要領のほか、国土交通省の各要領の規定による。

また、国土交通省の「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真撮影要領のほか、国土交通省の各要領の規定による。



撮影箇所一覧表

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるよう適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設、任意仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	工事打合簿に添付する
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕	
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナ(UAVレーザ)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	

撮影箇所一覧表

品質管理	別添 撮影箇所一覧表(品質管理)に準拠		
	不可視部分の施工	適宜	
出来形管理	別添 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準拠		
	不可視部分の施工	適宜	
	出来形管理基準が定められていない	監督員と協議	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕
	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕
			発生前は付近の写真でも可

撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験については、試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランブ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。
		テストハンマーによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールラッキング試験		
		ホイールラッキング試験		
	ラベリング試験			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		

撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]		
9	転圧コンクリート (施工)	コンステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
		マーシャル突き固め試験			
		ハンマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]		
		現場密度の測定			
		コアによる密度測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
10	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
	温度測定				
	ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締 固め管理要領」による場合は、写真管 理を省略する		
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験	路床毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められ た場合 [試験実施中]		
		たわみ量			ブルーフローリングの不良箇所について実 施 [試験実施中]
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められ た場合 [試験実施中]		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締 固め管理要領」による場合は、写真管 理を省略する		
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実 施		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]		
14	アンカー工	モルタルの圧縮強度試験	適宜 [試験実施中]		
		モルタルのフロー値試験			
		適正試験(多サイクル確認試験)			
		確認試験(1サイクル確認試験)			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締 固め管理要領」による場合は、写真管 理を省略する		
16	鉄筋挿入工	圧縮強度試験	適宜 [試験実施中]		
		定着材のフロー値試験			
		適合性試験			
		受入れ試験			
17	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		

撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
18	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
19 20	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
21	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
22	道路土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ブルーローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
23	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		

撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目		摘要		
		撮影項目	撮影頻度 [時期]			
24	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]			
		骨材の密度及び吸水率試験				
		骨材のふるい分け試験				
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]			
		モルタルの圧縮強度による砂の試験				
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]			
		粗骨材中の軟石量試験				
		骨材中の粘土塊量の試験				
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験				
		粗骨材のすりへり試験				
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験				
	練り混ぜ水の水質試験					
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		圧縮強度試験については、試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
		スランパ試験				
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]			
		コンクリートの圧縮強度試験				
		温度測定	配合毎に1回 [試験実施中]			気温・コンクリート
		コンクリートの単位容積質量試験				
		コンクリートの洗い分析試験				
コンクリートのフリージング試験						
コンクリートの引張強度試験						
コンクリートの曲げ強度試験						
25	覆工コンクリート(NATM)	スランパ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]			
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]			
		塩化物総量規制				
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
		コンクリートの洗い分析試験				
26	吹付けコンクリート(NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験については、試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの		
		コンクリートの圧縮強度試験				
		スランパ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]			
		空気量測定				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回					
27	ロックボルト(NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]			
		モルタルのフロー値試験				
		ロックボルトの引抜き試験	適宜			
28	路上再生路盤工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]			
		土の粒度試験				
		土の含水比試験				
		土の液性限界・塑性限界試験				
	路上再生路盤工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]			
		土の一軸圧縮試験				
		CAEの一軸圧縮試験				
		含水比試験				

撮影箇所一覧表(品質管理)

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
29	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
	粒度			
	アスファルト量抽出粒度分析試験			
30	排水性舗装工・透 水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールラッキング試験		
		ホイールラッキング試験		
		ラベリング試験		
		カンタプロ試験		
	排水性舗装工・透 水性舗装工 (舗設現場)	温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
外観検査				
31	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量		
		水浸ホイールラッキング試験		
		ホイールラッキング試験		
		ラベリング試験		
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査		
		温度測定		
現場密度の測定				
32	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	
		在庫品切出	当初の物件で1枚[切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	
33	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
34	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて[試験実施中]			
35	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	





撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2  ・出来映えの撮 影 ・TS等の設置状 況と出来形計測 対象点上のプリ ズムの設置状況 (プリズムが必要 な場合のみ)が わかるように撮 影
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
						「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場 合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測 技術(面管理の場合)における 空中写真測量(UAV)および 地上写真測量」に基づき写真 測量に用いた画像を納品する 場合には、写真管理に代える ことができる。		

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 〔施工後〕	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所 〔仕上げ時〕	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レータ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	1-3-7-4

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は 除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込前後〕	3-1-3-4
						変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		緑石工(縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	3-1-3-5
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所 に1回 〔施工後〕	3-1-3-6
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所 に1回 (※印は現場打ち部分 がある 場合) 〔施工後〕	3-1-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所 に1回 (※印は現場打ち部分 がある 場合) 〔施工後〕	3-1-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工(ガードケー ブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所 に1回 (※印は現場打ち部分 がある 場合) 〔施工後〕	3-1-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量〔施工前後〕	3-1-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-1-3-10
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	3-1-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-1-3-12
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-1-3-12
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-1-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	3	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	3-1-3-14
3	1	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立 工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	3-1-3-14
3	1	3	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-1-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びびグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3	1	3	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-1-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びびグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3	1	3	16	2	PC押し箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-1-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びびグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量〔製作後〕	3-1-3-17
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-1-2-18
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-1-3-19
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-1-3-22
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-1-3-24
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	3-1-3-24

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	3-1-3-26
						法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-3-26
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-3-27
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-3-27
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	3-1-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	3-1-3-29



撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	3-1-3-29
3	1	3	29	3	暗渠工	幅 高さ	120m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	3-1-2-29
3	1	3	30		集水榭工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	3-1-3-30
3	1	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-1-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3	1	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 高さ	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-4-1
3	1	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	3-1-4-3

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	4	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-4-3
3	1	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所1回 〔打込後〕	3-1-4-4
						根入長	1施工箇所1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕	
3	1	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所1回 〔施工中〕	3-1-4-5
						偏心量	1施工箇所1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所1回 〔組立後〕	
3	1	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-1-4-7
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3	1	4	7		オープンケーソン基礎工	杓	1基に1回 〔据付後〕	3-1-4-7
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-1-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-1-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	3-1-5-3
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40m に1回	3-1-5-3

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	5	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-5-3
3	1	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	3-1-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
3	1	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	3-1-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」によ り「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕	



撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-9
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-9
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-10
						タックコート、プラ イムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	



撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整 路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	
						厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-1-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12
						スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	3-1-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
						平坦性	1工事に1回 [実施中]	
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-1-6-12
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]	
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所 に1回 [据付後]	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]	
						平坦性	1工事に1回[実施中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の 場合は打設前後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
目地段差	1工事に1回							



撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-14
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-6-15
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-6-16
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕	3-1-7-2
3	1	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-7-3
3	1	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-7-5
3	1	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-7-6
3	1	7	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所1回 〔打込み前後〕	3-1-7-7
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量〔打込前後〕	
3	1	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 〔打込後〕	3-1-7-9
						深度	1施工箇所1回 〔打込前後〕	
						ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		
3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-7-9

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所1回 〔打込前〕	3-1-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所1回 〔削孔後〕	3-1-10-5
						配置誤差	1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック 張り工)	法長	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-1-10-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-10-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-10-5
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-10-9

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	10	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-1-10-10
3	1	10	22		法面吹付工		第3編1-14-3吹付工に準 ずる	3-1-10-22
3	1	12	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-1-12-1
3	1	12	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-1-12-1
3	1	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3	1	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所 に1回 〔仮組立時〕	3-1-12-1

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-3  ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-1-12-3
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-1-12-8
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-1-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-1-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	



撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]	3-1-13-1
3	1	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	3-1-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
3	1	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 [清掃後]	3-1-14-2
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 [吹付前]	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 [吹付後]	
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
						材料使用量	1工事に1回 [混合前]	
3	1	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 [清掃後]	3-1-14-3
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 [吹付前]	
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 [吹付後]	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、 砕中心間隔	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	3-1-14-4
3	1	14	4	2	法砕工(プレキャスト法砕工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-1-14-4
3	1	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所 に1回 〔削孔後〕	3-1-14-6 ※鉄筋挿入工 にも適用する
						配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
3	1	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回	3-1-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔型枠取外し後〕	
3	1	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	3-1-15-2
3	1	15	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	3-1-15-3

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	3-1-15-4
						法長厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 〔施工後〕	3-1-16-1
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	3-1-18-1

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
5 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	12		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所1回 〔打込み前〕	
						幅 方向	1施工箇所1回 〔施工後〕	
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所1回 〔巻立前〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
5 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
5 河川編	4 水門	9 鋼管理橋 上部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパン に1回 〔取付後〕	
5 河川編	4 水門	9 鋼管理橋 上部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパン に1回 〔取付後〕	
5 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工(鋼 管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工 (鋼管 理橋)	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工 (鋼管 理橋)	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 河川編	5 堰	9 管理橋 下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	6 排水機 場	4 機場本 体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第5編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
5 河川編	7 床止め・ 床固め	4 床止め工	6	1	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 河川編	7 床止め・ 床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
5 河川編	7 床止め・ 床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5	場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外後〕	
6	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの形状 寸法 据付状況	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの形状 寸法 法長 厚さ	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5	コンクリート被覆工	法長 厚さ 裏込材厚	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
6	河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2	コンクリート被覆工	幅 高さ 基礎厚	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
6	河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3	波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4	捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
6	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	



撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
6	河川海岸編	2	5	2	捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
6	河川海岸編	2	5	5	海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの形状 寸法 天端幅	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕 200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
6	河川海岸編	2	5	9	石砕工	厚さ 高さ 間詰石状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6	河川海岸編	2	5	10	場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
6	河川海岸編	2	5	11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	
6	河川海岸編	2	5	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
6	河川海岸編	2	5	11	3	ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第6編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
6	河川海岸編	2	5	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基に1回 〔製作後〕	
6	河川海岸編	2	5	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所1回 〔据付後〕	
6	河川海岸編	2	5	12	3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所1回 〔施工後〕	
6	河川海岸編	2	6	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
6	河川海岸編	2	6	3		根固めブロック工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
6	河川海岸編	2	7	3		消波ブロック工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
6	河川海岸編	3	3	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第7編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	
						打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
7 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第7編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
7	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
7	3	9	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所 に1回 〔施工後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第8編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ  打継目処理	測定箇所毎に1回 〔施工後〕  奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第8編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	
9	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
9	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
9	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
9	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
9	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
9	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施 工前は必要に応じて)〔施工前 後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
9	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
9	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
9	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	
9	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ		
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長		
9	2	9	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	
9	2	9	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	



撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9	2	12	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所(に1回 〔施工後〕)	
9	2	12	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所(に1回 〔施工後〕)	
9	2	12	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所(に1回(施 工前は必要に応じて)〔施工前 後〕)	
9	3	3	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚(に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕)	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1脚(に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕)	
9	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より出来形管理資料を提出す る場合は、出来形計測状況を 1工事1回	
9	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より出来形管理資料を提出す る場合は、出来形計測状況を 1工事1回	
9	3	7	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より出来形管理資料を提出す る場合は、出来形計測状況を 1工事1回	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9	3	8	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 (型枠取外後)	
9	3	8	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 (型枠取外後)	
9	3	8	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
9	3	8	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
9	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
9	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
9	5	6	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋につき1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎につき1回 〔型枠取外し後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	80mに1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	80mに1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ(検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕	
9 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1 断面〔穿孔中〕	
						ロックボルト注入 状況	施工パターン毎又は80mに1 断面〔注入中〕	
						ロックボルト打設 後の状況	施工パターン毎又は80mに1 断面〔打設後〕	
9 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	
9 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本體工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
9 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本體工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
9 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回(型 枠取外し後)	
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
9 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打軀體工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
9 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所 に1回 〔設置後〕	
9 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9	11	6	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所(に1回 〔施工後〕)	
9	11	6	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所(に1回 〔施工後〕)	
9	11	7	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所(に1回 〔埋戻し前〕)	
9	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所(に1回 〔敷設後〕)	
9	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所(に1回 〔据付後〕)	
9	12	5	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所(に1回 〔型枠取外し後〕)	
9	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所(に1回 〔型枠取外し後〕)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【第9編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
9 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生路盤工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
9 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グルーピング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	
9 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
9 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	
						出来ばえ、施工 状況	適宜 (施工中)	

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回〔巻出し時〕	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕	
						仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕	
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕	
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	
							打継目処理、打込養生	8リフトに1回〔施工中〕	
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて 4リフトに1回 〔据付後〕	
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて 4リフトに1回〔据付後〕		
					堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回〔据付後〕		
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕		
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	
							湧水状況	適宜〔掘削中〕	
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回 〔建込後〕	
							湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕	
							集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回 〔設置後〕	
地下排水工(管接合据付状況)									
地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回 〔投入前後〕								
矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕								
	グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕							

撮影箇所一覧表(出来形管理)

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕		
						セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕			
						二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕			
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕			
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕		
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕		
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕		
							注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕		
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕		
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕		
						局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所 に1回〔施工前後〕			
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
						道路除草	出来ばえ	5kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕		
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回		
						新設、更新、修理防護柵類	基礎幅、深さ、出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要に 応じて)〔施工前後〕		
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は 必要に応じて)〔施工前後〕		
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は 必要に応じて)〔施工前後〕		
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕		
						清掃(路面、標識、側溝、集水柵)	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕		
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕		
					材料使用量		全数量〔施工前後〕			
					街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕			
					街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕			
					街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト 100mに1回〔施工前後〕			
					街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト 100mに1回〔施工中〕			
					街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕			
					排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中			
					凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中			
						材料使用量	全数量〔施工前後〕			
					河川除草	出来ばえ	1kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕			
					維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に 1回〔組立後〕	
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1 回〔養生時〕	